

宇多津町国民健康保険
第3期 データヘルス計画
第4期 特定健康診査等実施計画

令和6年度（2024年）～令和11年度（2029年）

令和6年3月
香川県宇多津町

目次

第1章 基本的事項.....	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 標準化の推進	2
4 計画期間	2
5 実施体制・関係者連携	2
第2章 現状の整理.....	3
1 宇多津町特性	3
(1) 人口動態	3
(2) 平均余命・平均自立期間	4
(3) 産業構成	5
(4) 医療サービス（病院数・診療所数・病床数・医師数）	5
(5) 被保険者構成	5
2 前期計画等に係る考察	6
(1) 第2期データヘルス計画の目標評価・考察	6
(2) 第2期データヘルス計画の個別事業評価・考察	7
3 保険者努力支援制度	15
(1) 保険者努力支援制度の得点状況	15
第3章 健康・医療情報等の分析と分析結果に基づく健康課題の抽出.....	17
1 死亡の状況	18
(1) 死因別の死亡者数・割合	18
(2) 死因別の標準化死亡比（SMR）	19
2 介護の状況	21
(1) 要介護（要支援）認定者数・割合	21
(2) 介護給付費	21
(3) 要介護・要支援認定者の有病状況	22
3 医療の状況	23
(1) 医療費の3要素	23
(2) 疾病分類別入院医療費及び受診率	25
(3) 疾病分類別外来医療費及び受診率	29
(4) 生活習慣病（重篤な疾患・基礎疾患）における受診率	32
(5) 生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況.....	34
(6) 高額なレセプトの状況	35
(7) 長期入院レセプトの状況	36
4 特定健診・特定保健指導・生活習慣の状況	37
(1) 特定健診受診率	37
(2) 有所見者の状況	39
(3) メタボリックシンドロームの状況	41
(4) 特定保健指導実施率	44
(5) 特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	45
(6) 受診勧奨対象者の状況	46
(7) 質問票の状況	50

5 一体的実施に係る介護及び高齢者の状況	52
(1) 保険種別（国民健康保険及び後期高齢者医療制度）の被保険者構成	52
(2) 年代別の要介護（要支援）認定者の有病状況	52
(3) 保険種別の医療費の状況	53
(4) 前期高齢者における骨折及び骨粗しょう症の受診率	54
(5) 後期高齢者の健診受診状況	54
(6) 後期高齢者における質問票の回答状況	55
6 その他の状況	56
(1) 重複服薬の状況	56
(2) 多剤服薬の状況	56
(3) 後発医薬品の使用状況	57
(4) 5がん（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん）検診の受診率	57
7 健康課題の整理	58
(1) 県全体の健康課題と標準事業	58
(2) 健康課題の全体像の整理	60
(3) わがまちの生活習慣病に関する健康課題	62
(4) 一体的実施及び医療費適正化等に関する課題	62
第4章 データヘルス計画の目的・目標	63
1 健康課題の整理まで	63
2 取り組む分野、計画全体の目的	63
3 分野別の目標設定	64
第5章 保健事業の内容	65
1 課題解決のための保健事業	65
2 個別保健事業計画・評価指標のまとめ	77
3 香川県標準指標	79
第6章 計画の評価・見直し	81
1 個別事業計画の評価・見直し	81
2 個別保健事業の評価に基づくデータヘルス計画全体の評価・見直し	81
(1) 評価の時期	81
(2) 評価方法・体制	81
第7章 計画の公表・周知	81
第8章 個人情報の取扱い	81
第9章 地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項	82
1 地域包括ケアの構築に向けた取組み	82
2 KDB・レセプトデータを活用した健康事業・介護予防・生活支援の対象となる被保険者の抽出	82
第10章 第4期 特定健康診査等実施計画	83
1 計画の背景・趣旨	83
(1) 計画策定の背景・趣旨	83
(2) 特定健診・特定保健指導を巡る国の動向	84
(3) 計画期間	84

2 第3期計画における目標達成状況	85
(1) 全国の状況	85
(2) 宇多津町の状況	86
(3) 国の示す目標	91
(4) 宇多津町の目標	91
3 特定健診・特定保健指導の実施方法	92
(1) 特定健診	92
(2) 特定保健指導	94
4 特定健診受診率・特定保健指導実施率向上に向けた主な取組	95
(1) 特定健診	95
(2) 特定保健指導	96
5 その他	97
(1) 計画の公表・周知	97
(2) 個人情報の保護	97
(3) 実施計画の評価・見直し	97
参考資料 用語集	98
疾病中分類別単位の「その他の〇〇」に含まれる細小分類別疾患	101
香川県標準指標出典元	102

第1章 基本的事項

1 計画の趣旨

平成25年「日本再興戦略」の重要施策である「健康寿命の延伸」の実現のため、全ての健康保険組合にデータヘルス計画の実行が求められ、その後、平成26年度末には、国保保険者についても策定が求められた。「データヘルス」とは、「レセプトや健診データ情報から医療費分析を行い、明らかにした課題から保健事業を決定し、PDCAサイクルで効果的・効率的に検証するもの」であり、これを受けて、本町では平成28・29年度を第1期、平成30年度から令和5年度を第2期としたデータヘルス計画を策定し、エビデンスに基づく保健事業を実施している。

一方、国民健康保険を取り巻く環境も変わりつつある。平成30年4月から県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、また、令和2年度からは高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進するための枠組みが構築され、人生100年時代を迎えた疾病予防・健康づくりが強化された。さらに、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症が流行した影響もあり、最新のテクノロジーを活用した保健事業や健康情報のデジタル化の動きが加速化している。

このような中、第2期計画が令和5年度で満了し、これまでの保健事業の取り組みや、国における標準化の動き、国民健康保険制度改革の進展を踏まえ、本町の「第3期データヘルス計画」を策定するものである。

2 計画の位置づけ

国民健康保険においては、幅広い年代の被保険者が存在するため、KDBデータやレセプトデータから、これらの年代の身体的な状況等に応じた健康課題を的確に捉え、データヘルス計画により課題に応じた保健事業を実施し、PDCA管理を行うことで、より効果的に健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持および向上を図る。また、この結果、医療費の適正化にも資すると考えられる。

本計画は、健康増進法に基づく基本方針を踏まえるとともに、第2期香川県国民健康保険運営方針および第4期医療費適正化計画等、他の法定計画と調和のとれたものとし、第4期特定健康診査等実施計画については、一体的に策定することとする。

特に、本計画で実施するポピュレーションアプローチについては、第3期宇多津町健康増進計画における施策と重なることから、計画策定時から連携して効率的に事業化する必要がある。

3 標準化の推進

県下の市町では、第2期計画中から継続して健康課題の見える化作業を行ってきたほか、第3期計画の策定に当たっては、県の方針により、県域での標準化（現状把握、課題の抽出、目標値・指標の設定、評価等の一連の流れの共通化）を行い、県下共通の健康課題に対し、全市町が同じ目的の事業を実施、同じ指標での経年的評価を行うこととした。また、他の市町と比較することで、本町の客観的な状況が把握でき、より効果的な事業実施が期待できる。さらに、標準化によりPDCA管理を共通化することで、本町の業務負担を軽減化することができ、人材が不足する場合であっても県・香川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）等の支援を受けやすくなる。

なお、標準化は、保険者の健康課題を効果的・効率的に解決するために行うものであり、地域の実情に応じて、把握すべき情報や評価指標を加えることにより、本町の特徴を踏まえる必要がある。

4 計画期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年）から令和11年度（2029年）までの6年間である。

5 実施体制・関係者連携

本計画の実施に当たっては、健康増進課が主体となり、関係部局との情報交換や相互の連携を図り、保健事業を効率的・効果的に推進するとともに、高齢者に対する取組みについては、香川県後期高齢者医療広域連合や介護保険部局と連携を密にして一体的に取り組むこととする。

また、個別事業の実施に際しては、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等の保健医療関係団体に協力依頼するとともに、評価に際しては、宇多津町国民健康保険運営協議会、国保連および国保連が事務局である香川県保健事業支援・評価委員会等の外部有識者の協力も得て実効性を高めることとする。

さらに、本計画は、被保険者の健康の保持増進が最終的な目的であり、その実効性を高めるためには、被保険者自身が健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって自らの健康状態を自覚するとともに、主体的・積極的に健康増進に取り組むことが重要である。そのため、既存の地域組織や地域リーダー（具体的には食生活改善推進員等）に協力を求めることや、地域に密着した企業などとのコラボレーションも検討する。

第2章 現状の整理

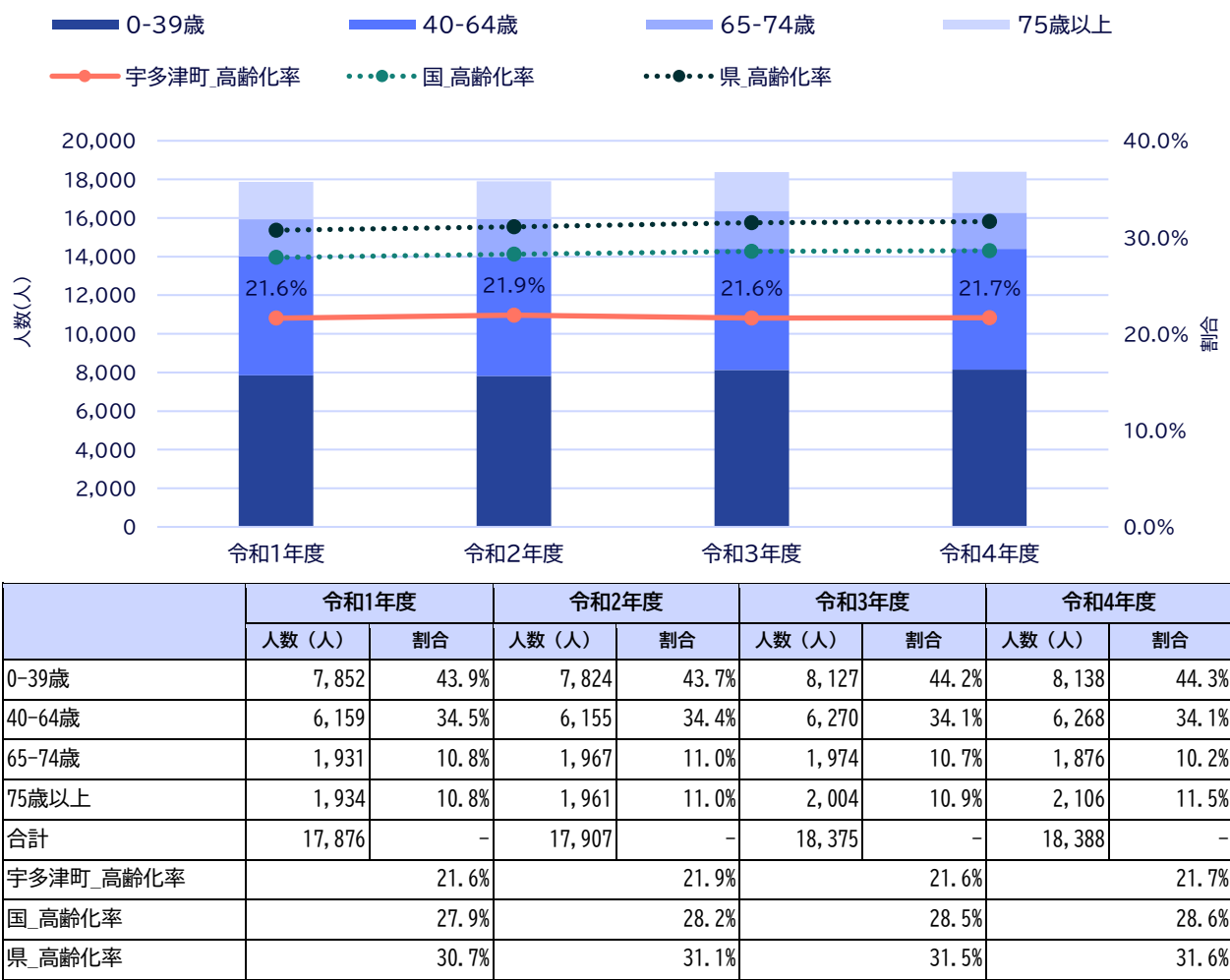
1 宇多津町の特性

(1) 人口動態

宇多津町の人口をみると（図表2-1-1-1）、令和4年度の人口は18,388人で、令和1年度（17,876人）以降512人増加している。

令和4年度の65歳以上人口の占める割合（高齢化率）は21.7%で、令和1年度の割合（21.6%）と比較して、0.1ポイント上昇している。国や県と比較すると、高齢化率は低い。

図表2-1-1-1：人口の変化と高齢化率



【出典】住民基本台帳 令和1年度から令和4年度

※宇多津町に係る数値は、各年度の3月末時点の人口を使用し、国及び県に係る数値は、総務省が公表している住民基本台帳を参照しているため各年度の1月1日の人口を使用している（住民基本台帳を用いた分析においては以下同様）

(2) 平均余命・平均自立期間

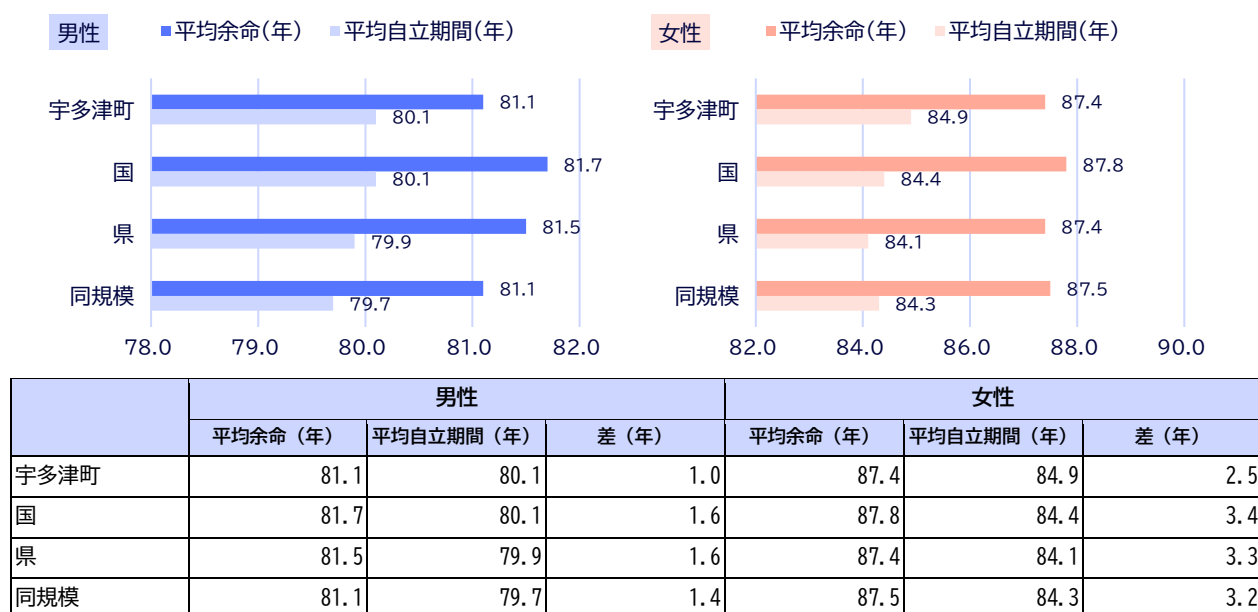
男女別に平均余命（図表2-1-2-1）をみると、男性の平均余命は81.1年で、国・県より短い。国と比較すると、-0.6年である。女性の平均余命は87.4年で、県と同程度で、国より短い。国と比較すると、-0.4年である。

男女別に平均自立期間（図表2-1-2-1）をみると、男性の平均自立期間は80.1年で、国と同程度で、県より長い。国と比較すると、0.0年である。女性の平均自立期間は84.9年で、国・県より長い。国と比較すると、+0.5年である。

令和4年度における平均余命と平均自立期間の推移（図表2-1-2-2）をみると、男性ではその差は1.0年で、令和1年度以降ほぼ一定で推移している。女性ではその差は2.5年で、令和1年度以降拡大している。

※平均余命：ある年齢の人々が、その後何年生きられるかの期待値であり、下表では0歳での平均余命を示している
 ※平均自立期間：0歳の人が要介護2の状態になるまでの期間

図表2-1-2-1：平均余命・平均自立期間



【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

※表内の「国」とは、市町村国保全体を指す（KDB帳票を用いた分析においては以下同様）

※表内の「同規模」とは、人口規模が同程度の市町村を指す。区分は以下の通り

同規模区分		区分	
指定都市		1	
中核市・特別区		2	
特例市		3	

(一般市)		
同規模区分		区分
[人口]		
以上	未満	
～50,000		4
50,000～100,000		5
100,000～150,000		6
150,000～		7

(町村)		
同規模区分		区分
[人口]		
以上	未満	
～5,000		8
5,000～10,000		9
10,000～15,000		10
15,000～20,000		11
20,000～		12

図表2-1-2-2：平均余命と平均自立期間の推移

	男性			女性		
	平均余命(年)	平均自立期間(年)	差(年)	平均余命(年)	平均自立期間(年)	差(年)
令和1年度	82.9	81.8	1.1	86.2	84.1	2.1
令和2年度	82.6	81.6	1.0	86.8	84.4	2.4
令和3年度	82.5	81.5	1.0	87.5	84.9	2.6
令和4年度	81.1	80.1	1.0	87.4	84.9	2.5

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和1年度から令和4年度 累計

(3) 産業構成

産業構成の割合（図表2-1-3-1）をみると、国と比較して第二次産業比率が高く、県と比較して第二次産業比率が高い。

図表2-1-3-1：産業構成

	宇多津町	国	県	同規模
一次産業	1.2%	4.0%	5.4%	10.9%
二次産業	32.2%	25.0%	25.9%	27.1%
三次産業	66.5%	71.0%	68.7%	61.9%

【出典】KDB帳票 S21_003-健診・医療・介護データからみる地域の健康課題 令和4年度 累計

※KDBシステムでは国勢調査をもとに集計している

(4) 医療サービス（病院数・診療所数・病床数・医師数）

被保険者千人当たりの医療サービスの状況（図表2-1-4-1）をみると、国と比較して診療所数、病床数、医師数が少なく、県と比較していずれも少ない。

図表2-1-4-1：医療サービスの状況

（千人当たり）	宇多津町	国	県	同規模
病院数	0.3	0.3	0.5	0.3
診療所数	3.7	4.0	4.5	2.7
病床数	18.7	59.4	76.2	44.1
医師数	7.0	13.4	15.6	6.4

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

※病院数・診療所数・病床数・医師数を各月ごとの被保険者数から算出する年間平均被保険者数で割ったものである

※KDBシステムでは医療施設（動態）調査及び医師・歯科医師・薬剤師統計をもとに集計している

(5) 被保険者構成

被保険者構成をみると（図表2-1-5-1）、令和4年度における国保加入者数は2,915人で、令和1年度の人数（3,122人）と比較して207人減少している。国保加入率は15.9%で、国・県より低い。

65歳以上の被保険者の割合は41.3%で、令和1年度の割合（40.3%）と比較して1.0ポイント増加している。

図表2-1-5-1：被保険者構成

	令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合
0-39歳	887	28.4%	859	27.7%	816	26.9%	795	27.3%
40-64歳	977	31.3%	955	30.8%	943	31.1%	916	31.4%
65-74歳	1,258	40.3%	1,289	41.5%	1,276	42.0%	1,204	41.3%
国保加入者数	3,122	100.0%	3,103	100.0%	3,035	100.0%	2,915	100.0%
宇多津町_総人口	17,876		17,907		18,375		18,388	
宇多津町_国保加入率	17.5%		17.3%		16.5%		15.9%	
国_国保加入率	21.3%		21.0%		20.5%		19.7%	
県_国保加入率	20.2%		20.1%		19.6%		18.8%	

【出典】住民基本台帳 令和1年度から令和4年度

KDB帳票 S21_006-被保険者構成 令和1年から令和4年 年次

※加入率は、KDB帳票における年度毎の国保加入者数を住民基本台帳における年毎の人口で割って算出している

2 前期計画等に係る考察

(1) 第2期データヘルス計画の目標評価・考察

第2期データヘルス計画の中長期目標及び短期目標について、下表のとおり評価した。

【評価の凡例】									
○「指標評価」欄：5段階									
A：目標達成 B：目標達成はできていないが改善傾向 C：変わらない D：悪化傾向 E：評価困難									
項目名	開始時	目標値	実績値（％）						指標評価
			平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
40～44歳男性、女性の特定健診受診率	男24.4% 女24.7%	男女とも30%	男15.1 女24.3	男15.7 女27.4	男18.3 女23.8	男19.7 女26.4	男12.1 女21.6	男15.9 女18.5	D
メタボ予備軍・該当者比率の減少率	予備軍12.9% 該当者19.6%	予：7.9% 該：14.6%	予：12.6 該：18.9	予：11.4 該：21.6	予：9.6 該：21.5	予：12.2 該：19.4	予：13.5 該：21.8	予：11.4 該：21.0	D
特定健診受診率	36%	40%	35.1	36.6	33.3	35.3	34.9	36.8	C
特定保健指導利用率	22%	30%	21.5	19.6	17.4	13.7	16.5	5.2	D
歯科受診勧奨・保健指導受診（利用）率	12.8%	30%	5.9	11.4	11.5	15.3	35.7	38.9	B
若年層（35～39歳）の各種がん検診受診率	肺7.2% 胃9.5% 大腸13.2% 子宮頸27% 乳28.9%	肺15% 胃15% 大20% 子40% 乳40%	肺8.0 胃8.5 大12.3 子25.3 乳27.0	肺7.7 胃9.3 大12.0 子25.6 乳29.7	肺6.5 胃5.7 大10.4 子15.7 乳17.4	肺7.5 胃8.2 大11.7 子25.7 乳29.3	肺6.5 胃6.8 大10.3 子21.7 乳マンモのみ	肺7.2 胃6.5 大10.5 子21.5 乳マンモのみ	D
医療全体のレセプト件数に対する生活習慣病のレセプト件数の比率改善率（11月診療分で前年度と現年度との差比較）	50%	5%改善	47.6 -2.4	46.3 -3.7	46.9 -3.1	47.6 -2.4	45.9 -4.1	43.9 -6.1	B
HbA1c改善率（HbA1c5.6以上で区分）（11月診療分で前年度と現年度との差比較）	58.6%	5%改善	54.9 -3.7	55.0 -3.6	63.3 +4.7	58.9 +0.3	60.7 +2.1	61.9 +3.3	D
eGFR改善率（eGFR60未満で区分）（11月診療分で前年度と現年度との差比較）	24.7%	5%改善	27.5 +2.8	30.2 +5.5	31.7 +7.0	23.0 -1.7	22.9 -1.8	25.1 +0.4	C
がん検診精密検査受診率	胃86.7% 肺92.3% 大腸81.7% 子宮90.5% 乳92.7%	すべて100%	胃90.7 肺100 大88.9 子92.6 乳97.4	胃90.9 肺92.9 大82.2 子89.7 乳89.7	胃89.1 肺83.1 大80.9 子100 乳95.7	胃85.2 肺85.4 大81.1 子80.0 乳90.0	胃82.5 肺63.3 大78.0 子90.9 乳97.7	胃88.2 肺81.8 大77.0 子88.2 乳88.6	C
実施前後の対象者の服薬状況の平均改善率（「複数の医療機関から重複処方が発生した薬剤数」が減少したか確認）	記載なし	100%	未実施	未実施	未実施	100	未実施	87.5	E
ジェネリック使用率	66.6%	80%	67.1	61.3	65.5	62.2	66.2	55.2	C
振り返り① データヘルス計画全体の指標評価の振り返り									
第2期計画から6年間の取り組みにおいて、歯科健診受診率や生活習慣病レセプト割合は改善傾向にあるが、その他の指標は変化が見られなかった。									
振り返り② 第2期計画全体をとおしてうまくできていた点									
生活習慣病重症化予防事業に関しては、従事者間で共通認識を持ち取り組めた。新型コロナウイルス感染症の影響下でも、その時にできる保健活動をできる限り実行できた。									
振り返り③ 第2期計画全体をとおしてうまくできていなかった点									
保健事業は積極的に実施できたが、評価指標の設定が不十分であったため事業評価が困難だった。また、ハイリスク者にアプローチを行ってきたが評価指標が悪化した。健康意識を変えるための事業内容の見直しや改善案を引き続き検討する必要がある。									
振り返り④ 第3期計画への考察									
第2期計画にて分野別目標設定がならず、健康づくりや発症予防等の観点が抜けていた。また、評価指標も空欄や評価の難しい設定にしていた。第3期計画では、健診・医療・介護のデータ分析に基づいて、健康づくりから医療費適正化、一体的実施を含む全体を通した計画を策定する。また各事業の評価指標は統一指標を設定する。									

(2) 第2期データヘルス計画の個別事業評価・考察

第2期データヘルス計画における個別事業について、下表のとおり評価をした。

【評価の凡例】	
○「事業評価」欄：5段階	
A：うまくいっている B：まあうまくいっている C：あまりうまくいっていない D：まったくうまくいっていない E：わからない	
○「指標評価」欄：5段階	
A：目標達成 B：目標達成はできていないが改善傾向 C：変わらない D：悪化傾向 E：評価困難	

A 40歳からの特定健診受診率向上

事業目標		具体的内容								事業判定
加入者の健康維持、生活習慣病の早期発見・早期治療		セット健診人間ドック事業での特定健診の健診項目の実施・特定健康診査と各がん検診などを同時受診できる健診(セット健診)休日実施。								C
アウトプット										
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価	
特定健診受診率	36.0%	目標値	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	C	
		実績値	35.1%	36.6%	33.3%	35.3%	34.9%	36.8%		
アウトカム										
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価	
40～44歳男性、女性の特定健診受診率	男性24.4% 女性24.7%	目標値	男30% 女30%	男30% 女30%	男30% 女30%	男30% 女30%	男30% 女30%	男30% 女30%	D	
		実績値	男15.1% 女24.3%	男15.7% 女27.4%	男18.3% 女23.8%	男19.7% 女26.4%	男12.1% 女21.6%	男15.9% 女18.5%		
振り返り うまくいった要因			振り返り うまくいかなかった要因							
・セット健診や人間ドックを実施することで受診機会が増えた。 ・目標設定を見直すことで事業そのものの見直しができた。			・40歳になる者に強く周知できていない。 ・健康や多忙であることを理由に受診しない。 ・事業主健診を受けている可能性がある。 ・勧奨資材が効果的でない可能性がある。							
第3期計画への考察及び補足事項										
・35～39歳や40歳への特定健診啓発事業を見直す必要がある。 ・特定健診の受診勧奨事業が重複しており、一つにまとめる。										

B 特定健診、特定保健指導の受診勧奨

事業目標			具体的内容							事業判定
効率的・効果的な受診勧奨を実施し、受診率向上、加入者の健康維持、生活習慣病の早期発見・早期治療			・特定健診：個別形式実施期間中に勧奨資材を送付、2月に補充健診。 ・特定保健指導：医療機関に委託し個別形式、集団形式実施。他の保健事業の際に再勧奨。							C
アウトプット										
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価	
特定健康診査受診勧奨後の受診率 (12月末現在)	—	目標値	—	22%	25%	35%	35%	35%	C	
		実績値	—	23.1%	24.1%	26.5%	29.6%	29.4%		
アウトカム										
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価	
ベースラインと比べたメタボ予備軍・該当者比率の減少率	予備軍12.9% 該当者19.6%	目標値	予 7.9% 該14.6%	予 7.9% 該14.6%	予 7.9% 該14.6%	予 7.9% 該14.6%	予 7.9% 該14.6%	予 7.9% 該14.6%	D	
		実績値	予12.6% 該18.9%	予11.4% 該21.6%	予9.6% 該21.5%	予12.2% 該19.4%	予13.5% 該21.8%	予11.4% 該21.0%		
特定保健指導の利用率	22%	目標値	30%	30%	30%	30%	30%	30%	D	
		実績値	21.5%	19.6%	17.4%	13.7%	16.5%	5.2%		
振り返り うまくいった要因			振り返り うまくいかなかった要因							
・目標設定を見直すことで事業そのものの見直しができた。			・新型コロナウイルス感染症の流行により健診を控える者が多かった。 ・メタボの危険性に対する理解が薄まっている。 ・特定保健指導の必要性が理解できていない。							
第3期計画への考察及び補足事項										
・特定健診受診勧奨対象者に勧奨資材や勧奨文を変更し、効果的な受診勧奨を行う。 ・メタボの危険性を強く周知するための特定保健指導利用勧奨チラシや勧奨文を変更し効果的な受診勧奨を行う。 ・特定健診の受診勧奨事業が重複しており、一つにまとめる。										

C 歯科保健指導促進

事業目標		具体的内容								事業判定
特定健診質問票で歯周病を疑う歯の質問項目および特定健診の結果により歯周病を疑わせる初見のある方に対して歯科保健指導を行うことで、歯科医療費の適正化を図る。		・特定健診受診者の中からK K D A機能を活用した対象者に医療機関への受診勧奨、個別保健指導を実施する。また、保健指導を香川県歯科医師会に委託し、医療機関から香川県歯科医師会を通して結果データを受け取り、結果をK D Bシステムに登録する。 ・香川県、国保連合会、歯科医師会と連携して上記の受診勧奨・保健指導対象者や出席希望者に「歯周病に着目した糖尿病重症化予防対策事業」として集団形式の歯科検診教室を実施する。								C
アウトプット										
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価	
対象者への受診勧奨率	－	目標値	－	－	－	100%	100%	100%	A	
		実績値	－	－	－	100%	100%	100%		
アウトカム										
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価	
歯科受診勧奨・保健指導 受診（利用）率	12.8%	目標値	30%	30%	30%	40%	40%	40%	B	
		実績値	5.9%	11.4%	11.5%	15.3%	35.7%	38.9%		
振り返り うまくいった要因			振り返り うまくいかなかった要因							
・令和３年度よりモデル事業として歯科集団保健指導教室を開催し始めた。団体や広報等を活用し幅広く周知することで、より多くの参加者を募ることができた。			・歯に対する健康意識が低い可能性がある。 ・勧奨資材が効果的でない可能性がある。							
第3期計画への考察及び補足事項										
・勧奨資材を変更し効果的な受診勧奨を行う。 ・集団形式の歯科保健指導教室を継続して開催する。 ・評価指標が無かったため見直す必要がある。										

D 若年層のがん検診受診率の向上

事業目標		具体的内容							事業判定	
がんの早期発見・早期治療。がん検診受診行動のためのがんに対する正しい知識の普及と啓発。		・子宮頸がん・乳がん（視触診）は20歳以上の女性、胃・肺・大腸は35歳以上の男女、乳がん（マンモ）は40歳以上の女性。追加項目でHPV、超音波検査、肺機能検査。 ・医師によるがん講演、がん教育							D	
アウトプット										
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価	
各がん検診対象者への受診案内率	－	目標値	－	－	－	100%	100%	100%	A	
		実績値	－	－	－	100%	100%	100%		
アウトカム										
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価	
若年層（35～39歳）の肺がん検診受診率	肺7.2%	目標値	15%	15%	15%	15%	15%	15%	D	
		実績値	8.0	7.7	6.5	7.5	6.5	7.2		
若年層（35～39歳）の胃がん検診受診率	胃9.5%	目標値	15%	15%	15%	15%	15%	15%		
		実績値	8.5	9.3	5.7	8.2	6.8	6.5		
若年層（35～39歳）の大腸がん検診受診率	大腸13.2%	目標値	20%	20%	20%	20%	20%	20%		
		実績値	12.3	12.0	10.4	11.7	10.3	10.5		
若年層（35～39歳）の子宮頸がん検診受診率	子宮頸27%	目標値	40%	40%	40%	40%	40%	40%		
		実績値	25.3	25.6	15.7	25.7	21.7	21.5		
若年層（35～39歳）の乳がん検診受診率	乳28.9%	目標値	40%	40%	40%	40%	40%	40%		
		実績値	27.0	29.7	17.4	29.3	マンモのみ	マンモのみ		
振り返り うまくいった要因			振り返り うまくいかなかった要因							
・ 予約システムを導入することで携帯から予約できるような仕組みを設け受診しやすい環境を作った。			・ 新型コロナウイルス感染症の流行により受診控えが多かった。 ・ 自己負担金が必要である。 ・ 仕事や子育てをしている世代であり、多忙により未受診または会社の検診のみの可能性がある。							
第3期計画への考察及び補足事項										
・ 自己負担額の軽減や無料検診の対象拡大、検診実施方法など、働き世代が受診につながる制度を検討していく必要がある。 ・ 予約システムを使用して直前の受診確認をするなど、確実に受診につながるような仕組みにしていきたい。 ・ 評価指標が無かったため見直す必要がある。										

E 糖尿病・腎臓病の重症化予防

事業目標		具体的内容								事業判定
医療費適正化対策の一環として、早期発見・早期治療での重症化予防を積極的に推進する。 腎臓病や糖尿病になることで脳卒中や心臓病などの重大な病気につながることを説明し、受診に繋げる。		①特定健診受診者に対し、KKDA機能を活用して糖尿病や腎臓病のリスクがある者に対し、医療機関への受診勧奨や保健指導を実施する。 ③CKD保健指導対象者に対し健診結果説明会を実施する。また、HbA1cの値が高い方に対し糖尿病セミナーを実施する。								C
アウトプット										
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価	
各受診勧奨(保健指導)の受診(利用)率	－	目標値	－	10.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	C	
		実績値	－	11.9%	15.6%	13.8%	15.2%	10.4%		
アウトカム										
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価	
医療全体のレセプト件数に対する生活習慣病のレセプト件数の比率改善率 (11月診療分で前年度と現年度との差比較)	50.0%	目標値	5%改善						B	
		実績値	47.6 -2.4	46.3 -3.7	46.9 -3.1	47.6 -2.4	45.9 -4.1	43.9 -6.1		
HbA1c改善率（HbA1c5.6以上で区分） (11月診療分で前年度と現年度との差比較)	58.6%	目標値	5%改善						D	
		実績値	54.9 -3.7	55.0 -3.6	63.3 +4.7	58.9 +0.3	60.7 +2.1	61.9 +3.3		
eGFR改善率（eGFR60未満で区分） (11月診療分で前年度と現年度との差比較)	24.7%	目標値	5%改善						C	
		実績値	27.5 +2.8	30.2 +5.5	31.7 +7.0	23.0 -1.7	22.9 -1.8	25.1 +0.4		
振り返り うまくいった要因			振り返り うまくいかなかった要因							
・保健指導にて適正な生活習慣の指導の結果、少しずつではあるが生活習慣病レセプト件数が減少している。 ・CKD・糖尿病の保健指導教室は参加者に好評で、健診結果への関心を高めることができた			・病院への受診勧奨、保健指導教室への対象者は多いが受診（利用）者は少ない。 ・減塩、減酒、禁煙、減量、身体活動の維持などの生活習慣改善が疎かになっている。 ・計測対象が特定健診の結果数値であるため毎年対象者が変わる。中長期的目標であるため結果が見えにくい。							
第3期計画への考察及び補足事項										
・HbA1c、eGFRについて引き続き周知・啓発していく必要がある。 ・糖尿病性腎症重症化予防事業の75歳の後期高齢者切り替え以降の継続実施を検討する必要がある。 ・評価指標が出にくい・未設定のものがあったため整理する必要がある。										

F 胃がん、大腸がん検診等の精密検査未受診者対応

事業目標		具体的内容							事業判定	
検診結果が要精密検査になった方の精密検査受診率を向上させることにより、がんの早期発見・治療を図り、本人の身体的・精神的・金銭的負担を軽減し、医療費の抑制につなげる。		<がん検診対象者>男性35歳以上、女性20歳以上<方法> ①がん検診の希望調査送付時、リーフレットに精密検査が必要になった方は必ず医療機関を受診することを示しておく。 ②町で行うがん検診の全ての受診者のうち、検診結果が要精密検査であるが、精検未受診の人数を集計する。ただし、がんの好発年齢等を考慮し、40歳～74歳とする。（子宮がん検診のみ20～74歳）未受診者にはハガキや電話で勧奨し、効果的かどうかを検証する。勧奨後も未受診の方に対しては、個別訪問を行う。							C	
アウトプット										
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価	
各がん検診精検対象者への受診案内率	－	目標値	－	－	－	100%	100%	100%	A	
		実績値	－	－	－	100%	100%	100%		
アウトカム										
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価	
胃がん精密検査受診率	86.7%	目標値	100%						C	
		実績値	90.7%	90.9%	89.1%	85.2%	82.5%	88.2%		
肺がん精密検査受診率	92.3%	目標値	100%							
		実績値	100%	92.9%	83.1%	85.4%	63.3%	81.8%		
大腸がん精密検査受診率	81.7%	目標値	100%							
		実績値	88.9%	82.2%	80.9%	81.1%	78.0%	77.0%		
子宮頸がん精密検査受診率	90.5%	目標値	100%							
		実績値	92.6%	89.7%	100.0%	80.0%	90.9%	88.2%		
乳がん精密検査受診率	92.7%	目標値	100%							
		実績値	97.4%	89.7%	95.7%	90.0%	97.7%	88.6%		
振り返り うまくいった要因			振り返り うまくいかなかった要因							
・がん検診受診者は精密検査の必要性については、各々で必要性を感じており、受診につながりやすい。			・集団検診は未受診者に対して勧奨することができているが、個別検診（ドック含む）については各医療機関によって対応が異なっている。							
第3期計画への考察及び補足事項										
・要精密検査と診断されており、精密検査未受診の者に対しては、検診方法に関わらず、受診歴や結果を把握し、同一の対応ができる体制にする必要がある。 ・評価指標が無かったため見直す必要がある。										

G 重複・多剤投与者に対する取組み

事業目標			具体的内容							事業判定
訪問等により適切な受診の指導を行うことで、有害事象を防止し、調剤医療費の適正化を目指す。			KDBにて、長期間にわたって重複処方が発生している方を対象者として抽出。（3か月ごとに確認） 多剤服薬：「複数の医療機関から重複処方が発生した薬剤数（同一月内）が2以上」かつ「他医療機関との重複処方が発生した医療機関数が2機関以上」 レセプト情報を基に、介入が必要だと判断した方へ、電話や訪問により重複・多剤の理由を聞き取り・指導を実施する。その際、日常生活や食生活の話を聞く中で、適正な受診や薬の管理等の話題につなぎ、お薬手帳の携行や、ジェネリック医薬品の利用促進を行う。 介入後にフォローが必要だと判断した場合は、主治医等関係機関と情報共有を行う。							E
アウトプット										
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価	
介入必要者への電話または訪問指導実施率	－	目標値	－	－	－	100%	100%	100%	E	
		実績値	－	－	－	100%	未実施	100%		
アウトカム										
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価	
実施前後の対象者の服薬状況の平均改善率 （「複数の医療機関から重複処方が発生した薬剤数」が減少したか確認）	－	目標値	－	－	－	100%	100%	100%	E	
		実績値	未実施	未実施	未実施	100%	未実施	87.5%		
振り返り うまくいった要因			振り返り うまくいかなかった要因							
・ 5年度よりモデル事業として県薬剤師会と連携した指導の取組みを始めた。支援対象者の選定や指導・フォローに際して、助言や支援を受けることができた。			・ 介入が必要な対象者に対するアプローチに関してノウハウがなかった。 ・ 分析資料が少なく目標指標が設定できていなかった。							
第3期計画への考察及び補足事項										
・ 6年度以降も引き続き県薬剤師会と連携した取り組みを続けていき、重複・多剤投与者への適切な指導を行う。 ・ 評価指標が出しにくい・未設定のものがあつたため整理する必要がある。										

H 医療費通知とジェネリック医薬品（後発医薬品）差額通知

事業目標			具体的内容							事業判定
医療費を一定額以上削減が出来る者に対して差額通知を送付し、後発医薬品の使用促進、調剤医療費の適正化を目指す。			宇多津町国民健康保険加入者に対し、ジェネリック差額通知を香川県国民健康保険団体に作成依頼。郵送にて通知する。 20歳以上の国民健康保険有資格者で、ジェネリック医薬品を使用することにより、1薬剤100円以上の財政効果（自己負担額）が見込まれる対象者に差額通知を送付する。 6月・12月に渡り、対象加入者に郵送で通知し利用を促す。 3月の保険証更新時、ジェネリック利用を促す文言の入った保険証ケースを配布する。 町内広報にてジェネリックについて周知する。							C
アウトプット										
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価	
年間通知利用回数	2回	目標値	2回	2回	2回	2回	2回	2回	A	
		実績値	2回	2回	2回	2回	2回	2回		
アウトカム										
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価	
ジェネリック使用率	66.6%	目標値	80%						C	
		実績値	67.1%	61.3%	65.5%	65.2%	66.2%	55.2%		
振り返り うまくいった要因			振り返り うまくいかなかった要因							
・元年度までは保険証更新時にジェネリック利用シールを配布していたが2年度からはカードケースに変更することで保険証利用時に意識づけができるよう工夫した。			・ジェネリック医薬品に対する認知度の向上や正しい理解を促す取組みが不足している。 ・製造や在庫の状況等により薬局で取り扱えない場合がある。							
第3期計画への考察及び補足事項										
・医療費適正化を図るため引き続きジェネリックの周知と差額通知事業を行っていく。 ・評価指標が無かったため整理する必要がある。										

3 保険者努力支援制度

(1) 保険者努力支援制度の得点状況

国民健康保険の保険者努力支援制度は、保険者の取組状況に応じて交付金を交付する制度であり、計画に基づく保健事業の実施及び計画策定に係る費用の一部に対して助成がなされる。宇多津町においても、同制度を有効に活用しながら、より質の高い保健事業に取組めるように計画の策定をすすめる。

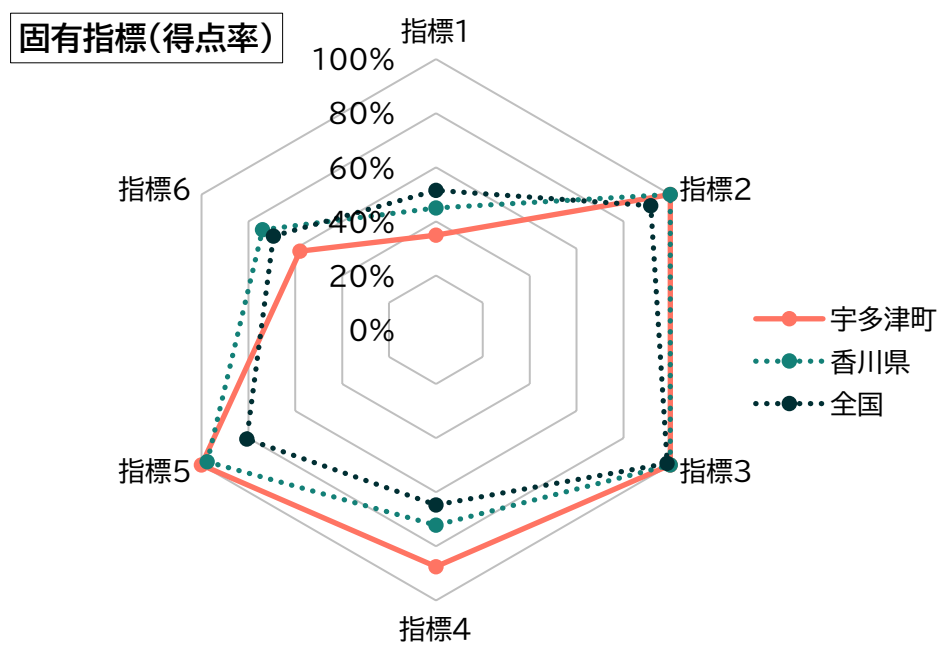
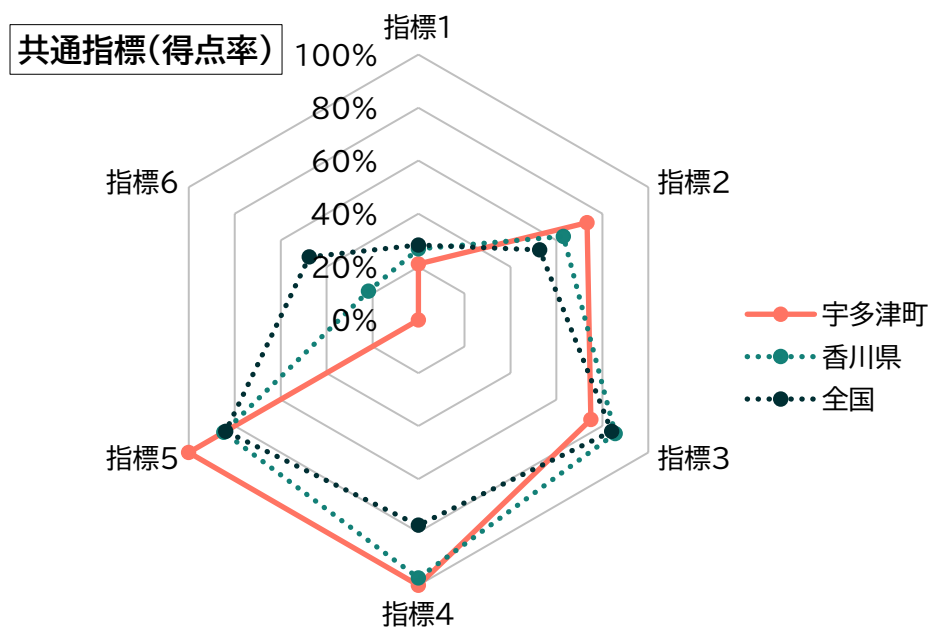
令和5年度の得点状況（図表2-3-1-1）をみると、合計点数は503で、達成割合は53.5%となっており、全国順位は第1,214位となっている。

項目別にみると、いずれの項目もプラスとなっている一方、国平均と比較して「特定健診・特定保健指導・メタボ」「生活習慣病の発症予防・重症化予防」「後発医薬品促進の取組・使用割合」「収納率」「適正化かつ健全な事業運営」の得点が低く、県平均と比較して「特定健診・特定保健指導・メタボ」「生活習慣病の発症予防・重症化予防」「後発医薬品促進の取組・使用割合」「収納率」「適正化かつ健全な事業運営」の得点が低い。

図表2-3-1-1：保険者努力支援制度の得点状況

		令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度		
						宇多津町	国_平均	県_平均
点数	総点数（満点）	880点	995点	1000点	960点	940点		
	合計点数	427	476	485	518	503	556	554
	得点率	48.5%	47.8%	48.5%	54.0%	53.5%	59.1%	58.9%
	全国順位	1,348	1,287	1,245	1,161	1,214	-	-
共通 指標	①特定健診・特定保健指導・メタボ	45	40	25	20	40	54	51
	②がん検診・歯科健診	35	33	35	50	55	40	47
	③生活習慣病の発症予防・重症化予防	100	120	120	110	75	84	86
	④個人インセンティブ・情報提供	75	110	105	60	65	50	63
	⑤重複多剤	0	0	5	50	50	42	42
	⑥後発医薬品促進の取組・使用割合	20	6	10	25	0	62	28
固有 指標	①収納率	25	0	10	35	35	52	45
	②データヘルス計画	50	40	40	30	25	23	25
	③医療費通知	25	25	25	20	15	15	15
	④地域包括ケア・一体的実施	5	10	15	15	35	26	29
	⑤第三者求償	20	22	22	43	50	40	49
	⑥適正化かつ健全な事業運営	27	70	73	60	58	69	74

【出典】厚生労働省 国民健康保険制度の保険者努力支援制度の集計結果について



第3章 健康・医療情報等の分析と分析結果に基づく健康課題の抽出

第3章においては、死亡、介護、医療、健診などの関連データを分析し、地域における健康課題を抽出する。

社会全体の健康や病気の進行は、しばしば、川の流れに例えられる。厚生労働省は、生活習慣病の進行を川の上流から下流まで5段階に分け、レベルが進むごとに下流に流され、流された先には生活機能の低下や要介護状態が待っていることを図で示している。

第3章では、より多くの人が川の上流で健やかに生活できるよう課題を抽出し、施策の検討につなげるため、川のどの位置にどのくらいの人がいて、どのような疾病構造になっているか等について、死亡、介護、医療、健診の順に川の下流から上流に向かって関連データを分析する。また、データ分析に際しては、保健事業における介入によって予防可能な疾患という観点から生活習慣病に着目し、川の下流に位置する重篤な疾患として主に国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針にもあげられている「虚血性心疾患」「脳血管疾患」「慢性腎臓病（透析あり）」に、川の上流に位置する基礎疾患として「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」に焦点をあてる。

まず、第1節では死亡に関するデータを分析する。

第2節では介護に関するデータを分析する。

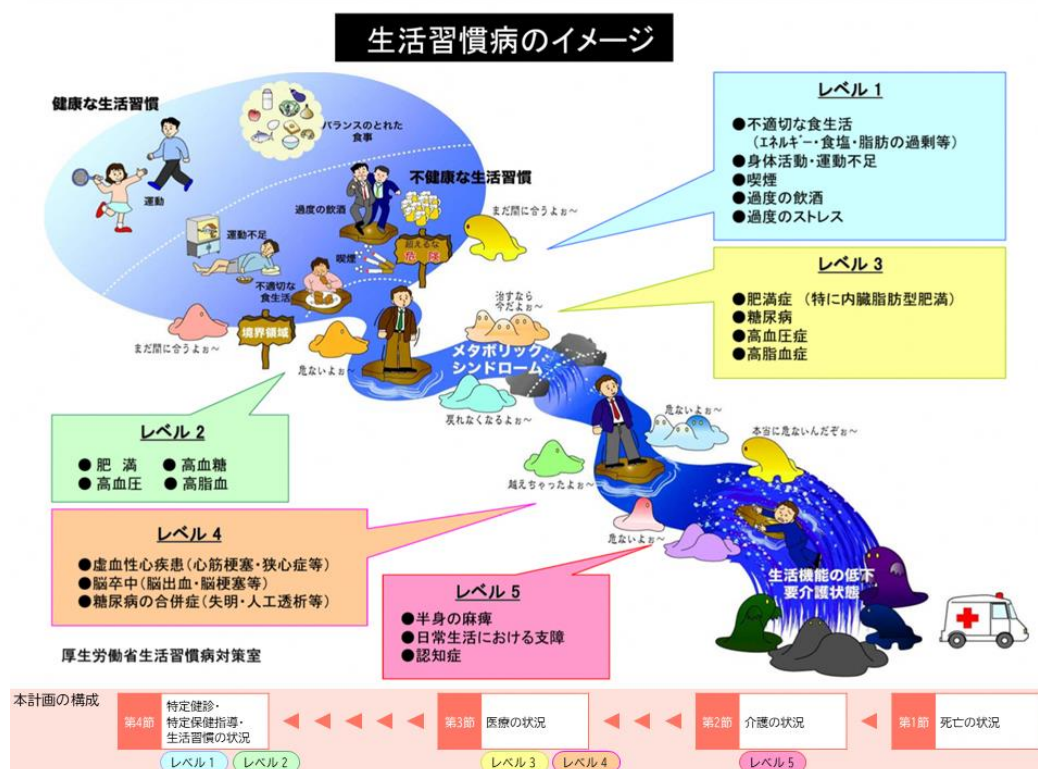
第3節では入院と外来に分けて医療費について医療費の3要素に分解して分析した後、保健事業により予防可能な疾患における健康課題を抽出するという観点で、生活習慣病に焦点をあて、前述の重篤な疾患と基礎疾患に分けてデータを分析する。

第4節では、さらに上流に遡り、特定健診や特定保健指導に関するデータと医療に関するデータを組み合わせて分析する。

第5節では、後期高齢者医療制度との接続を踏まえ、介護データと後期高齢者データを分析する。

第6節では、重複服薬や多剤服薬、後発医薬品などの分析を行う。

これを踏まえ、第7節において、地域における健康課題の全体像を整理した後、生活習慣病に関する健康課題とその他の健康課題について長期的評価指標及び短期的評価指標を設定する。



【出典】厚生労働省 新たな健診・保健指導と生活習慣病対策 一部改変

※生活習慣病とは、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症と進行に關与する疾患群」を指す

1 死亡の状況

(1) 死因別の死亡者数・割合

まず、死亡の状況について概観する。令和3年の人口動態調査から、国保被保険者以外も含む全住民の死因別の死亡者数を死因順位別にみると（図表3-1-1-1）、死因第1位は「老衰」で全死亡者の19.9%を占めている。次いで「脳血管疾患」（7.7%）、「不整脈及び伝導障害」（6.4%）となっている。死亡者数の多い上位15死因について、全死亡者に占める死因別の死亡者数の割合を国や県と比較すると、「老衰」「脳血管疾患」「不整脈及び伝導障害」「大腸の悪性新生物」「胆のう及びその他の胆道の悪性新生物」「慢性閉塞性肺疾患」「肝及び肝内胆管の悪性新生物」「子宮の悪性新生物」の割合が高い。

保健事業により予防可能な疾患における健康課題を抽出するという観点で、生活習慣病の重篤な疾患に焦点をあてて死因別の順位と割合をみると、「虚血性心疾患」は第4位（4.5%）、「脳血管疾患」は第2位（7.7%）、「腎不全」は第11位（1.9%）と、いずれも死因の上位に位置している。

図表3-1-1-1：死因別の死亡者数・割合



【出典】厚生労働省 人口動態調査 令和3年

(2) 死因別の標準化死亡比（SMR）

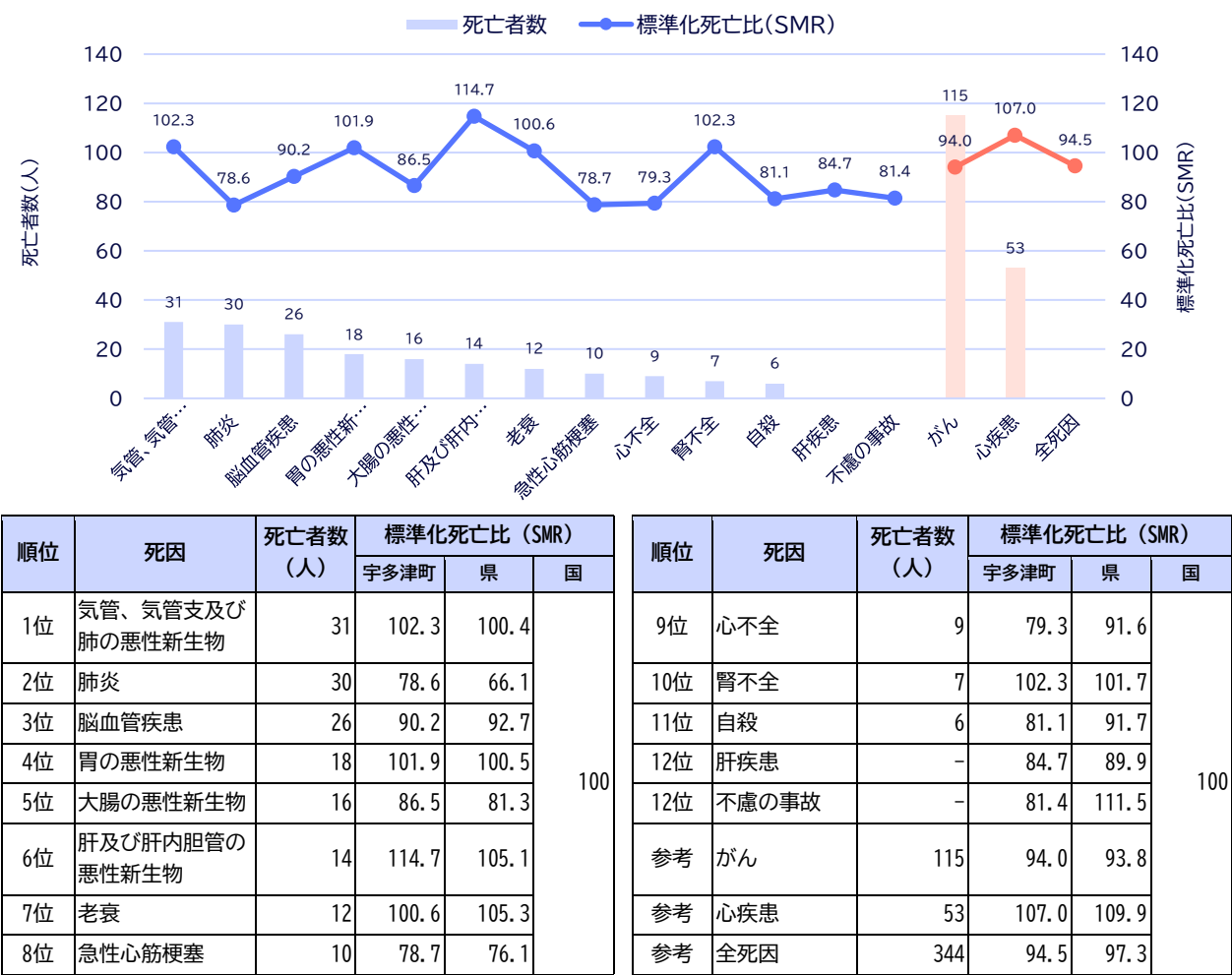
平成25年から平成29年までの累積疾病別死亡者数（図表3-1-2-1・図表3-1-2-2）をみると、男性の死因第1位は「気管、気管支及び肺の悪性新生物」、第2位は「肺炎」、第3位は「脳血管疾患」となっている。女性の死因第1位は「老衰」、第2位は「肺炎」、第3位は「心不全」となっている。

国・県と死亡状況を比較するため年齢調整を行った標準化死亡比（SMR）を求めると、男性では、「肝及び肝内胆管の悪性新生物」（114.7）「気管、気管支及び肺の悪性新生物」（102.3）「腎不全」（102.3）が高くなっている。女性では、「肝疾患」（153.6）「不慮の事故」（107.6）「老衰」（104.4）が高くなっている。

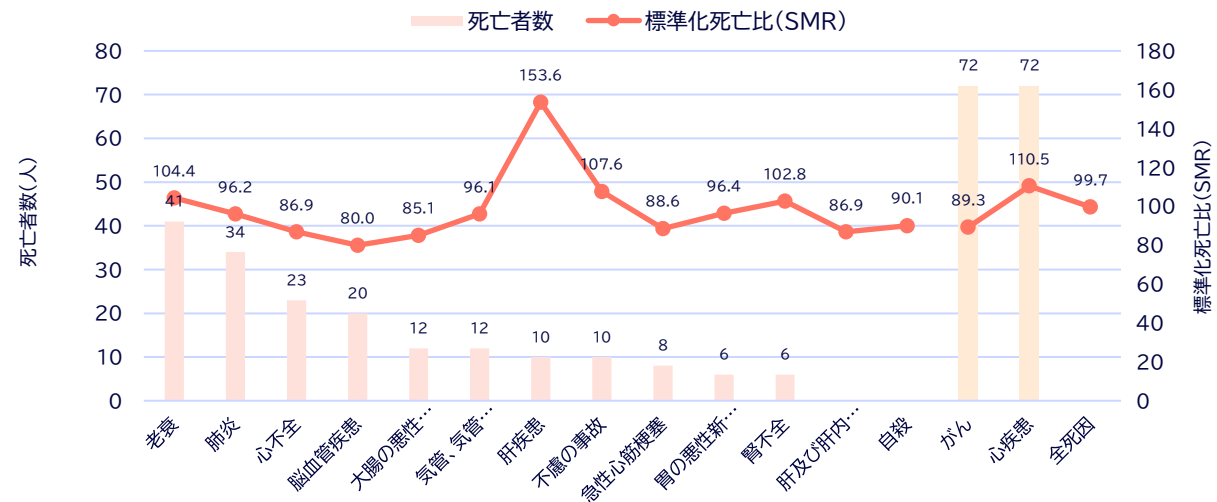
保健事業により予防可能な疾患に焦点をあててSMRをみると、男性では「急性心筋梗塞」は78.7、「脳血管疾患」は90.2、「腎不全」は102.3となっており、女性では「急性心筋梗塞」は88.6、「脳血管疾患」は80.0、「腎不全」は102.8となっている。

※標準化死亡比（SMR）：基準死亡率（人口10万対の死亡者数）を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死亡者数と実際に観察された死亡者数を比較するものである。国の平均を100としており、標準化死亡比が100以上の場合は国の平均より死亡率が高いと判断され、100以下の場合は死亡率が低いと判断される

図表3-1-2-1：平成25年から平成29年までの死因別の死亡者数とSMR_男性



図表3-1-2-2：平成25年から平成29年までの死因別の死亡者数とSMR_女性



順位	死因	死亡者数 (人)	標準化死亡比 (SMR)		
			宇多津町	県	国
1位	老衰	41	104.4	100.3	100
2位	肺炎	34	96.2	71.8	
3位	心不全	23	86.9	87.4	
4位	脳血管疾患	20	80.0	91.1	
5位	大腸の悪性新生物	12	85.1	84.2	
5位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	12	96.1	94.6	
7位	肝疾患	10	153.6	108.0	
7位	不慮の事故	10	107.6	108.3	
9位	急性心筋梗塞	8	88.6	89.8	100
10位	胃の悪性新生物	6	96.4	100.0	
10位	腎不全	6	102.8	110.9	
12位	肝及び肝内胆管の悪性新生物	-	86.9	96.4	
12位	自殺	-	90.1	92.2	
参考	がん	72	89.3	91.8	
参考	心疾患	72	110.5	105.3	
参考	全死因	374	99.7	98.7	

【出典】厚生労働省 平成25～29年 人口動態保健所・市区町村別統計

※SMRの算出に際してはベイズ推定の手法が適用されている
※「がん」は、表内の「がん」を含むICD-10死因簡単分類における「悪性新生物」による死亡者数の合計
※「心疾患」は、表内の「急性心筋梗塞」「心不全」を含むICD-10死因簡単分類における「心疾患」による死亡者数の合計
※死亡者数が5人未満の場合、人数が公開されないため、空欄になる

2 介護の状況

(1) 要介護（要支援）認定者数・割合

次に介護の状況について概観する。要介護または要支援の認定を受けた人の数・割合（図表3-2-1-1）をみると、令和4年度の認定者数は696人（要支援1-2、要介護1-2、及び要介護3-5の合計）で、「要支援1-2」の人数が最も多くなっている。

第1号被保険者における要介護認定率は16.9%で、国・県より低い。第1号被保険者のうち65-74歳の前期高齢者の要介護認定率は3.5%、75歳以上の後期高齢者では28.9%となっている。

第2号被保険者における要介護認定率は0.4%となっており、国・県と同程度である。

図表3-2-1-1：令和4年度における要介護（要支援）認定区分別の認定者数・割合

	被保険者数 (人)	要支援1-2		要介護1-2		要介護3-5		宇多津町	国	県
		認定者数 (人)	認定率	認定者数 (人)	認定率	認定者数 (人)	認定率	認定率	認定率	認定率
1号										
65-74歳	1,876	27	1.4%	21	1.1%	18	1.0%	3.5%	-	-
75歳以上	2,106	216	10.3%	222	10.5%	170	8.1%	28.9%	-	-
計	3,982	243	6.1%	243	6.1%	188	4.7%	16.9%	18.7%	19.8%
2号										
40-64歳	6,268	11	0.2%	2	0.0%	9	0.1%	0.4%	0.4%	0.4%
総計	10,250	254	2.5%	245	2.4%	197	1.9%	-	-	-

【出典】住民基本台帳 令和4年度

KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

KDB帳票 S24_001-要介護（支援）者認定状況 令和4年度 累計

※認定率は、KDB帳票における年度毎の介護認定者数を住民基本台帳における年毎の人口で割って算出している

(2) 介護給付費

介護レセプト一件当たりの介護給付費（図表3-2-2-1）をみると、居宅サービス・施設サービスいずれの給付費も国・県より少なくなっている。

図表3-2-2-1：介護レセプト一件当たりの介護給付費

	宇多津町	国	県	同規模
計_一件当たり給付費（円）	60,911	59,662	61,981	70,292
（居宅）一件当たり給付費（円）	39,338	41,272	43,109	43,991
（施設）一件当たり給付費（円）	281,708	296,364	284,317	291,264

【出典】KDB帳票 S25_004-医療・介護の突合の経年比較 令和4年度 年次

(3) 要介護・要支援認定者の有病状況

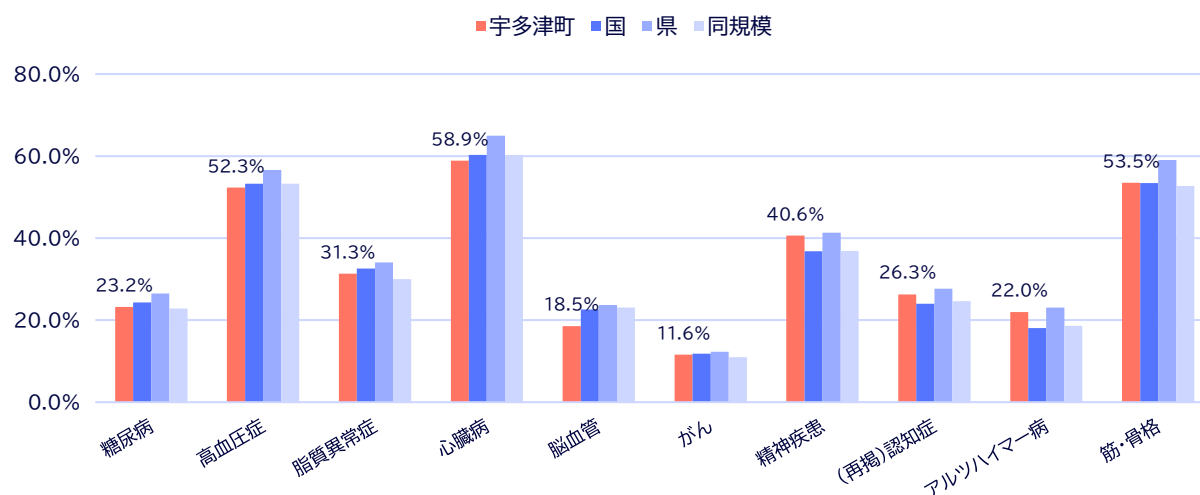
要介護または要支援の認定を受けた人の有病割合（図表3-2-3-1）をみると、「心臓病」（58.9%）が最も高く、次いで「筋・骨格関連疾患」（53.5%）、「高血圧症」（52.3%）となっている。

国と比較すると、「精神疾患」「認知症」「アルツハイマー病」「筋・骨格関連疾患」の有病割合が高い。

県と比較すると、いずれの疾病も有病割合が低い。

保健事業により予防可能な疾患に焦点をあて、介護認定者における重篤な疾患の有病割合をみると、「心臓病」は58.9%、「脳血管疾患」は18.5%となっている。また、重篤な疾患に進行する可能性のある基礎疾患の有病割合をみると、「糖尿病」は23.2%、「高血圧症」は52.3%、「脂質異常症」は31.3%となっている。

図表3-2-3-1：要介護・要支援認定者の有病状況



疾病名	要介護・要支援認定者（1・2号被保険者）		国	県	同規模
	該当者数（人）	割合			
糖尿病	165	23.2%	24.3%	26.5%	22.8%
高血圧症	373	52.3%	53.3%	56.6%	53.3%
脂質異常症	231	31.3%	32.6%	34.1%	30.0%
心臓病	421	58.9%	60.3%	65.0%	60.3%
脳血管疾患	127	18.5%	22.6%	23.7%	23.1%
がん	82	11.6%	11.8%	12.3%	11.0%
精神疾患	284	40.6%	36.8%	41.3%	36.9%
うち_認知症	184	26.3%	24.0%	27.7%	24.6%
アルツハイマー病	156	22.0%	18.1%	23.1%	18.6%
筋・骨格関連疾患	389	53.5%	53.4%	59.0%	52.7%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

3 医療の状況

(1) 医療費の3要素

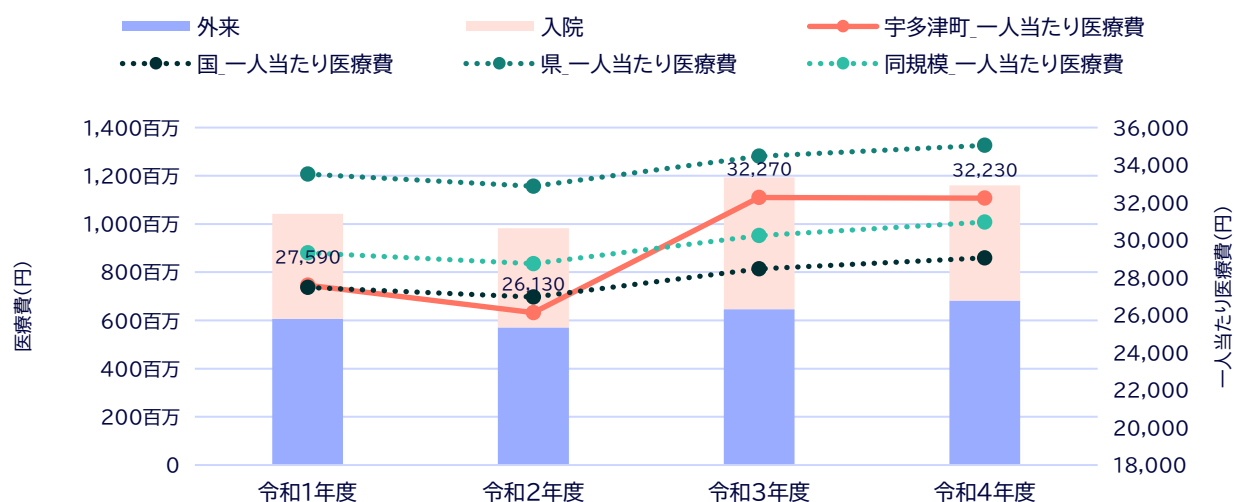
① 総医療費及び一人当たり医療費の推移

ここからは、医療の状況について概観する。令和4年度の総医療費は11億6,000万円で（図表3-3-1-1）、令和1年度と比較して11.3%増加している。令和4年度の総医療費に占める入院医療費の割合は41.2%、外来医療費の割合は58.8%となっている。

令和4年度の1か月当たりの一人当たり医療費は32,230円で、令和1年度と比較して16.8%増加している。国や県と比較すると一人当たり医療費は県より低い、国より高い。

医療費を集団や経年で比較する際には、総医療費を加入者数で割った一人当たり医療費が用いられる。一人当たり医療費は、受診率、レセプト一件当たり日数、及び一日当たり医療費を乗じて算出できることから、次頁以降は、一人当たり医療費をこれらの3要素に分解して分析する。

図表3-3-1-1：総医療費・一人当たりの医療費



		令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	割合	令和1年度からの変化率(%)
医療費(円)	総額	1,042,392,540	983,008,620	1,194,198,570	1,160,040,140	-	11.3
	入院	436,271,970	412,401,140	547,419,990	477,690,530	41.2%	9.5
	外来	606,120,570	570,607,480	646,778,580	682,349,610	58.8%	12.6
一人当たり月額医療費(円)	宇多津町	27,590	26,130	32,270	32,230	-	16.8
	国	27,470	26,960	28,470	29,050	-	5.8
	県	33,520	32,870	34,480	35,050	-	4.6
	同規模	29,310	28,740	30,230	30,960	-	5.6

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和1年度から令和4年度 累計

※一人当たり医療費は、月平均を算出

② 入院外来別医療費の3要素

前頁の一人当たり月額医療費を入院別及び外来別に国や県と比較する。

令和4年度の一人当たり月額医療費（図表3-3-1-2）は、入院が13,270円で、国の一人当たり月額医療費11,650円と比較すると1,620円多い。これは受診率、一件当たり日数が国の値を上回っているためである。県の一人当たり月額医療費14,750円と比較すると1,480円少ない。これは受診率、一件当たり日数が県の値を下回っているためである。

外来の一人当たり月額医療費は18,960円で、国の一人当たり月額医療費17,400円と比較すると1,560円多い。これは一件当たり日数、一日当たり医療費が国の値を上回っているためである。県の一人当たり月額医療費20,300円と比較すると1,340円少なくなっており、これは受診率が県の値を下回っているためである。

図表3-3-1-2：入院外来別医療費の3要素

入院	宇多津町	国	県	同規模
一人当たり月額医療費（円）	13,270	11,650	14,750	13,180
受診率（件/千人）	21.8	18.8	25.0	21.9
一件当たり日数（日）	16.6	16.0	17.7	16.6
一日当たり医療費（円）	36,640	38,730	33,380	36,230

外来	宇多津町	国	県	同規模
一人当たり月額医療費（円）	18,960	17,400	20,300	17,780
受診率（件/千人）	690.8	709.6	767.1	721.7
一件当たり日数（日）	1.6	1.5	1.6	1.4
一日当たり医療費（円）	16,690	16,500	16,610	17,000

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

※一人当たり医療費は、月平均を算出

※受診率：被保険者千人当たりのレセプト件数

※一件当たり日数：受診した日数/レセプト件数

※一日当たり医療費：総医療費/受診した日数

(2) 疾病分類別入院医療費及び受診率

① 疾病分類（大分類）別入院医療費

入院医療費について疾病19分類（大分類）別の構成をみる（図表3-3-2-1）。統計の制約上、医療費の3要素のうち、一日当たり医療費及び一件当たり日数が把握できないため、レセプト一件当たり医療費で代替する。なお、一枚のレセプトに複数の傷病名がある場合は、最も点数が高い疾病で集計している。

入院医療費が最も高い疾病は「循環器系の疾患」で、年間医療費は8,200万円、入院総医療費に占める割合は17.1%である。次いで高いのは「新生物」で8,000万円（16.7%）であり、これらの疾病で入院総医療費の33.8%を占めている。

保健事業により予防可能な疾患についてみると、「循環器系の疾患」の受診率及びレセプト一件当たり医療費は、いずれも他の疾病と比較して高い傾向にあり、「循環器系の疾患」の入院医療費が高額な原因となっている。

図表3-3-2-1：疾病分類（大分類）別入院医療費（男女合計）

順位	疾病分類（大分類）	医療費（円）	一人当たり	割合	受診率	割合 （受診率）	レセプト 一件当たり 医療費（円）
			医療費（円）				
1位	循環器系の疾患	81,546,600	27,191	17.1%	26.3	10.1%	1,032,235
2位	新生物	79,752,960	26,593	16.7%	31.3	12.0%	848,436
3位	精神及び行動の障害	58,622,780	19,547	12.3%	45.0	17.2%	434,243
4位	消化器系の疾患	35,755,220	11,922	7.5%	25.3	9.7%	470,463
5位	神経系の疾患	35,314,730	11,776	7.4%	20.7	7.9%	569,592
6位	筋骨格系及び結合組織の疾患	31,742,130	10,584	6.6%	19.7	7.5%	538,002
7位	尿路性器系の疾患	28,080,830	9,363	5.9%	17.0	6.5%	550,605
8位	呼吸器系の疾患	27,424,130	9,144	5.7%	14.3	5.5%	637,770
9位	損傷、中毒及びその他の外因の影響	24,467,050	8,158	5.1%	14.7	5.6%	556,069
10位	症状、徴候及び異常臨床検査所見で他に分類されないもの	15,988,590	5,331	3.3%	7.3	2.8%	726,754
11位	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	14,489,740	4,832	3.0%	2.7	1.0%	1,811,218
12位	感染症及び寄生虫症	10,010,330	3,338	2.1%	3.0	1.1%	1,112,259
13位	皮膚及び皮下組織の疾患	9,097,160	3,033	1.9%	6.0	2.3%	505,398
14位	眼及び付属器の疾患	6,563,560	2,189	1.4%	5.3	2.0%	410,223
15位	内分泌、栄養及び代謝疾患	2,106,180	702	0.4%	3.3	1.3%	210,618
16位	先天奇形、変形及び染色体異常	1,300,720	434	0.3%	0.7	0.3%	650,360
17位	妊娠、分娩及び産じょく	1,224,290	408	0.3%	1.7	0.6%	244,858
18位	周産期に発生した病態	463,050	154	0.1%	0.7	0.3%	231,525
19位	耳及び乳様突起の疾患	169,270	56	0.0%	0.7	0.3%	84,635
-	その他	13,571,210	4,525	2.8%	16.3	6.2%	276,963
-	総計	477,690,530	-	-	-	-	-

【出典】KDB帳票 S23_003-疾病別医療費分析（大分類） 令和4年度 累計

※疾病分類別の一人当たり医療費は、該当疾病分類における年間の医療費を各年度の各月毎の被保険者数から算出する年間平均被保険者数で割ったものである（以下同様）

※KDBシステムにて設定されている疾病分類（大分類）区分のうち、特殊目的用コード、傷病及び死亡の外因、健康状態に影響を及ぼす要因及び保健サービスの利用、その他（上記以外のもの）を「その他」にまとめている

② 疾病分類（中分類）別入院医療費

入院医療費を疾病中分類別にみると（図表3-3-2-2）、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」の医療費が最も高く3,400万円で、7.1%を占めている。

循環器系疾患の入院医療費をみると、「虚血性心疾患」が3位（4.5%）、「脳梗塞」が8位（4.1%）、「その他の循環器系の疾患」が17位（2.0%）となっている。

これらの上位20疾病で、入院総医療費の68.6%を占めている。

図表3-3-2-2：疾病分類（中分類）別_入院医療費_上位20疾病（男女合計）

順位	疾病分類（中分類）	医療費（円）					
			一人当たり 医療費（円）	割合	受診率	割合 （受診率）	レセプト 一件当たり 医療費（円）
1位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	33,736,530	11,249	7.1%	28.0	10.7%	401,625
2位	その他の消化器系の疾患	23,100,680	7,703	4.8%	17.3	6.6%	444,244
3位	虚血性心疾患	21,378,860	7,129	4.5%	6.3	2.4%	1,125,203
4位	その他の悪性新生物	21,118,710	7,042	4.4%	9.7	3.7%	728,231
5位	骨折	20,711,010	6,906	4.3%	11.0	4.2%	627,606
6位	その他の心疾患	20,006,710	6,671	4.2%	5.3	2.0%	1,250,419
7位	腎不全	19,594,020	6,534	4.1%	10.3	3.9%	632,065
8位	脳梗塞	19,530,790	6,512	4.1%	7.7	2.9%	849,165
9位	その他の呼吸器系の疾患	16,912,580	5,639	3.5%	7.3	2.8%	768,754
10位	症状、徴候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの	15,988,590	5,331	3.3%	7.3	2.8%	726,754
11位	関節症	15,320,900	5,109	3.2%	6.7	2.5%	766,045
12位	その他の神経系の疾患	14,143,800	4,716	3.0%	9.0	3.4%	523,844
13位	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	13,930,900	4,645	2.9%	2.0	0.8%	2,321,817
14位	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群	12,201,300	4,068	2.6%	5.7	2.2%	717,724
15位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	11,507,460	3,837	2.4%	8.7	3.3%	442,595
16位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	11,041,190	3,682	2.3%	4.7	1.8%	788,656
17位	その他の循環器系の疾患	9,528,840	3,177	2.0%	1.7	0.6%	1,905,768
18位	その他の精神及び行動の障害	9,509,580	3,171	2.0%	6.0	2.3%	528,310
19位	その他（上記以外のもの）	9,454,580	3,153	2.0%	14.3	5.5%	219,874
20位	結腸の悪性新生物	8,894,350	2,966	1.9%	3.0	1.1%	988,261

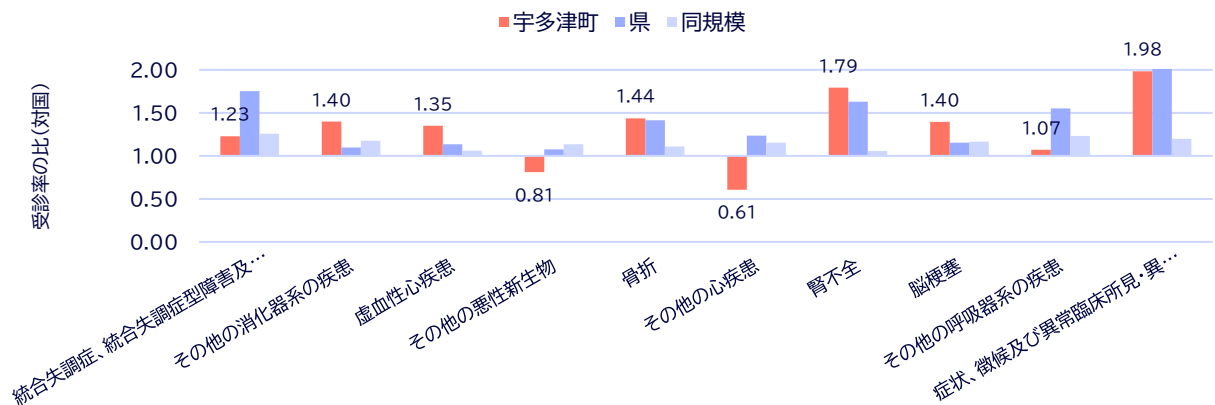
【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

③ 疾病分類（中分類）別入院受診率の比較

入院医療費が上位の疾病について、国と受診率を比較する（図表3-3-2-3）。国との比が1を超えているものは国よりも受診率が高い疾病、すなわち医療機関を受診している人が国平均よりも多い疾病である。国と比較して受診率が特に高い疾病は「その他（上記以外のもの）」「脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群」「その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害」である。

また、前述した循環器系疾患について受診率をみると、「虚血性心疾患」が国の1.4倍、「脳梗塞」が国の1.4倍、「その他の循環器系の疾患」が国の0.9倍となっている。

図表3-3-2-3：疾病分類（中分類）別入院受診率比較 上位の疾病（男女合計）



順位	疾病分類（中分類）	受診率						
		宇多津町	国	県	同規模	国との比		
						宇多津町	県	同規模
1位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	28.0	22.8	40.0	28.7	1.23	1.75	1.26
2位	その他の消化器系の疾患	17.3	12.4	13.6	14.6	1.40	1.10	1.18
3位	虚血性心疾患	6.3	4.7	5.3	5.0	1.35	1.14	1.06
4位	その他の悪性新生物	9.7	11.9	12.8	13.5	0.81	1.07	1.14
5位	骨折	11.0	7.7	10.8	8.5	1.44	1.41	1.11
6位	その他の心疾患	5.3	8.8	10.8	10.1	0.61	1.23	1.15
7位	腎不全	10.3	5.8	9.4	6.1	1.79	1.63	1.06
8位	脳梗塞	7.7	5.5	6.3	6.4	1.40	1.16	1.16
9位	その他の呼吸器系の疾患	7.3	6.8	10.6	8.4	1.07	1.55	1.23
10位	症状、徴候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの	7.3	3.7	7.6	4.4	1.98	2.05	1.20
11位	関節症	6.7	3.9	6.4	4.9	1.69	1.63	1.25
12位	その他の神経系の疾患	9.0	11.5	15.1	13.2	0.78	1.31	1.15
13位	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	2.0	0.9	1.3	1.1	2.11	1.38	1.13
14位	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群	5.7	2.6	1.7	3.8	2.15	0.65	1.45
15位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	8.7	7.9	11.3	9.4	1.10	1.43	1.19
16位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	4.7	3.9	4.1	4.5	1.19	1.05	1.14
17位	その他の循環器系の疾患	1.7	1.9	1.7	2.1	0.90	0.91	1.12
18位	その他の精神及び行動の障害	6.0	3.4	5.5	4.0	1.74	1.60	1.15
19位	その他（上記以外のもの）	14.3	6.2	9.1	6.7	2.32	1.47	1.09
20位	結腸の悪性新生物	3.0	2.4	2.4	2.7	1.24	0.98	1.13

【出典】 KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

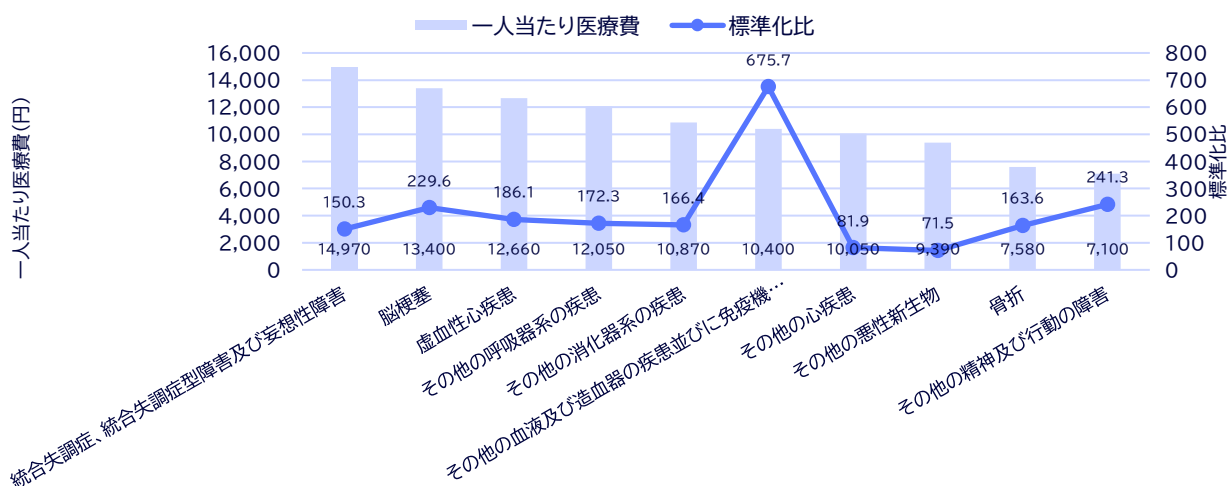
④ 疾病分類（中分類）別入院に係る一人当たり医療費と標準化比

疾病別の入院医療費について、国の一人当たり医療費を100とした標準化比を国立保健医療科学院のツールを使って算出し、国と比較する。医療費の地域差要因としては人口構成、医療提供体制、健康意識、受診行動、生活習慣、診療パターンなどが指摘されているが、標準化比を算出することで、これらの要因のうち人口構成による影響を取り除いた上で一人当たり医療費を比較することが可能となる。

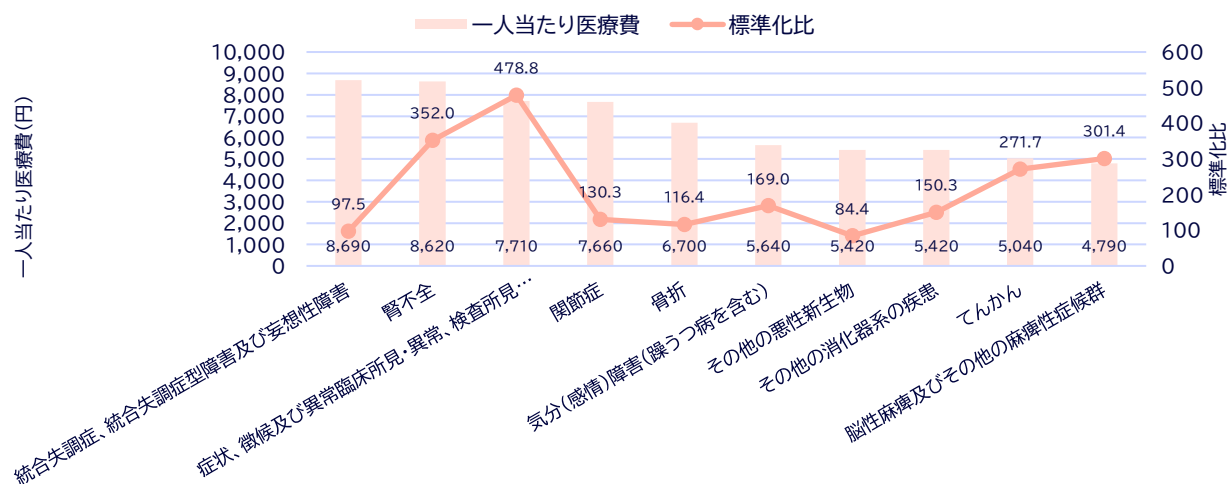
男性においては（図表3-3-2-4）、一人当たり入院医療費は「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」「脳梗塞」「虚血性心疾患」の順に高く、標準化比は「その他の血液及び造血管の疾患並びに免疫機構の障害」「その他の精神及び行動の障害」「脳梗塞」の順に高くなっている。また、循環器系疾患についてみると、「脳梗塞」が第2位（標準化比229.6）、「虚血性心疾患」が第3位（標準化比186.1）となっている。

女性においては（図表3-3-2-5）、一人当たり入院医療費は「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」「腎不全」「症状、徴候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの」の順に高く、標準化比は「症状、徴候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの」「腎不全」「脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群」の順に高くなっている。循環器系疾患についてみると、上位10疾病では該当なしとなっている。

図表3-3-2-4：疾病分類（中分類）別入院医療費・標準化比_一人当たり医療費上位10疾病_男性



図表3-3-2-5：疾病分類（中分類）別入院医療費・標準化比_一人当たり医療費上位10疾病_女性



【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

(3) 疾病分類別外来医療費及び受診率

① 疾病分類（中分類）別外来医療費

入院医療費に続き外来医療費について、疾病別医療費、受診率、一人当たり医療費をみる。

疾病別の外来医療費をみると（図表3-3-3-1）、「糖尿病」の医療費が最も高く6,200万円で、外来総医療費の9.1%を占めている。受診率とレセプト一件当たり医療費をみると、受診率が他の疾病と比較して高く、「糖尿病」の外来医療費が高額な原因となっている。

次いで外来医療費が高いのは「その他の悪性新生物」で5,800万円（8.6%）、「腎不全」で5,400万円（8.0%）となっており、上位20疾病で外来総医療費の67.6%を占めている。

保健事業により予防可能な疾患という観点で重篤な疾患についてみると、「腎不全」が外来医療費の上位に入っている。

一方で、重篤な疾患に進行する可能性のある基礎疾患については、「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」が外来医療費の上位に入っている。

図表3-3-3-1：疾病分類（中分類）別_外来医療費_上位20疾病（男女合計）

順位	疾病分類（中分類）	医療費（円）	一人当たり医療費（円）	割合	受診率	割合（受診率）	レセプト一件当たり医療費（円）
1位	糖尿病	62,062,580	20,694	9.1%	613.2	7.4%	33,748
2位	その他の悪性新生物	58,294,650	19,438	8.6%	90.4	1.1%	215,109
3位	腎不全	54,384,490	18,134	8.0%	64.4	0.8%	281,785
4位	高血圧症	29,675,620	9,895	4.4%	815.9	9.8%	12,127
5位	その他の神経系の疾患	23,315,660	7,774	3.4%	297.1	3.6%	26,168
6位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	22,480,240	7,496	3.3%	22.7	0.3%	330,592
7位	その他の眼及び付属器の疾患	21,567,590	7,192	3.2%	427.1	5.2%	16,837
8位	結腸の悪性新生物	20,003,740	6,670	2.9%	18.7	0.2%	357,210
9位	炎症性多発性関節障害	19,569,780	6,525	2.9%	110.7	1.3%	58,945
10位	その他の心疾患	18,481,550	6,163	2.7%	179.1	2.2%	34,416
11位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	18,145,490	6,051	2.7%	246.1	3.0%	24,587
12位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	17,743,320	5,916	2.6%	113.4	1.4%	52,186
13位	その他の消化器系の疾患	16,052,620	5,353	2.4%	240.1	2.9%	22,295
14位	脂質異常症	15,087,180	5,031	2.2%	388.8	4.7%	12,939
15位	その他の筋骨格系及び結合組織の疾患	12,412,430	4,139	1.8%	106.0	1.3%	39,033
16位	胃炎及び十二指腸炎	10,692,780	3,565	1.6%	210.7	2.5%	16,919
17位	その他の呼吸器系の疾患	10,270,090	3,425	1.5%	56.0	0.7%	61,131
18位	その他（上記以外のもの）	9,816,850	3,273	1.4%	348.4	4.2%	9,394
19位	その他の皮膚及び皮下組織の疾患	9,736,120	3,246	1.4%	277.1	3.3%	11,716
20位	その他の特殊目的用コード	9,509,860	3,171	1.4%	110.0	1.3%	28,818

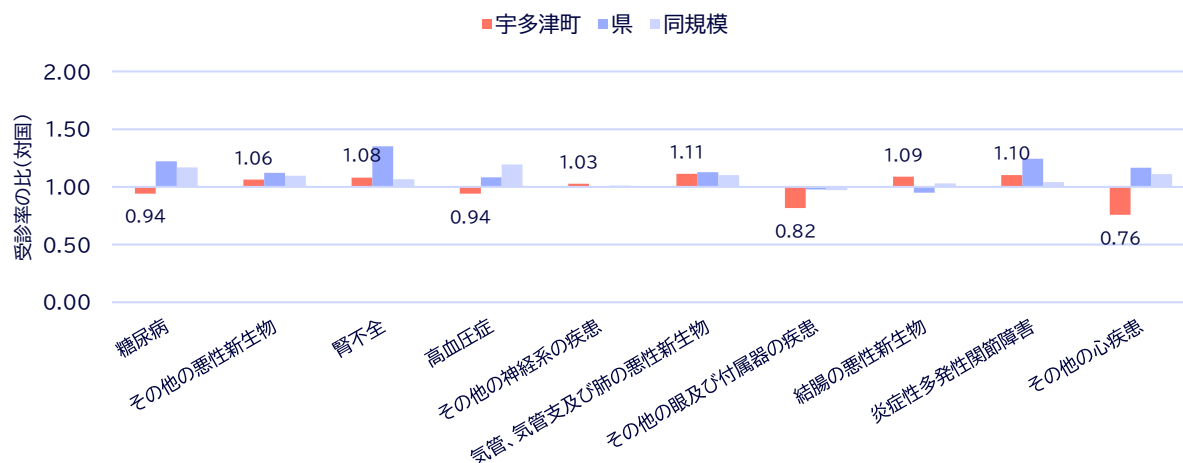
【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

② 疾病分類（中分類）別外来受診率の比較

外来医療費が上位の疾病について、国と受診率を比較する（図表3-3-3-2）。国との比が1を超えているものは、国よりも受診率が高い疾病、すなわち医療機関を受診している人が国平均よりも多い疾病である。国と比較して受診率が特に高い疾病は「その他の呼吸器系の疾患」「その他（上記以外のもの）」「その他の特殊目的用コード」である。

重篤な疾患について国との受診率の比をみると、「腎不全」（1.1）となっている。基礎疾患については「糖尿病」（0.9）、「高血圧症」（0.9）、「脂質異常症」（0.7）となっている。

図表3-3-3-2：疾病分類（中分類）別 外来受診率比較_上位の疾病（男女合計）



順位	疾病分類（中分類）	受診率						
		宇多津町	国	県	同規模	国との比		
						宇多津町	県	同規模
1位	糖尿病	613.2	651.2	795.6	760.1	0.94	1.22	1.17
2位	その他の悪性新生物	90.4	85.0	95.3	93.2	1.06	1.12	1.10
3位	腎不全	64.4	59.5	80.5	63.5	1.08	1.35	1.07
4位	高血圧症	815.9	868.1	940.4	1035.4	0.94	1.08	1.19
5位	その他の神経系の疾患	297.1	288.9	287.9	291.8	1.03	1.00	1.01
6位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	22.7	20.4	22.9	22.4	1.11	1.13	1.10
7位	その他の眼及び付属器の疾患	427.1	522.7	510.6	508.3	0.82	0.98	0.97
8位	結腸の悪性新生物	18.7	17.1	16.3	17.7	1.09	0.95	1.03
9位	炎症性多発性関節障害	110.7	100.5	125.2	104.5	1.10	1.24	1.04
10位	その他の心疾患	179.1	236.5	276.0	262.8	0.76	1.17	1.11
11位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	246.1	223.8	203.8	194.6	1.10	0.91	0.87
12位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	113.4	132.0	161.7	136.2	0.86	1.22	1.03
13位	その他の消化器系の疾患	240.1	259.2	306.4	275.7	0.93	1.18	1.06
14位	脂質異常症	388.8	570.5	556.3	603.5	0.68	0.98	1.06
15位	その他の筋骨格系及び結合組織の疾患	106.0	104.7	119.7	100.7	1.01	1.14	0.96
16位	胃炎及び十二指腸炎	210.7	172.7	200.0	175.6	1.22	1.16	1.02
17位	その他の呼吸器系の疾患	56.0	37.0	44.1	34.4	1.51	1.19	0.93
18位	その他（上記以外のもの）	348.4	255.3	345.4	233.1	1.36	1.35	0.91
19位	その他の皮膚及び皮下組織の疾患	277.1	207.7	219.6	165.4	1.33	1.06	0.80
20位	その他の特殊目的用コード	110.0	81.1	87.0	78.4	1.36	1.07	0.97

【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

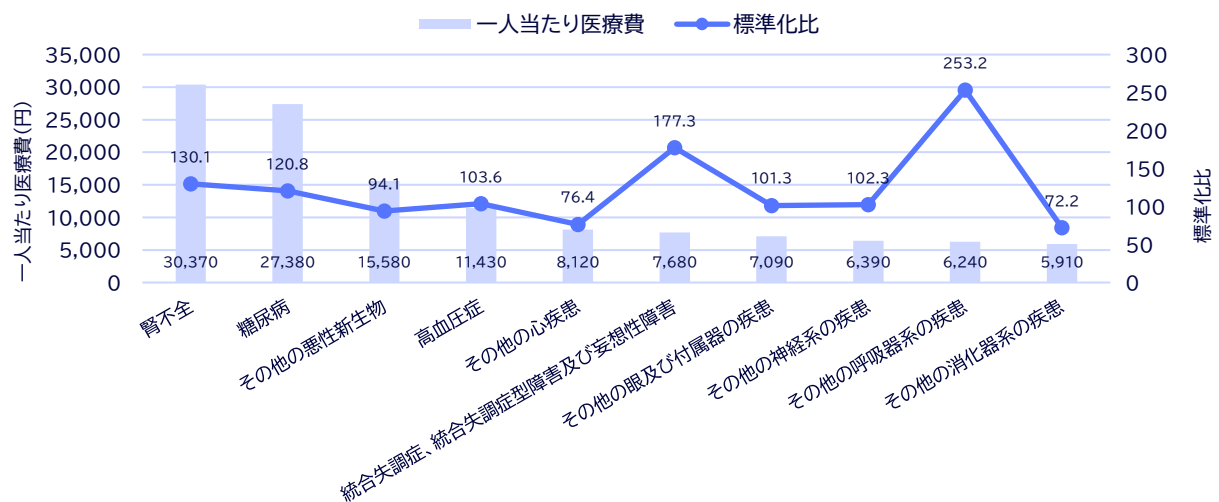
③ 疾病分類（中分類）別外来に係る一人当たり医療費と標準化比

疾病別の一人当たり外来医療費について、国の一人当たり医療費を100とした標準化比を求め、人口構成による影響を取り除いた上で国と比較する。

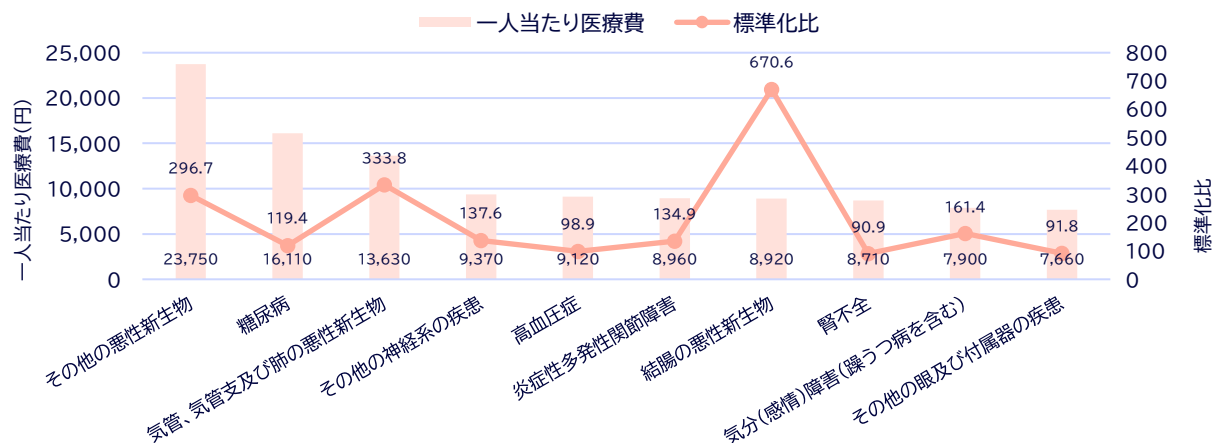
男性においては（図表3-3-3-3）、一人当たり外来医療費は「腎不全」「糖尿病」「その他の悪性新生物」の順に高く、標準化比は「その他の呼吸器系の疾患」「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」「腎不全」の順に高くなっている。重篤な疾患である「腎不全」は1位（標準化比130.1）、基礎疾患である「糖尿病」は2位（標準化比120.8）、「高血圧症」は4位（標準化比103.6）となっている。

女性においては（図表3-3-3-4）、一人当たり外来医療費は「その他の悪性新生物」「糖尿病」「気管、気管支及び肺の悪性新生物」の順に高く、標準化比は「結腸の悪性新生物」「気管、気管支及び肺の悪性新生物」「その他の悪性新生物」の順に高くなっている。重篤な疾患である「腎不全」は8位（標準化比90.9）、基礎疾患である「糖尿病」は2位（標準化比119.4）、「高血圧症」は5位（標準化比98.9）となっている。

図表3-3-3-3：疾病分類（中分類）別_外来医療費・標準化比_一人当たり医療費上位10疾病_男性



図表3-3-3-4：疾病分類（中分類）別_外来医療費・標準化比_一人当たり医療費上位10疾病_女性



【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

(4) 生活習慣病（重篤な疾患・基礎疾患）における受診率

① 生活習慣病における重篤な疾患と基礎疾患の受診率

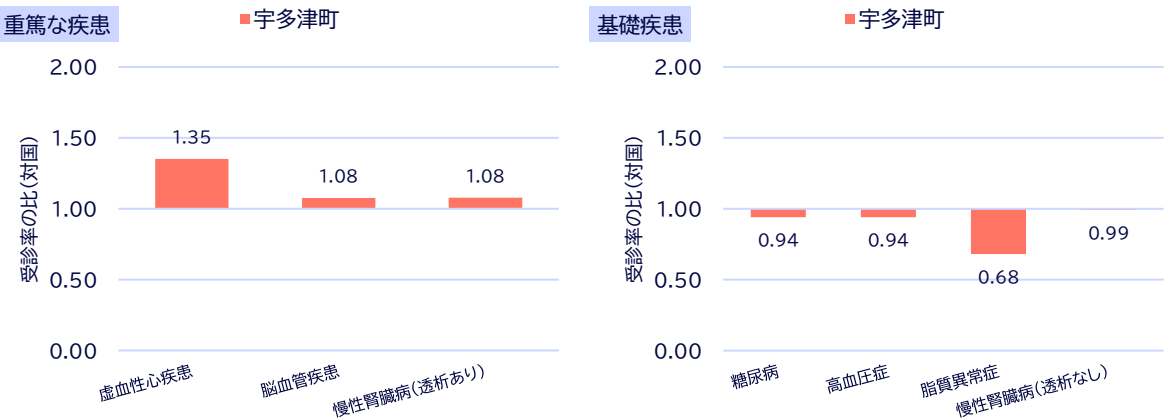
ここでは、保健事業により予防可能な疾患における健康課題を抽出するという観点で生活習慣病に焦点をあて、重篤な疾患、基礎疾患及び人工透析が必要になる前段階の「慢性腎臓病（透析なし）」に絞り、受診率や有病状況の推移について概観する。

国との比が1を超えている場合、その疾患における受診率は国より高い、すなわちその疾患において医療機関にかかっている人が国平均よりも多いことを意味している。国との比が1を下回る場合には、該当する人が国平均よりも少ないことを意味する。

重篤な疾患の受診率をみると（図表3-3-4-1）、いずれも国より高い。

基礎疾患の受診率は、いずれも国より低い。

図表3-3-4-1：生活習慣病における重篤な疾患と基礎疾患の受診率



重篤な疾患	受診率						
	宇多津町	国	県	同規模	国との比		
					宇多津町	県	同規模
虚血性心疾患	6.3	4.7	5.3	5.0	1.35	1.14	1.06
脳血管疾患	11.0	10.2	11.2	11.4	1.08	1.09	1.12
慢性腎臓病（透析あり）	32.7	30.3	36.8	29.5	1.08	1.21	0.97

基礎疾患及び 慢性腎臓病（透析なし）	受診率						
	宇多津町	国	県	同規模	国との比		
					宇多津町	県	同規模
糖尿病	613.2	651.2	795.6	760.1	0.94	1.22	1.17
高血圧症	815.9	868.1	940.4	1035.4	0.94	1.08	1.19
脂質異常症	388.8	570.5	556.3	603.5	0.68	0.98	1.06
慢性腎臓病（透析なし）	14.3	14.4	21.1	16.0	0.99	1.46	1.11

【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計
KDB帳票 S23_005-疾病別医療費分析（細小（82）分類） 令和4年度 累計

※表内の脳血管疾患は、KDBシステムにて設定されている疾病分類（中分類）区分のうち「くも膜下出血」「脳内出血」「脳梗塞」「脳動脈硬化（症）」「その他の脳血管疾患」をまとめている

※表内の「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」は、KDBシステムにて設定されている疾病分類（中分類）区分を集計している

※表内の「虚血性心疾患」「脳血管疾患」は入院、それ以外の疾病分類は外来を集計している

② 生活習慣病における重篤な疾患の受診率の推移

重篤な疾患における受診率の推移（図表3-3-4-2）をみると、令和4年度の「虚血性心疾患」の受診率は、令和1年度と比較して+23.5%で、国・県が減少している一方、増加している。

「脳血管疾患」の受診率は、令和1年度と比較して+57.1%で、国・県が減少している一方、増加している。

「慢性腎臓病（透析あり）」の受診率は、令和1年度と比較して+68.6%で伸び率は国・県より大きい。

図表3-3-4-2：生活習慣病における重篤な疾患の受診率

虚血性心疾患	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和1年度と令和4年度 の変化率（%）
宇多津町	5.1	5.7	3.6	6.3	23.5
国	5.7	5.0	5.0	4.7	-17.5
県	6.7	6.2	5.7	5.3	-20.9
同規模	5.7	5.1	5.2	5.0	-12.3

脳血管疾患	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和1年度と令和4年度 の変化率（%）
宇多津町	7.0	6.1	11.3	11.0	57.1
国	10.6	10.4	10.6	10.2	-3.8
県	12.0	10.8	10.6	11.2	-6.7
同規模	12.1	11.3	12.1	11.4	-5.8

慢性腎臓病（透析あり）	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和1年度と令和4年度 の変化率（%）
宇多津町	19.4	20.7	23.7	32.7	68.6
国	28.6	29.1	29.8	30.3	5.9
県	35.0	36.1	36.8	36.8	5.1
同規模	28.6	28.2	29.0	29.5	3.1

【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和1年度から令和4年度 累計

KDB帳票 S23_005-疾病別医療費分析（細小（82）分類） 令和1年度から令和4年度 累計

※表内の「虚血性心疾患」と「脳血管疾患」は入院、「慢性腎臓病（透析あり）」は外来を集計している

③ 人工透析患者数の推移

人工透析患者数の推移（図表3-3-4-3）をみると、令和4年度の患者数は11人で、令和1年度の8人と比較して3人増加している。令和4年度における新規の人工透析患者数は令和1年度と比較して同程度で推移しており、令和4年度においては男性2人、女性0人となっている。

図表3-3-4-3：人工透析患者数

		令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人工透析患者数	男性（人）	3	4	5	7
	女性（人）	4	3	3	4
	合計（人）	8	7	8	11
	男性_新規（人）	0	3	1	2
	女性_新規（人）	2	0	0	0

【出典】KDB帳票 S23_001-医療費分析（1）細小分類 令和1年から令和5年 各月

※表内の「男性」「女性」「合計」は、各月の患者数から平均患者数を集計している

※表内の「男性_新規」「女性_新規」は、各年度内での新規の人工透析患者数を集計している

(5) 生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況

① 生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況

生活習慣病の重篤な疾患患者において、基礎疾患のレセプトが同時に出ている人の割合をみる。

令和4年度3月時点の「虚血性心疾患」の患者132人のうち（図表3-3-5-1）、「糖尿病」は47.0%、「高血圧症」は79.5%、「脂質異常症」は82.6%である。「脳血管疾患」の患者114人では、「糖尿病」は51.8%、「高血圧症」は78.9%、「脂質異常症」は71.1%となっている。人工透析の患者13人では、「糖尿病」は30.8%、「高血圧症」は84.6%、「脂質異常症」は46.2%となっている。

図表3-3-5-1：生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況

		男性		女性		合計	
		人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合
虚血性心疾患		74	-	58	-	132	-
基礎疾患	糖尿病	43	58.1%	19	32.8%	62	47.0%
	高血圧症	62	83.8%	43	74.1%	105	79.5%
	脂質異常症	65	87.8%	44	75.9%	109	82.6%

		男性		女性		合計	
		人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合
脳血管疾患		72	-	42	-	114	-
基礎疾患	糖尿病	42	58.3%	17	40.5%	59	51.8%
	高血圧症	60	83.3%	30	71.4%	90	78.9%
	脂質異常症	53	73.6%	28	66.7%	81	71.1%

		男性		女性		合計	
		人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合
人工透析		9	-	4	-	13	-
基礎疾患	糖尿病	4	44.4%	0	0.0%	4	30.8%
	高血圧症	7	77.8%	4	100.0%	11	84.6%
	脂質異常症	3	33.3%	3	75.0%	6	46.2%

【出典】KDB帳票 S21_018-厚生労働省様式（様式3-5） 令和5年5月
 KDB帳票 S21_019-厚生労働省様式（様式3-6） 令和5年5月
 KDB帳票 S21_020-厚生労働省様式（様式3-7） 令和5年5月

② 基礎疾患の有病状況

また、令和4年度3月時点での被保険者における基礎疾患の有病者数及びその割合は（図表3-3-5-2）、「糖尿病」が301人（10.3%）、「高血圧症」が571人（19.6%）、「脂質異常症」が494人（16.9%）となっている。

図表3-3-5-2：基礎疾患の有病状況

		男性		女性		合計	
		人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合
被保険者数		1,339	-	1,576	-	2,915	-
基礎疾患	糖尿病	174	13.0%	127	8.1%	301	10.3%
	高血圧症	295	22.0%	276	17.5%	571	19.6%
	脂質異常症	220	16.4%	274	17.4%	494	16.9%

【出典】KDB帳票 S21_014-厚生労働省様式（様式3-1） 令和5年5月

(6) 高額なレセプトの状況

医療費のうち、1か月当たり30万円以上のレセプト（以下、高額なレセプトという。）についてみる（図表3-3-6-1）。

令和4年度のレセプトのうち、高額なレセプトは6億3,300万円、885件で、総医療費の54.6%、総レセプト件数の3.5%を占めており、上位10疾病で高額なレセプトの51.0%を占めている。

保健事業により予防可能な疾患という観点で、重篤な疾患についてみると、「腎不全」「虚血性心疾患」「脳梗塞」が上位に入っている。

図表3-3-6-1：疾病分類（中分類）別_1か月当たり30万円以上のレセプトの状況

	医療費（円）	総医療費に 占める割合	レセプト件数 （累計）（件）	レセプト件数に 占める割合
令和4年度_総数	1,160,040,140	-	25,648	-
高額なレセプトの合計	632,935,360	54.6%	885	3.5%

内訳（上位の疾病）

順位	疾病分類（中分類）	医療費（円）	高額なレセプトの医 療費に占める割合	件数（累計） （件）	高額なレセプトのレ セプト件数に占める 割合
1位	その他の悪性新生物	66,328,320	10.5%	71	8.0%
2位	腎不全	66,005,020	10.4%	138	15.6%
3位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	32,694,540	5.2%	77	8.7%
4位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	30,663,560	4.8%	34	3.8%
5位	結腸の悪性新生物	24,347,950	3.8%	26	2.9%
6位	その他の呼吸器系の疾患	21,445,790	3.4%	29	3.3%
7位	その他の消化器系の疾患	21,091,710	3.3%	36	4.1%
8位	その他の心疾患	20,656,030	3.3%	14	1.6%
9位	虚血性心疾患	20,574,820	3.3%	15	1.7%
10位	脳梗塞	19,159,090	3.0%	21	2.4%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計
KDB帳票 S21_011-厚生労働省様式（様式1-1） 令和4年6月から令和5年5月

(7) 長期入院レセプトの状況

医療費のうち、6か月以上の入院患者のレセプト（以下、長期入院レセプトという。）についてみる（図表3-3-7-1）。

令和4年度のレセプトのうち、長期入院レセプトは1億3,200万円、214件で、総医療費の11.4%、総レセプト件数の0.8%を占めている。

保健事業により予防可能な疾患という観点で、重篤な疾患についてみると、「腎不全」が上位に入っている。

図表3-3-7-1：疾病分類（中分類）別_6か月以上の入院レセプトの状況

	医療費（円）	総医療費に占める割合	レセプト件数（累計）（件）	レセプト件数に占める割合
令和4年度_総数	1,160,040,140	-	25,648	-
長期入院レセプトの合計	131,910,400	11.4%	214	0.8%

内訳（上位の疾病）

順位	疾病分類（中分類）	医療費（円）	長期入院レセプトの医療費に占める割合	件数（累計）（件）	長期入院レセプトのレセプト件数に占める割合
1位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	22,209,500	16.8%	60	28.0%
2位	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	11,479,650	8.7%	3	1.4%
3位	腎不全	9,964,670	7.6%	13	6.1%
4位	その他の呼吸器系の疾患	9,586,490	7.3%	11	5.1%
5位	症状、徴候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの	8,998,360	6.8%	12	5.6%
6位	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群	8,576,120	6.5%	13	6.1%
7位	真菌症	8,322,620	6.3%	2	0.9%
8位	てんかん	7,205,740	5.5%	11	5.1%
9位	皮膚炎及び湿疹	6,396,920	4.8%	12	5.6%
10位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	6,086,360	4.6%	16	7.5%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計
KDB帳票 S21_012-厚生労働省様式（様式2-1） 令和4年6月から令和5年5月

4 特定健診・特定保健指導・生活習慣の状況

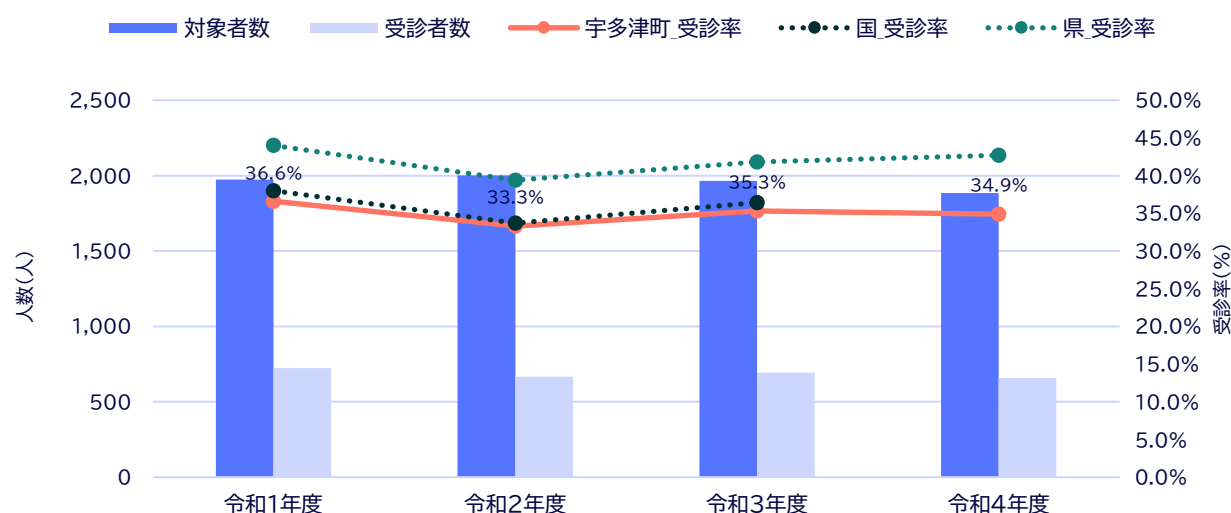
(1) 特定健診受診率

① 特定健診受診率の推移

以降では、生活習慣病の発症及び重症化予防を目的に実施している、特定健診、特定保健指導及び生活習慣病の治療状況に関連するデータを概観する。

まず、特定健診の実施状況を見ると（図表3-4-1-1）、令和4年度の特定健診受診率（速報値）は34.9%であり、令和1年度と比較して1.7ポイント低下している。令和3年度までの受診率でみると国・県より低い。年齢階層別にみると（図表3-4-1-2）、特に40-44歳の特定健診受診率が低下している。

図表3-4-1-1：特定健診受診率（法定報告値）



		令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和1年度と令和4年度の差
特定健診対象者数（人）		1,974	2,002	1,965	1,885	-89
特定健診受診者数（人）		722	666	693	658	-64
特定健診受診率	宇多津町	36.6%	33.3%	35.3%	34.9%	-1.7
	国	38.0%	33.7%	36.4%	-	-
	県	44.0%	39.4%	41.8%	42.7%	-1.3

【出典】厚生労働省 2019年度から2021年度 特定健診・特定保健指導の実施状況（保険者別）

公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 令和元年度から令和3年度

※法定報告値に係る図表における令和4年度の数値は速報値である（以下同様）

図表3-4-1-2：年齢階層別_特定健診受診率

	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
令和1年度	21.0%	22.7%	23.4%	33.6%	37.7%	41.1%	42.3%
令和2年度	20.7%	21.6%	23.3%	27.8%	31.3%	35.1%	40.2%
令和3年度	22.6%	18.2%	24.3%	28.1%	38.0%	39.9%	40.9%
令和4年度	16.2%	20.6%	18.8%	28.9%	35.0%	38.0%	44.1%

【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 令和1年度から令和4年度 累計

※KDB帳票と法定報告値は、データの登録時期が異なるため値がずれる（以下同様）

② 特定健診の受診状況と生活習慣病の治療状況

特定健診受診者と特定健診未受診者における生活習慣病のレセプト保有割合の差は、健康意識の差によるものとも考え得るし、健診受診が医療機関受診につながっている可能性もある。

特定健診を受診した人のうち、生活習慣病のレセプトが出ている人、すなわち生活習慣病を治療中の人は502人で、特定健診対象者の26.6%、特定健診受診者の76.1%を占めている。他方、特定健診未受診者のうち、生活習慣病のレセプトが出ている人は788人で、特定健診対象者の41.7%、特定健診未受診者の64.1%を占めている（図表3-4-1-3）。

特定健診未受診者のうち、生活習慣病のレセプトが出ていない人は441人で、特定健診対象者の23.3%であり、これらの人の健康状態を把握するのは難しい状況にある。

※この項における生活習慣病とは、KDBが定める生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症、高尿酸血症、脂肪肝、動脈硬化症、脳出血、脳梗塞、狭心症、心筋梗塞、がん、筋・骨格関連疾患、及び精神疾患）を指す

図表3-4-1-3：特定健診の受診状況と生活習慣病の治療状況

	40-64歳		65-74歳		合計		
	人数（人）	対象者に占める割合	人数（人）	対象者に占める割合	人数（人）	対象者に占める割合	特定健診受診者・未受診者に占める割合
対象者数	763	-	1,126	-	1,889	-	-
特定健診受診者数	191	-	469	-	660	-	-
生活習慣病_治療なし	66	8.7%	92	8.2%	158	8.4%	23.9%
生活習慣病_治療中	125	16.4%	377	33.5%	502	26.6%	76.1%
特定健診未受診者数	572	-	657	-	1,229	-	-
生活習慣病_治療なし	268	35.1%	173	15.4%	441	23.3%	35.9%
生活習慣病_治療中	304	39.8%	484	43.0%	788	41.7%	64.1%

【出典】KDB帳票 S21_027-厚生労働省様式（様式5-5） 令和4年度 年次

(2) 有所見者の状況

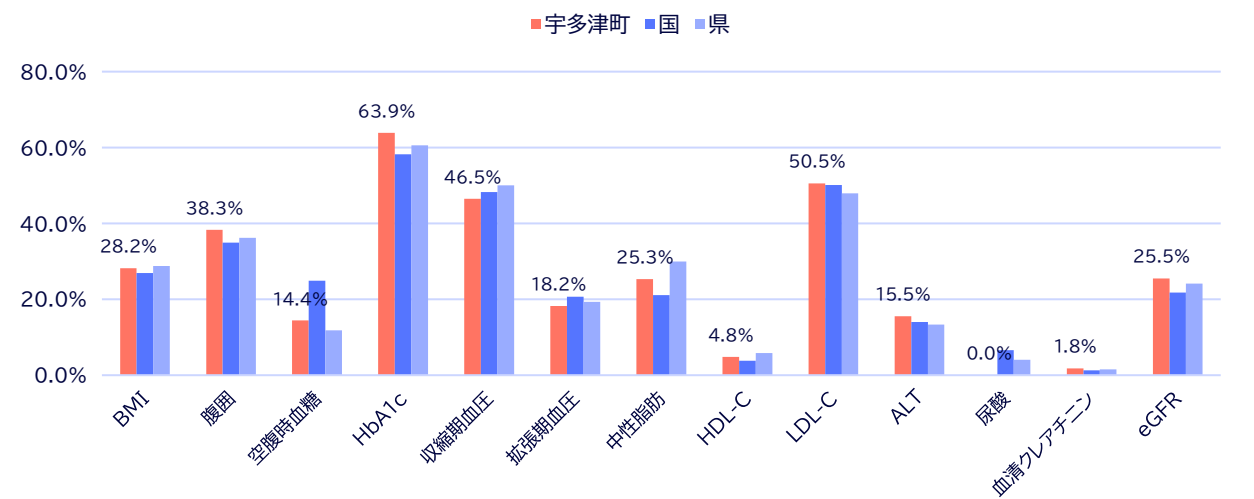
① 特定健診受診者における有所見者の割合

ここでは、特定健診受診者における検査項目ごとの有所見者の割合から、宇多津町の特定健診受診者において、どの検査項目で有所見者の割合が高いのか、その傾向を概観する。

令和4年度の特定健診受診者における有所見者の割合をみると（図表3-4-2-1）、国や県と比較して「腹囲」「HbA1c」「LDL-C」「ALT」「血清クレアチニン」「eGFR」の有所見率が高い。

※有所見とは、医師の診断が異常なし、要精密検査、要治療等のうち、異常なし以外のものを指す

図表3-4-2-1：特定健診受診者における有所見者の割合



	BMI	腹囲	空腹時 血糖	HbA1c	収縮期 血圧	拡張期 血圧	中性脂肪	HDL-C	LDL-C	ALT	尿酸	血清 クレア チニン	eGFR
宇多津町	28.2%	38.3%	14.4%	63.9%	46.5%	18.2%	25.3%	4.8%	50.5%	15.5%	0.0%	1.8%	25.5%
国	26.9%	34.9%	24.9%	58.2%	48.3%	20.7%	21.1%	3.8%	50.1%	14.0%	6.6%	1.3%	21.8%
県	28.8%	36.2%	11.8%	60.6%	50.0%	19.3%	30.0%	5.8%	47.9%	13.3%	4.1%	1.5%	24.1%

【出典】KDB帳票 S21_024-厚生労働省様式（様式5-2） 令和4年度 年次

参考：検査項目ごとの有所見定義

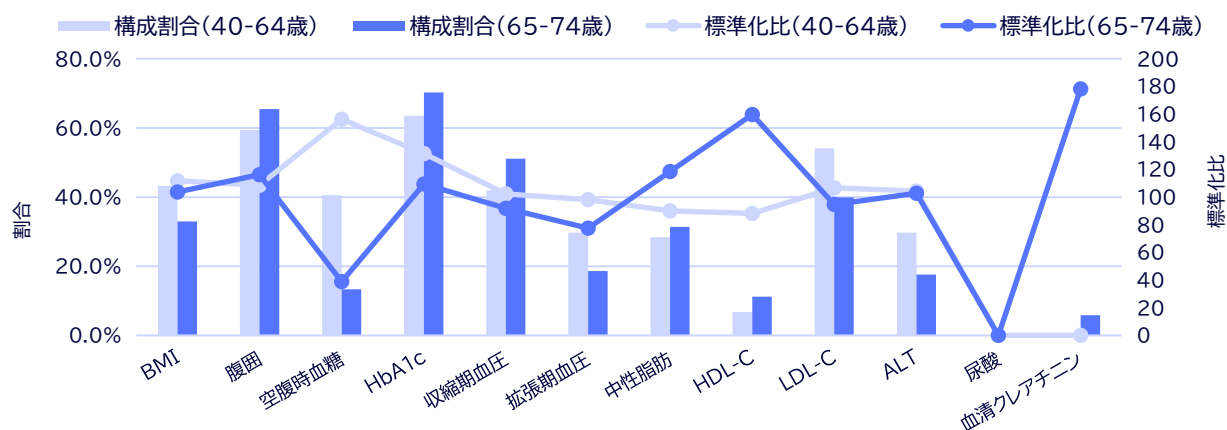
BMI	25kg/m ² 以上	中性脂肪	150mg/dL以上
腹囲	男性：85cm以上、女性：90cm以上 （内臓脂肪面積の場合：100cm ² 以上）	HDL-C	40mg/dL未満
		LDL-C	120mg/dL以上
空腹時血糖	100mg/dL以上	ALT	31U/L以上
HbA1c	5.6%以上	尿酸	7.0mg/dL超過
収縮期血圧	130mmHg以上	血清クレアチニン	1.3mg/dL以上
拡張期血圧	85mmHg以上	eGFR	60ml/分/1.73m ² 未満

【出典】KDBシステム 各帳票等の項目にかかる集計要件

② 特定健診受診者における年代別有所見者の割合と標準化比

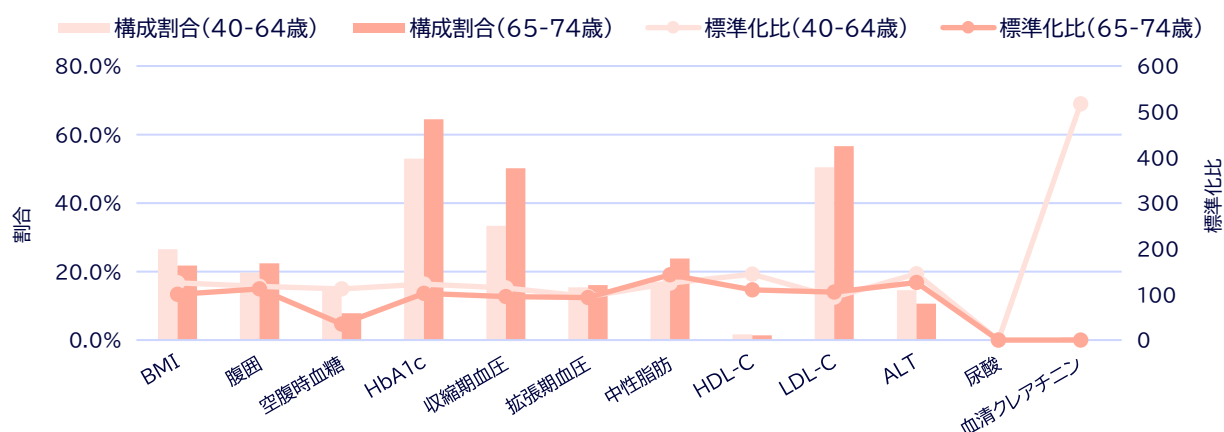
さらに、年代別の有所見者の割合について、国における有所見者の割合を100とした標準化比を国立保健医療科学院のツールを使って算出し国と比較すると（図表3-4-2-2・図表3-4-2-3）、男性では「BMI」「腹囲」「HbA1c」「ALT」の標準化比がいずれの年代においても100を超えている。女性では「BMI」「腹囲」「HbA1c」「中性脂肪」「HDL-C」「ALT」の標準化比がいずれの年代においても100を超えている。

図表3-4-2-2：特定健診受診者における年代別有所見者の割合・標準化比_男性



		BMI	腹囲	空腹時血糖	HbA1c	収縮期血圧	拡張期血圧	中性脂肪	HDL-C	LDL-C	ALT	尿酸	血清クレアチニン
40-64歳	構成割合	43.2%	59.5%	40.5%	63.5%	41.9%	29.7%	28.4%	6.8%	54.1%	29.7%	0.0%	0.0%
	標準化比	111.8	108.5	156.2	131.4	102.4	98.0	89.9	88.3	106.6	104.5	0.0	0.0
65-74歳	構成割合	33.0%	65.4%	13.3%	70.2%	51.1%	18.6%	31.4%	11.2%	39.9%	17.6%	0.0%	5.9%
	標準化比	103.7	116.2	38.8	109.4	92.0	77.5	118.4	159.5	94.5	102.8	0.0	178.2

図表3-4-2-3：特定健診受診者における年代別有所見者の割合・標準化比_女性



		BMI	腹囲	空腹時血糖	HbA1c	収縮期血圧	拡張期血圧	中性脂肪	HDL-C	LDL-C	ALT	尿酸	血清クレアチニン
40-64歳	構成割合	26.5%	19.7%	15.4%	53.0%	33.3%	15.4%	17.1%	1.7%	50.4%	14.5%	0.0%	0.9%
	標準化比	125.3	117.6	112.3	122.2	113.9	94.9	124.9	144.2	93.7	144.9	0.0	517.2
65-74歳	構成割合	21.7%	22.4%	7.8%	64.4%	50.2%	16.0%	23.8%	1.4%	56.6%	10.7%	0.0%	0.0%
	標準化比	100.1	112.0	35.2	102.4	94.8	93.2	142.8	110.1	104.8	125.8	0.0	0.0

【出典】KDB帳票 S21_024-厚生労働省様式（様式5-2） 令和4年度 年次

(3) メタボリックシンドロームの状況

① 特定健診受診者におけるメタボ該当者数とメタボ予備群該当者数

ここでは、特定健診受診者におけるメタボリックシンドローム該当者（以下、メタボ該当者という。）及びメタボリックシンドローム予備群該当者（以下、メタボ予備群該当者という。）のデータを概観する。メタボリックシンドロームとは、「内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態」（厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイトより引用）を指している。ここでは宇多津町のメタボ該当者及びメタボ予備群該当者の割合及び高血圧、高血糖及び脂質代謝異常リスクの該当状況をみる。

令和4年度の特定健診受診者におけるメタボリックシンドロームの状況をみると（図表3-4-3-1）、メタボ該当者は144人で特定健診受診者（660人）における該当者割合は21.8%で、該当者割合は県より低い、国より高い。男女別にみると、男性では特定健診受診者の36.6%が、女性では12.1%がメタボ該当者となっている。

メタボ予備群該当者は89人で特定健診受診者における該当者割合は13.5%となっており、該当者割合は国・県より高い。男女別にみると、男性では特定健診受診者の22.1%が、女性では7.8%がメタボ予備群該当者となっている。

なお、メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の定義は、下表（メタボリックシンドローム判定値の定義）のとおりである。

図表3-4-3-1：特定健診受診者におけるメタボ該当者数・メタボ予備群該当者数

	宇多津町		国	県	同規模
	対象者数（人）	割合	割合	割合	割合
メタボ該当者	144	21.8%	20.6%	23.2%	21.4%
男性	96	36.6%	32.9%	37.0%	32.6%
女性	48	12.1%	11.3%	13.2%	12.1%
メタボ予備群該当者	89	13.5%	11.1%	10.4%	11.3%
男性	58	22.1%	17.8%	16.8%	17.5%
女性	31	7.8%	6.0%	5.8%	6.1%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

参考：メタボリックシンドローム判定値の定義

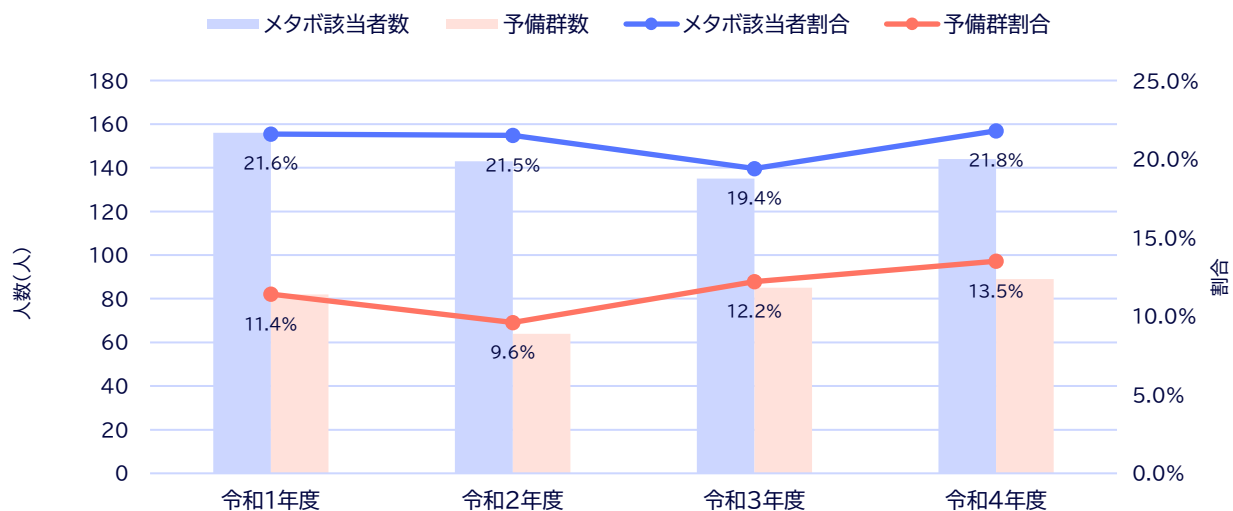
メタボ該当者	腹囲 85cm（男性）	以下の追加リスクのうち2つ以上該当
メタボ予備群該当者	90cm（女性）以上	以下の追加リスクのうち1つ該当
追加リスク	血糖	空腹時血糖110mg/dL以上（空腹時血糖の結果値が存在しない場合、HbA1c 6.0%以上）
	血圧	収縮期血圧130mmHg以上、または拡張期血圧85mmHg以上
	脂質	中性脂肪150mg/dL以上、またはHDLコレステロール40mg/dL未満

【出典】厚生労働省 メタボリックシンドロームの診断基準

② メタボ該当者数とメタボ予備群該当者数の推移

令和4年度と令和1年度の該当者割合を比較すると（図表3-4-3-2）、特定健診受診者のうちメタボ該当者の割合は0.2ポイント増加しており、メタボ予備群該当者の割合は2.1ポイント増加している。

図表3-4-3-2：メタボ該当者数・メタボ予備群該当者数の推移



	令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和1年度と令和4年度の割合の差
	対象者 (人)	割合	対象者 (人)	割合	対象者 (人)	割合	対象者 (人)	割合	
メタボ該当者	156	21.6%	143	21.5%	135	19.4%	144	21.8%	0.2
メタボ予備群該当者	82	11.4%	64	9.6%	85	12.2%	89	13.5%	2.1

【出典】 KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和1年度から令和4年度 累計

③ メタボ該当者とメタボ予備群該当者における追加リスクの重複状況

メタボ該当者及びメタボ予備群該当者における追加リスクの重複状況をみる（図表3-4-3-3）。

メタボ該当者においては「高血圧・脂質異常該当者」が多く、144人中60人が該当しており、特定健診受診者数の9.1%を占めている。

メタボ予備群該当者では「高血圧該当者」が多く、89人中63人が該当しており、特定健診受診者数の9.5%を占めている。

図表3-4-3-3：メタボ該当者・メタボ予備群該当者における追加リスクの重複状況

	男性		女性		合計	
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合
特定健診受診者数	262	-	398	-	660	-
腹囲基準値以上	167	63.7%	86	21.6%	253	38.3%
メタボ該当者	96	36.6%	48	12.1%	144	21.8%
高血糖・高血圧該当者	17	6.5%	5	1.3%	22	3.3%
高血糖・脂質異常該当者	5	1.9%	1	0.3%	6	0.9%
高血圧・脂質異常該当者	36	13.7%	24	6.0%	60	9.1%
高血糖・高血圧・脂質異常該当者	38	14.5%	18	4.5%	56	8.5%
メタボ予備群該当者	58	22.1%	31	7.8%	89	13.5%
高血糖該当者	6	2.3%	0	0.0%	6	0.9%
高血圧該当者	39	14.9%	24	6.0%	63	9.5%
脂質異常該当者	13	5.0%	7	1.8%	20	3.0%
腹囲のみ該当者	13	5.0%	7	1.8%	20	3.0%

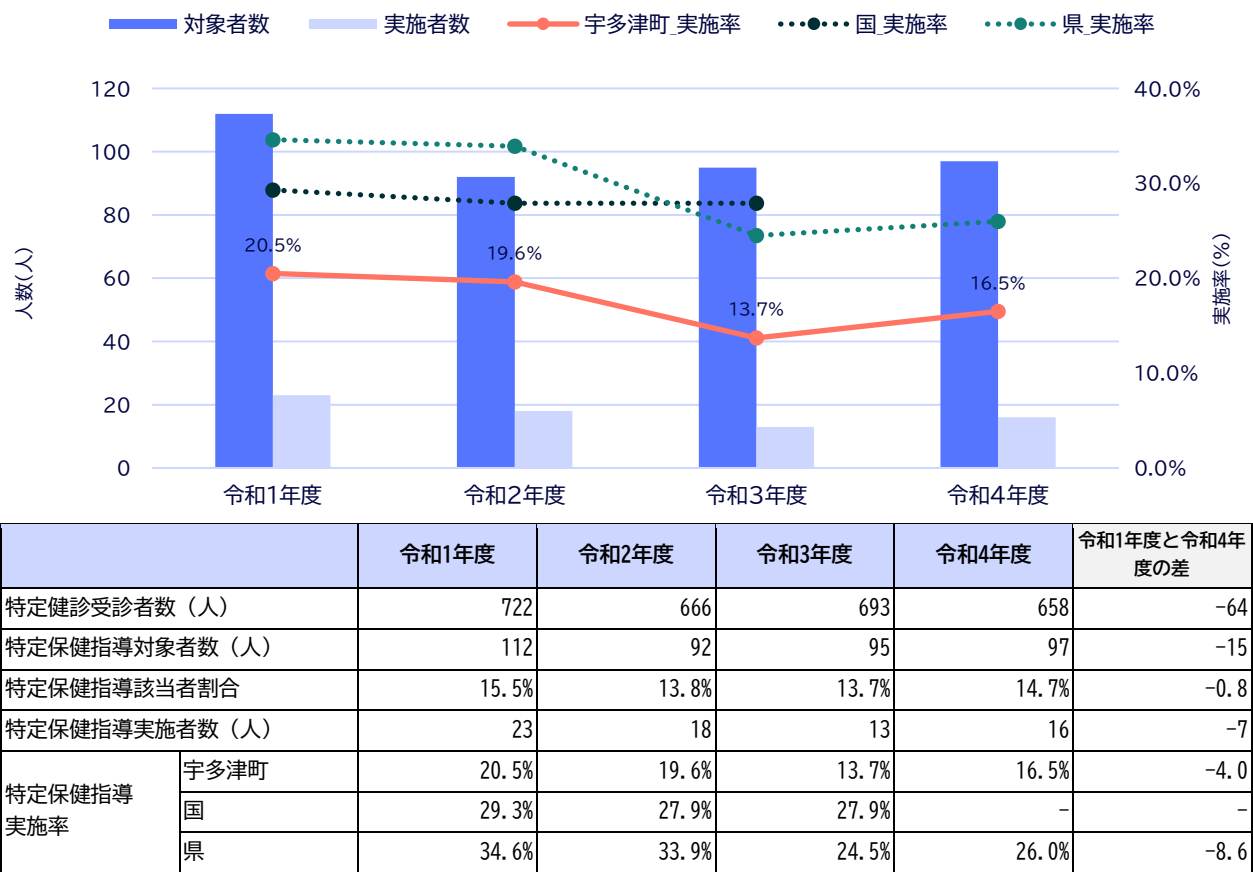
【出典】KDB帳票 S21_025-厚生労働省様式（様式5-3） 令和4年度 年次

(4) 特定保健指導実施率

ここでは、特定保健指導の実施状況を概観する。特定保健指導とは、「特定健康診査の結果に基づき、主にメタボリックシンドロームの予防や解消を目的に行われる健康支援」（厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイトより引用）である。特定保健指導実施率をみることで、前述のメタボ該当者とメタボ予備群該当者のうち、どの程度の特定保健指導の対象者に対して支援できているのかわかる。

特定健診受診者のうち特定保健指導の対象者数は（図表3-4-4-1）、令和4年度の速報値では97人で、特定健診受診者658人中14.7%を占める。特定保健指導対象者のうち特定保健指導を終了した人の割合、すなわち特定保健指導実施率は16.5%で、令和1年度の実施率20.5%と比較すると4.0ポイント低下している。令和3年度までの実施率でみると国・県より低い。

図表3-4-4-1：特定保健指導実施率（法定報告値）



【出典】厚生労働省 2019年度から2021年度 特定健診・特定保健指導実施状況（保険者別）
公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 令和元年度から令和3年度

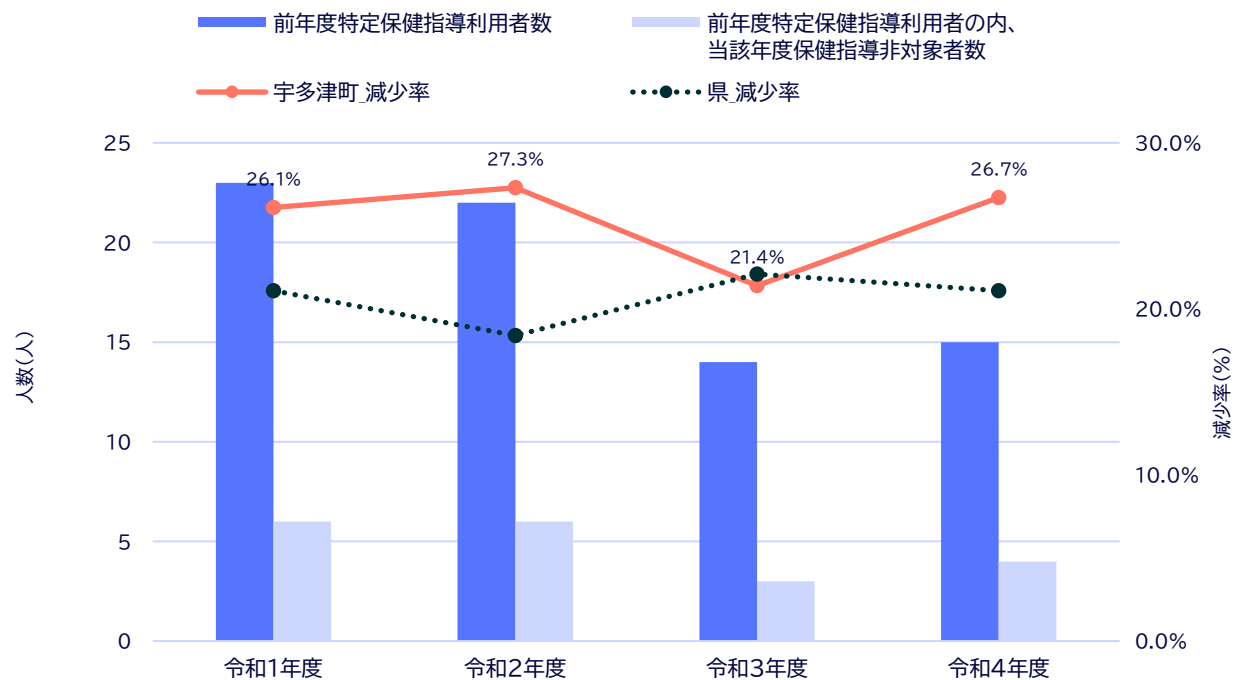
(5) 特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率

ここでは、前年度の特定保健指導利用者の内、当該年度に特定保健指導の対象ではなくなったものを概観することで、特定保健指導が適切に実施できているかが分かる。

令和4年度では前年度特定保健指導利用者15人のうち当該年度に特定保健指導の対象ではなくなった者の数は4人で、特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率は26.7%であり、県より高くなっている。

令和4年度の特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率は、令和1年度の26.1%と比較すると0.6ポイント向上している。（図表3-4-5-1）

図表3-4-5-1：特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率（法定報告値）



		令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和1年度と令和4年度の差
前年度特定保健指導利用者数（人）		23	22	14	15	-
前年度特定保健指導利用者の内、当該年度保健指導非対象者数（人）		6	6	3	4	-
特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	宇多津町	26.1%	27.3%	21.4%	26.7%	+0.6
	県	21.1%	18.4%	22.1%	21.1%	0

【出典】特定健診等データ管理システム TKCA014 令和1年度から令和4年度

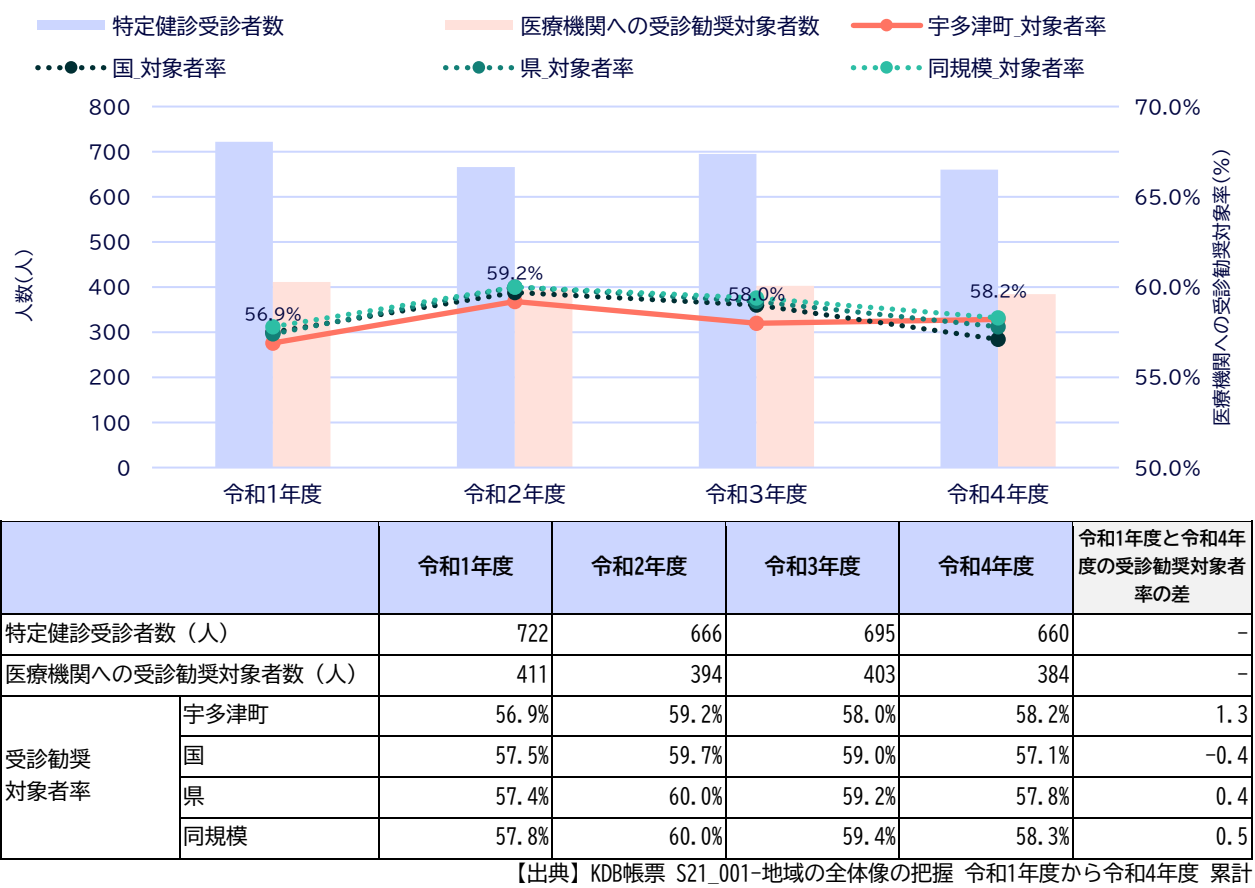
(6) 受診勧奨対象者の状況

① 特定健診受診者における医療機関への受診勧奨対象者の割合

ここでは、特定健診受診者において、医療機関の受診を促す基準として設定されている受診勧奨判定値を超えるもの（受診勧奨対象者）の割合から、宇多津町の特定健診受診者において、受診勧奨対象者がどの程度存在するのかをみる。

受診勧奨対象者の割合をみると（図表3-4-6-1）、令和4年度における受診勧奨対象者数は384人で、特定健診受診者の58.2%を占めている。該当者割合は、国・県より高く、令和1年度と比較すると1.3ポイント増加している。なお、図表3-4-6-1における受診勧奨対象者は一項目でも受診勧奨判定値以上の項目があった人を指している。

図表3-4-6-1：特定健診受診者における医療機関への受診勧奨対象者の割合



参考：各健診項目における受診勧奨判定値

空腹時血糖	126mg/dL以上	中性脂肪	300mg/dL以上	AST	51U/L以上
HbA1c	6.5%以上	HDLコレステロール	34mg/dL以下	ALT	51U/L以上
随時血糖	126mg/dL以上	LDLコレステロール	140mg/dL以上	γ-GTP	101U/L以上
収縮期血圧	140mmHg以上	Non-HDLコレステロール	170mg/dL以上	eGFR	45ml/分/1.73㎡未満
拡張期血圧	90mmHg以上	ヘモグロビン	男性12.1g/dL未満、女性11.1g/dL未満		

※厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」に準拠

② 特定健診受診者における受診勧奨対象者の経年推移

血糖・血圧・脂質の受診勧奨対象者の経年推移を検査値ごとにみる（図表3-4-6-2）。

令和4年度において、血糖ではHbA1c8.0%以上の人は7人で特定健診受診者の1.1%を占めており、令和1年度と比較すると割合は減少している。

血圧では、Ⅰ度高血圧以上の人は194人で特定健診受診者の29.4%を占めており、令和1年度と比較すると割合は増加している。

脂質ではLDL-C140mg/dL以上の人は173人で特定健診受診者の26.2%を占めており、令和1年度と比較すると割合は減少している。

図表3-4-6-2：特定健診受診者における受診勧奨対象者（血糖・血圧・脂質）の経年推移

		令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合
特定健診受診者数		722	-	666	-	695	-	660	-
血糖 (HbA1c)	6.5%以上7.0%未満	26	3.6%	27	4.1%	31	4.5%	35	5.3%
	7.0%以上8.0%未満	14	1.9%	8	1.2%	13	1.9%	13	2.0%
	8.0%以上	9	1.2%	10	1.5%	5	0.7%	7	1.1%
	合計	49	6.8%	45	6.8%	49	7.1%	55	8.3%

		令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合
特定健診受診者数		722	-	666	-	695	-	660	-
血圧	Ⅰ度高血圧	125	17.3%	143	21.5%	150	21.6%	148	22.4%
	Ⅱ度高血圧	42	5.8%	36	5.4%	29	4.2%	35	5.3%
	Ⅲ度高血圧	10	1.4%	6	0.9%	11	1.6%	11	1.7%
	合計	177	24.5%	185	27.8%	190	27.3%	194	29.4%

		令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合
特定健診受診者数		722	-	666	-	695	-	660	-
脂質 (LDL-C)	140mg/dL以上160mg/dL未満	127	17.6%	112	16.8%	112	16.1%	77	11.7%
	160mg/dL以上180mg/dL未満	65	9.0%	55	8.3%	60	8.6%	68	10.3%
	180mg/dL以上	39	5.4%	36	5.4%	40	5.8%	28	4.2%
	合計	231	32.0%	203	30.5%	212	30.5%	173	26.2%

【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 令和1年度から令和4年度 累計
KDB帳票 S26_005-保健指導対象者一覧（受診勧奨判定値の者） 令和1年度から令和4年度 累計

参考：Ⅰ度・Ⅱ度・Ⅲ度高血圧の定義

Ⅰ度高血圧	収縮期血圧140-159mmHg かつ/または 拡張期血圧90-99mmHg
Ⅱ度高血圧	収縮期血圧160-179mmHg かつ/または 拡張期血圧100-109mmHg
Ⅲ度高血圧	収縮期血圧180mmHg以上 かつ/または 拡張期血圧110mmHg以上

【出典】KDBシステム 各帳票等の項目にかかる集計要件

③ 受診勧奨対象者における医療機関の受診状況

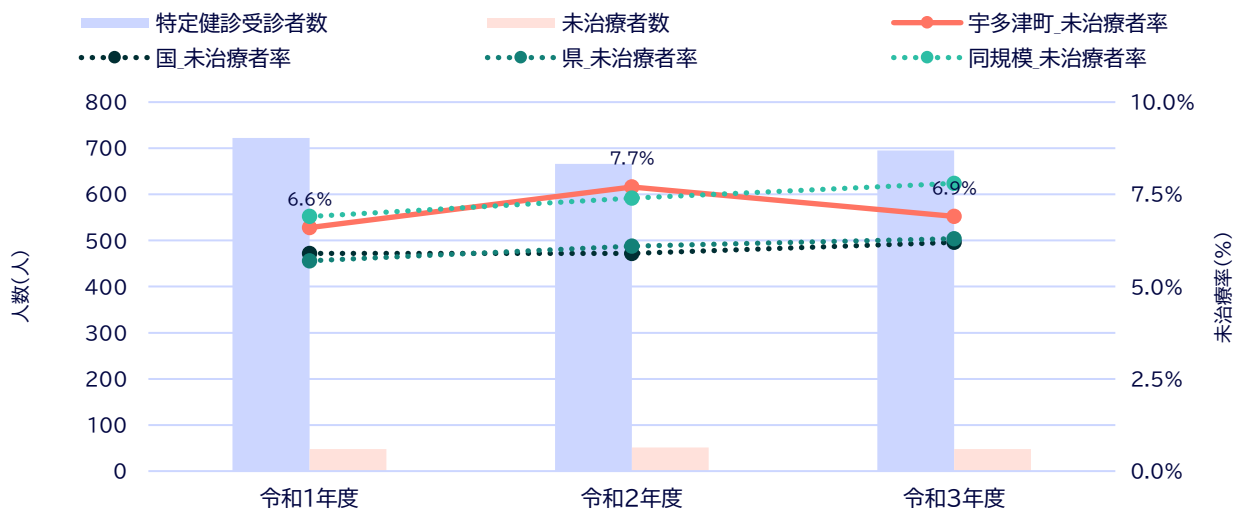
ここでは、受診勧奨対象者の医療機関受診状況について概観する。受診勧奨対象者のうち医療機関への受診が確認されない人（未治療者）の割合から、特定健診を受診し医療機関の受診が促されているにも関わらず医療機関への受診が確認されない人がどの程度存在するのかが把握できる。

受診勧奨対象者の医療機関の受診状況をみると（図表3-4-6-3）、令和3年度の特定健診受診者695人のうち、医療機関の受診が確認されていない未治療者の割合は6.9%であり、国・県より高い。

未治療者率は、令和1年度と比較して0.3ポイント増加している。

※未治療者：特定健診受診者のうち、受診勧奨対象者かつ特定健診実施から6か月以内に医療機関を受診していない者

図表3-4-6-3：受診勧奨対象者における未治療者率



		令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和1年度と令和3年度の未治療者率の差
特定健診受診者数（人）		722	666	695	-
（参考）医療機関への受診勧奨対象者数（人）		411	394	403	-
未治療者数（人）		48	51	48	-
未治療者率	宇多津町	6.6%	7.7%	6.9%	0.3
	国	5.9%	5.9%	6.2%	0.3
	県	5.7%	6.1%	6.3%	0.6
	同規模	6.9%	7.4%	7.8%	0.9

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和1年度から令和3年度 累計

④ 受診勧奨対象者における服薬状況

次に、血糖、血圧、脂質及び腎機能の受診勧奨対象者について、検査値ごとに健診受診年度のレセプトにおける服薬状況を見る（図表3-4-6-4）。受診勧奨対象者のうち、特に検査値が高い者は服薬による治療が必要な可能性があり、レセプトから服薬が確認されない場合、医療機関の受診を促す必要がある。

令和4年度の健診において、血糖がHbA1c6.5%以上であった55人の30.9%が、血圧がⅠ度高血圧以上であった194人の48.5%が、脂質がLDL-C140mg/dL以上であった173人の79.8%が服薬をしていない。

また、腎機能については、eGFR45ml/分/1.73m²未満であった11人の45.5%が血糖や血圧などの薬剤の服薬をしていない。

図表3-4-6-4：特定健診受診者における受診勧奨対象者（血糖・血圧・脂質・腎機能）の服薬状況

血糖（HbA1c）	該当者数（人）	服薬なし_人数（人）	服薬なし_割合
6.5%以上7.0%未満	35	12	34.3%
7.0%以上8.0%未満	13	1	7.7%
8.0%以上	7	4	57.1%
合計	55	17	30.9%

血圧	該当者数（人）	服薬なし_人数（人）	服薬なし_割合
Ⅰ度高血圧	148	76	51.4%
Ⅱ度高血圧	35	15	42.9%
Ⅲ度高血圧	11	3	27.3%
合計	194	94	48.5%

脂質（LDL-C）	該当者数（人）	服薬なし_人数（人）	服薬なし_割合
140mg/dL以上160mg/dL未満	77	62	80.5%
160mg/dL以上180mg/dL未満	68	55	80.9%
180mg/dL以上	28	21	75.0%
合計	173	138	79.8%

腎機能（eGFR）	該当者数（人）	服薬なし_人数（人）	服薬なし_割合	服薬なしのうち、透析なし_人数（人）	該当者のうち、服薬なし_透析なし_割合
30ml/分/1.73m ² 以上 45ml/分/1.73m ² 未満	8	4	50.0%	4	50.0%
15ml/分/1.73m ² 以上 30ml/分/1.73m ² 未満	1	1	100.0%	0	0.0%
15ml/分/1.73m ² 未満	2	0	0.0%	0	0.0%
合計	11	5	45.5%	4	36.4%

【出典】KDB帳票 S26_005-保健指導対象者一覧（受診勧奨判定値の者） 令和4年度 累計

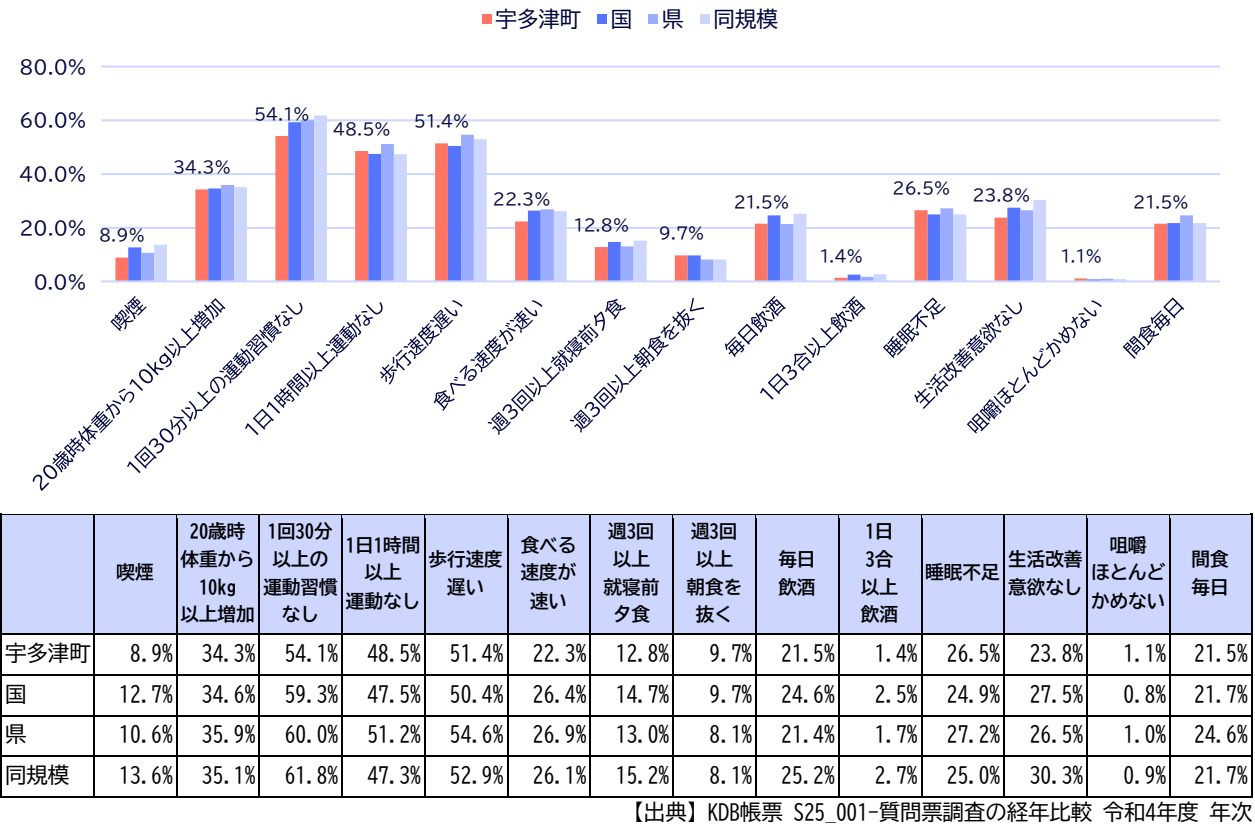
(7) 質問票の状況

① 特定健診受診者における質問票の回答状況

ここでは、特定健診での質問票の回答状況から、宇多津町の特定健診受診者における喫煙や運動習慣、食事、睡眠などの生活習慣における傾向を概観する。

令和4年度の特定健診受診者の質問票から生活習慣の状況をみると（図表3-4-7-1）、国や県と比較して「咀嚼ほとんどかめない」の回答割合が高い。

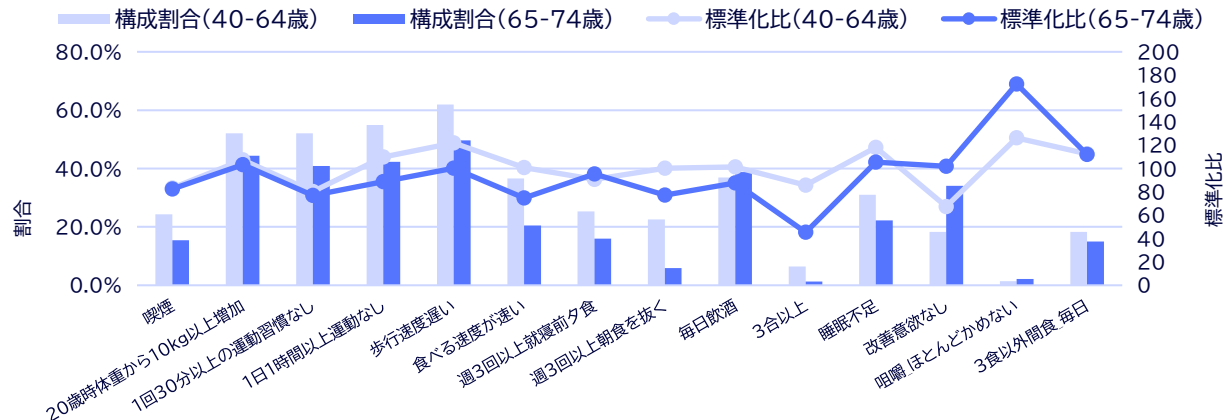
図表3-4-7-1：特定健診受診者における質問票項目別回答者の割合



② 特定健診受診者における年代別質問票の回答状況と標準化比

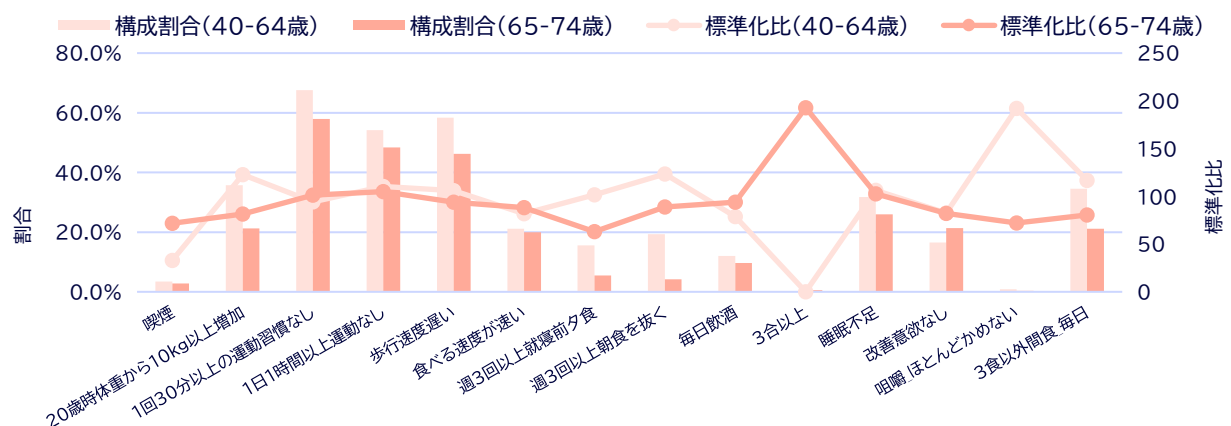
さらに、国における各設問への回答者割合を100とした標準化比を国立保健医療科学院のツールを使って算出し、年代別の回答者割合を国と比較すると（図表3-4-7-2・図表3-4-7-3）、男性では「咀嚼_ほとんどかめない」「3食以外間食_毎日」「睡眠不足」の標準化比がいずれの年代においても高く、女性では「1日1時間以上運動なし」「睡眠不足」の標準化比がいずれの年代においても高い。

図表3-4-7-2：特定健診受診者における年代別質問項目回答者の割合・標準化比_男性



		喫煙	20歳時 体重から 10kg 以上増加	1回30分 以上の運 動習慣 なし	1日 1時間 以上 運動なし	歩行速 度遅い	食べる 速度が 速い	週3回 以上 就寝前 夕食	週3回 以上 朝食を 抜く	毎日 飲酒	1日 3合 以上 飲酒	睡眠 不足	生活 改善 意欲 なし	咀嚼 ほとん どかめ ない	間食 毎日
40-64歳	回答割合	24.3%	52.1%	52.1%	54.9%	62.0%	36.6%	25.4%	22.5%	37.0%	6.5%	31.0%	18.3%	1.4%	18.3%
	標準化比	83.2	107.4	80.1	109.9	122.0	100.7	90.7	100.4	101.4	85.7	118.2	67.5	126.2	112.6
65-74歳	回答割合	15.4%	44.4%	40.9%	42.4%	49.7%	20.5%	16.0%	5.8%	38.8%	1.3%	22.2%	34.1%	2.2%	15.0%
	標準化比	82.5	103.2	77.1	88.8	100.4	74.7	95.3	77.2	87.6	45.4	105.5	101.9	172.4	112.2

図表3-4-7-3：特定健診受診者における年代別質問項目回答者の割合・標準化比_女性



		喫煙	20歳時 体重から 10kg 以上増加	1回30分 以上の運 動習慣 なし	1日 1時間 以上 運動なし	歩行速 度遅い	食べる 速度が 速い	週3回 以上 就寝前 夕食	週3回 以上 朝食を 抜く	毎日 飲酒	1日 3合 以上 飲酒	睡眠 不足	生活 改善 意欲 なし	咀嚼 ほとん どかめ ない	間食 毎日
40-64歳	回答割合	3.4%	35.8%	67.6%	54.1%	58.3%	21.1%	15.6%	19.3%	12.1%	0.0%	31.8%	16.5%	0.9%	34.6%
	標準化比	32.9	122.7	94.2	110.4	106.0	81.7	101.6	123.5	78.7	0.0	106.4	82.6	192.2	116.7
65-74歳	回答割合	2.8%	21.3%	57.9%	48.3%	46.3%	20.0%	5.4%	4.2%	9.6%	0.5%	25.9%	21.3%	0.4%	21.2%
	標準化比	71.9	81.6	101.1	104.9	93.8	88.3	63.0	88.8	94.0	192.8	102.7	82.0	72.0	80.4

【出典】KDB帳票 S21_007-質問票調査の状況 令和4年度 累計

5 一体的実施に係る介護及び高齢者の状況

本項では、後期高齢者医療制度や介護保険との一体的実施との接続を踏まえ、介護及び高齢者に係るデータを分析する。

(1) 保険種別（国民健康保険及び後期高齢者医療制度）の被保険者構成

保険種別の被保険者構成をみると（図表3-5-1-1）、国民健康保険（以下、国保という）の加入者数は2,915人、国保加入率は15.9%で、国・県より低い。後期高齢者医療制度（以下、後期高齢者という。）の加入者数は2,077人、後期高齢者加入率は11.3%で、国・県より低い。

図表3-5-1-1：保険種別の被保険者構成

	国保			後期高齢者		
	宇多津町	国	県	宇多津町	国	県
総人口	18,388	125,416,877	956,787	18,388	125,416,877	956,787
保険加入者数（人）	2,915	24,660,500	179,644	2,077	19,252,733	164,244
保険加入率	15.9%	19.7%	18.8%	11.3%	15.4%	17.2%

【出典】住民基本台帳 令和4年度

KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（国保・後期）

(2) 年代別の要介護（要支援）認定者の有病状況

生活習慣病における重篤な疾患である「心臓病」「脳血管疾患」やフレイル予防という観点で「筋・骨格関連疾患」に焦点をあて、概観する。

年代別の要介護（要支援）認定者における有病状況（図表3-5-2-1）をみると、前期高齢者である65-74歳の有病割合の国との差は、「心臓病」（0.2ポイント）、「脳血管疾患」（-5.5ポイント）、「筋・骨格関連疾患」（0.9ポイント）である。75歳以上の認定者の有病割合の国との差は、「心臓病」（-1.6ポイント）、「脳血管疾患」（-4.5ポイント）、「筋・骨格関連疾患」（0.0ポイント）である。

図表3-5-2-1：年代別の要介護（要支援）認定者の有病状況

疾病名	65-74歳			75歳以上		
	宇多津町	国	国との差	宇多津町	国	国との差
糖尿病	17.7%	21.6%	-3.9	24.2%	24.9%	-0.7
高血圧症	34.9%	35.3%	-0.4	55.3%	56.3%	-1.0
脂質異常症	19.7%	24.2%	-4.5	32.8%	34.1%	-1.3
心臓病	40.3%	40.1%	0.2	62.0%	63.6%	-1.6
脳血管疾患	14.2%	19.7%	-5.5	18.6%	23.1%	-4.5
筋・骨格関連疾患	36.8%	35.9%	0.9	56.4%	56.4%	0.0
精神疾患	34.7%	25.5%	9.2	42.1%	38.7%	3.4

【出典】KDB帳票 S25_006-医療・介護の突合（有病状況）令和4年度 年次

(3) 保険種別の医療費の状況

① 保険種別の一人当たり医療費と入院医療費の割合

国保及び後期高齢者の一人当たり月額医療費をみると（図表3-5-3-1）、国保の入院医療費は、国と比べて1,620円多く、外来医療費は1,560円多い。後期高齢者の入院医療費は、国と比べて1,630円少なく、外来医療費は2,360円多い。

また、医療費に占める入院医療費の割合は、国保では1.1ポイント高く、後期高齢者では2.8ポイント低い。

図表3-5-3-1：保険種別の一人当たり月額医療費及び入院医療費の状況

	国保			後期高齢者		
	宇多津町	国	国との差	宇多津町	国	国との差
入院_一人当たり医療費（円）	13,270	11,650	1,620	35,190	36,820	-1,630
外来_一人当たり医療費（円）	18,960	17,400	1,560	36,700	34,340	2,360
総医療費に占める入院医療費の割合	41.2%	40.1%	1.1	48.9%	51.7%	-2.8

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（国保・後期）

② 保険種別の医療費の疾病別構成

保険種別に医療費の疾病別構成割合をみると（図表3-5-3-2）、国保では「がん」の医療費が占める割合が最も高く、医療費の18.3%を占めており、国と比べて1.5ポイント高い。後期高齢者では「筋・骨格関連疾患」の医療費が占める割合が最も高く、医療費の14.3%を占めており、国と比べて1.9ポイント高い。

重篤な生活習慣病の医療費に絞って疾病別構成割合をみると、「脳梗塞」の後期の総医療費に占める割合は、同疾患の国保の総医療費に占める割合と比べて大きい。

図表3-5-3-2：保険種別医療費の状況

疾病名	国保			後期高齢者		
	宇多津町	国	国との差	宇多津町	国	国との差
糖尿病	5.3%	5.4%	-0.1	4.9%	4.1%	0.8
高血圧症	2.7%	3.1%	-0.4	3.0%	3.0%	0.0
脂質異常症	1.3%	2.1%	-0.8	1.0%	1.4%	-0.4
高尿酸血症	0.1%	0.0%	0.1	0.0%	0.0%	0.0
脂肪肝	0.1%	0.1%	0.0	0.0%	0.0%	0.0
動脈硬化症	0.4%	0.1%	0.3	0.2%	0.2%	0.0
がん	18.3%	16.8%	1.5	12.6%	11.2%	1.4
脳出血	0.5%	0.7%	-0.2	0.5%	0.7%	-0.2
脳梗塞	1.9%	1.4%	0.5	2.4%	3.2%	-0.8
狭心症	1.4%	1.1%	0.3	1.0%	1.3%	-0.3
心筋梗塞	0.5%	0.3%	0.2	0.5%	0.3%	0.2
慢性腎臓病（透析あり）	4.8%	4.4%	0.4	2.8%	4.6%	-1.8
慢性腎臓病（透析なし）	0.4%	0.3%	0.1	0.4%	0.5%	-0.1
精神疾患	9.2%	7.9%	1.3	3.2%	3.6%	-0.4
筋・骨格関連疾患	8.2%	8.7%	-0.5	14.3%	12.4%	1.9

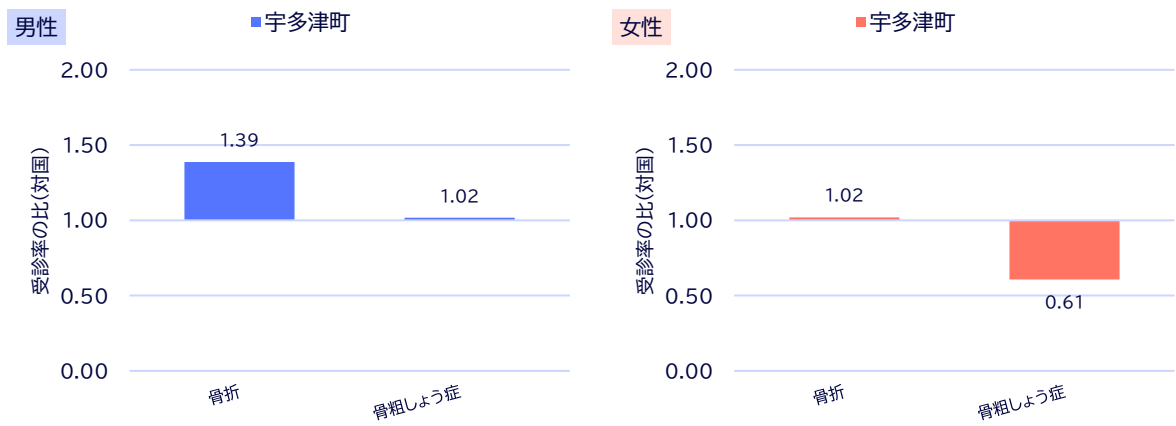
【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（国保・後期）

※ここでは、総医療費に占める各疾病の医療費の割合を集計している

(4) 前期高齢者における骨折及び骨粗しょう症の受診率

前期高齢者における「骨折」及び「骨粗しょう症」の受診率（図表3-5-4-1）をみると、国と比べて、男性では「骨折」「骨粗しょう症」の受診率は高い。また、女性では「骨折」の受診率は高く、「骨粗しょう症」の受診率は低い。

図表3-5-4-1：前期高齢者の骨折及び骨粗しょう症の受診率比較



【出典】KDB帳票 S23_005-疾病別医療費分析（細小（82）分類） 令和4年度 累計
※表内の「骨折」は入院及び外来、「骨粗しょう症」は外来を集計している

(5) 後期高齢者の健診受診状況

健診受診の状況（図表3-5-5-1）をみると、後期高齢者の健診受診率は31.9%で、国と比べて7.1ポイント高い。続いて、健診受診者に占める受診勧奨対象者の割合をみると、後期高齢者の受診勧奨対象者率は59.6%で、国と比べて1.3ポイント低い。また、検査項目ごとの健診受診者に占める有所見者の割合を国と比べると、後期高齢者では「血圧」「血糖・脂質」「血圧・脂質」の該当割合が高い。

図表3-5-5-1：後期高齢者の健診状況

		後期高齢者		
		宇多津町	国	国との差
健診受診率		31.9%	24.8%	7.1
受診勧奨対象者率		59.6%	60.9%	-1.3
有所見者の状況	血糖	5.6%	5.7%	-0.1
	血圧	24.5%	24.3%	0.2
	脂質	10.1%	10.8%	-0.7
	血糖・血圧	1.8%	3.1%	-1.3
	血糖・脂質	1.5%	1.3%	0.2
	血圧・脂質	7.3%	6.9%	0.4
	血糖・血圧・脂質	0.7%	0.8%	-0.1

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（後期）

参考：健診項目における受診勧奨判定値

空腹時血糖	126mg/dL以上	収縮期血圧	140mmHg以上	中性脂肪	300mg/dL以上	LDLコレステロール	140mg/dL以上
HbA1c	6.5%以上	拡張期血圧	90mmHg以上	HDLコレステロール	34mg/dL以下		

【出典】KDBシステム 各帳票等の項目にかかる集計要件

(6) 後期高齢者における質問票の回答状況

後期高齢者における質問票の回答状況をみると（図表3-5-6-1）、国と比べて、「毎日の生活に「不満」「半年前に比べて硬いものが「食べにくくなった」「お茶や汁物等で「むせることがある」「6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少が「あった」「以前に比べて「歩行速度が遅くなったと思う」「この1年間に「転倒したことがある」「ウォーキング等の運動を「週に1回以上していない」「周囲の人から「物忘れがあるとされたことがある」「今日が何月何日かわからない日がある」「たばこを「吸っている」「体調が悪いときに、身近に相談できる人が「いない」」の回答割合が高い。

図表3-5-6-1：後期高齢者における質問票の回答状況

カテゴリー	項目・回答	回答割合		
		宇多津町	国	国との差
健康状態	健康状態が「よくない」	0.9%	1.1%	-0.2
心の健康	毎日の生活に「不満」	1.2%	1.1%	0.1
食習慣	1日3食「食べていない」	5.0%	5.4%	-0.4
口腔・嚥下	半年前に比べて硬いものが「食べにくくなった」	31.6%	27.7%	3.9
	お茶や汁物等で「むせることがある」	23.0%	20.9%	2.1
体重変化	6か月間で2～3kg以上の体重減少が「あった」	13.4%	11.7%	1.7
運動・転倒	以前に比べて「歩行速度が遅くなったと思う」	61.6%	59.1%	2.5
	この1年間に「転倒したことがある」	19.9%	18.1%	1.8
	ウォーキング等の運動を「週に1回以上していない」	41.0%	37.1%	3.9
認知	周囲の人から「物忘れがあるとされたことがある」	16.9%	16.2%	0.7
	今日が何月何日かわからない日がある	26.3%	24.8%	1.5
喫煙	たばこを「吸っている」	5.3%	4.8%	0.5
社会参加	週に1回以上外出して「いない」	7.4%	9.4%	-2.0
	ふだんから家族や友人との付き合いが「ない」	4.6%	5.6%	-1.0
ソーシャルサポート	体調が悪いときに、身近に相談できる人が「いない」	5.8%	4.9%	0.9

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（後期）

6 その他の状況

(1) 重複服薬の状況

重複服薬の状況をみると（図表3-6-1-1）、重複処方該当者数は23人である。被保険者1万人当たりでは78.9人、県全体では106.3人である。

※重複処方該当者：重複処方を受けた人のうち、3医療機関以上かつ複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数が1以上、または2医療機関以上かつ複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数が2以上に該当する者

図表3-6-1-1：重複服薬の状況（薬効分類単位で集計）

他医療機関との重複処方が発生した医療機関数（同一月内）		複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数（同一月内）									
		1以上	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上	9以上	10以上
重複処方を受けた人	2医療機関以上	92	20	8	3	0	0	0	0	0	0
	3医療機関以上	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	4医療機関以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5医療機関以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【出典】KDB帳票 S27_013-重複・多剤処方の状況 令和5年3月診療分

図表3-6-1-2：香川県の重複服薬の状況（薬効分類単位で集計）

他医療機関との重複処方が発生した医療機関数（同一月内）		複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数（同一月内）									
		1以上	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上	9以上	10以上
重複処方を受けた人	2医療機関以上	5,947	1,550	511	187	93	43	25	12	6	4
	3医療機関以上	360	244	151	88	51	26	15	8	5	3
	4医療機関以上	59	46	40	29	20	16	10	4	3	2
	5医療機関以上	19	13	11	7	4	4	2	1	1	1

【出典】KDB帳票 S27_013-重複・多剤処方の状況 令和5年3月診療分

(2) 多剤服薬の状況

多剤服薬の状況をみると（図表3-6-2-1）、多剤処方該当者数は8人である。被保険者1万人当たりでは27.4人、県全体では27.8人である。

※多剤処方該当者：同一薬効に関する処方日数が1日以上かつ処方薬効数（同一月内）が15以上に該当する者

図表3-6-2-1：多剤服薬の状況（薬効分類単位で集計）

		処方薬効数（同一月内）											
		1以上	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上	9以上	10以上	15以上	20以上
処方日数	1日以上	1,370	1,099	847	609	437	292	188	131	95	65	8	1
	15日以上	1,062	922	740	556	413	285	186	131	95	65	8	1
	30日以上	841	734	604	464	349	244	168	119	87	59	8	1
	60日以上	427	378	316	257	197	152	112	82	62	44	7	1
	90日以上	186	173	146	118	91	74	58	41	31	23	2	0
	120日以上	87	83	68	57	41	32	26	16	15	11	1	0
	150日以上	44	41	32	25	17	14	10	7	6	4	1	0
	180日以上	30	27	22	18	13	10	7	5	4	3	0	0

【出典】KDB帳票 S27_013-重複・多剤処方の状況 令和5年3月診療分

図表3-6-2-2：香川県の多剤服薬の状況（薬効分類単位で集計）

		処方薬効数（同一月内）											
		1以上	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上	9以上	10以上	15以上	20以上
処方日数	1日以上	91,305	75,300	59,210	44,023	31,761	22,328	15,510	10,480	6,862	4,466	500	51
	15日以上	74,707	65,909	53,604	40,990	30,244	21,602	15,156	10,289	6,774	4,428	500	51
	30日以上	61,910	55,062	45,452	35,531	26,698	19,344	13,741	9,446	6,308	4,163	489	50
	60日以上	31,630	28,692	24,530	19,924	15,463	11,570	8,507	6,066	4,179	2,849	385	46
	90日以上	13,980	12,809	11,119	9,209	7,264	5,538	4,112	3,001	2,090	1,456	230	34
	120日以上	6,219	5,839	5,204	4,378	3,469	2,698	2,035	1,500	1,073	745	130	21
	150日以上	3,184	2,965	2,626	2,196	1,748	1,378	1,061	775	560	382	71	14
	180日以上	1,889	1,725	1,512	1,246	1,000	785	591	427	307	207	44	8

【出典】KDB帳票 S27_013-重複・多剤処方の状況 令和5年3月診療分

（3）後発医薬品の使用状況

令和4年9月時点の後発医薬品の使用割合は78.3%で、県の77.4%と比較して0.9ポイント高い（図表3-6-3-1）。

図表3-6-3-1：後発医薬品の使用状況

	令和1年9月	令和2年3月	令和2年9月	令和3年3月	令和3年9月	令和4年3月	令和4年9月
宇多津町	66.8%	73.0%	75.5%	77.8%	78.7%	77.6%	78.3%
県	72.3%	75.3%	76.3%	77.1%	77.0%	77.2%	77.4%

【出典】厚生労働省 保険者別の後発医薬品の使用割合

（4）5がん（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん）検診の受診率

国保被保険者におけるがん検診の受診状況をみると（図表3-6-4-1）、下表の5つのがんの検診平均受診率は27.8%で、国・県より高い。

図表3-6-4-1：国保被保険者におけるがん検診の受診状況

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	5がん平均
宇多津町	26.6%	29.0%	27.1%	24.8%	31.7%	27.8%
国	12.1%	15.2%	16.0%	16.2%	18.2%	15.5%
県	13.5%	16.3%	19.6%	18.3%	22.7%	18.1%

【出典】厚生労働省 地域保健・健康増進事業報告 令和3年度

7 健康課題の整理

(1) 県全体の健康課題と標準事業

3章の1～6では、本町の健康・医療情報等の分析を示したが、これらに記載されている県の現状に加え、改めて県全体の状況を次ページのとおり示す。これらから導き出される健康課題を下記のとおり整理し、第3期データヘルス計画では、以下の6事業を標準事業として全市町が取り組んでいくこととなった。また、これら標準事業の実施に際しては、79ページに記載する標準指標を設定し経年評価することで、事業の評価及び見直しを行い、効率的に事業を実施する。

- ① 特定健診受診率向上事業
- ② 特定保健指導実施率向上事業
- ③ 生活習慣病等重症化予防事業
- ④ 重複・多剤服薬者対策事業
- ⑤ 後発医薬品使用促進事業
- ⑥ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事業

項目	健康課題	標準事業
平均余命・死亡原因に着目した分析	平均余命は男女ともに全国よりやや短い。脳血管疾患や虚血性心疾患を原因とする死亡については、全国より低いが、糖尿病を原因とする死亡については、全国より高い状況にある。発症している者には、適切な受診勧奨や継続した治療を促す必要がある。	③ 生活習慣病等重症化予防事業
生活習慣病等の医療費（入院・外来）に着目した分析	1人当たりの月額医療費は、全国より高い状態にあるが、1保険者当たりの主要生活習慣病（筋・骨格、高血圧、狭心症、糖尿病）の医療費の点数は、全国に比して低い状況にある。単年度でなく複数年で傾向を見ていく必要がある。	
生活習慣病の患者数に着目した分析	主要生活習慣病の患者数及び新規患者数は全国より高い状況にある。特定健診などで早期に発見し、継続した治療や生活改善を促す必要がある。	
特定健診受診率・特定保健指導実施率・メタボ率に着目した分析	特定健診受診率・特定保健指導実施率は、全国より高いものの、国の国保全体の目標である60%には届いていない。メタボリックシンドローム該当者やその予備群を減少させることを目的に受診率を向上させる必要がある。	① 特定健診受診率向上事業 ② 特定保健指導実施率向上事業
要介護認定率及び要介護者の有病率に着目した分析	介護保険の第1号被保険者における要介護認定率は、全国より高い状況にあり、要介護者の有病率は筋・骨格、心臓病、高血圧症、糖尿病のいずれもが、全国より高い状況にある。壮年期からの高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防や介護予防が必要である。	⑥ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事業
重複多剤投与者に着目した分析	1万人当たり重複投与者数については、全国より高い状況にあり、多剤投与者についても一定数いる。医療費適正化、健康増進の観点から、専門家の支援を得ながら服薬指導する必要がある。	④ 重複・多剤服薬者対策事業
後発医薬品使用割合に着目した分析	後発医薬品の使用については、一部の市町において目標の数量シェア80%は達しているものの、全市町は達成していない。医療費適正化の観点から、数量ベースだけでなく、国が示す金額ベースでの目標に沿って後発医薬品の使用を推進する必要がある。	⑤ 後発医薬品使用促進事業

【参考】令和4年度の状況

太字 国より高い

国より低い

No.	項目	単位	県	同規模	国
1	平均余命（男）	年	81.5	81.4	81.7
2	平均余命（女）	年	87.4	87.7	87.8
3	死因（脳血管疾患）	%	6.7	-	7.3
4	死因（虚血性心疾患）	%	3.1	-	4.7
5	死因（糖尿病）	%	1.3	-	1.0
6	要介護認定率（第1号）	%	20.4	19.4	19.4
7	要介護支援認定者の有病状況（筋・骨格）	%	59.0	55.1	53.4
8	要介護支援認定者の有病状況（心臓病）	%	65.0	62.6	60.3
9	要介護支援認定者の有病状況（高血圧症）	%	56.6	55.0	53.3
10	要介護支援認定者の有病状況（糖尿病）	%	26.5	24.2	24.3
11	1人当たり月額医療費	円	35,050	31,901	29,043
12	入院医療費点数（筋・骨格）	千点	17,969	-	18,514
13	入院医療費点数（狭心症）	千点	3,534	-	3,771
14	入院医療費点数（高血圧症）	千点	326	-	393
15	入院医療費点数（糖尿病）	千点	1,585	-	1,690
16	外来医療費点数（筋・骨格）	千点	24,162	-	25,747
17	外来医療費点数（狭心症）	千点	1,714	-	1,908
18	外来医療費点数（高血圧症）	千点	12,328	-	15,170
19	外来医療費点数（糖尿病）	千点	25,107	-	25,992
20	1千人当たり患者数（筋・骨格）	人	465.6	436.1	408.6
21	1千人当たり患者数（狭心症）	人	71.4	63.9	61.8
22	1千人当たり患者数（高血圧症）	人	441.2	459.4	414.4
23	1千人当たり患者数（糖尿病）	人	255.1	245.4	229.7
24	1千人当たり新規患者数（筋・骨格）	人	62.8	61.1	61.7
25	1千人当たり新規患者数（狭心症）	人	2.9	2.7	2.8
26	1千人当たり新規患者数（高血圧症）	人	13.6	14.0	13.5
27	1千人当たり新規患者数（糖尿病）	人	14.3	13.7	13.9
28	メタボ率	%	23.2	21.4	20.6
29	特定健診受診率	%	43.9	-	-
30	特定保健指導実施率	%	28.6	-	-
31	1万人当たり重複投与者数	人	93.4	-	69.5 (※R3.3月)
32	1万人当たり多剤投与者数	人	26.5	-	-
33	後発医薬品使用割合（数量シェア）	%	77.2	-	-

【出典】

KDB帳票「地域の全体像の把握」

（R4年度累計、国保組合含まない、令和5年9月22日現在）【No. 1, 2, 6～10、28】

KDB帳票「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」

（R4年度累計、国保組合含まない、令和5年9月22日現在）【No. 11】

KDB帳票「医療費分析（1）細小分類」

（R4年度累計、国保組合含まない、令和5年9月22日現在）【No. 12～27】

国保連合会 特定健診データ管理システムー特定健診・特定保健指導実施結果集計表【No. 29, 30】

厚生労働省 令和5年度保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分資料【No. 31, 32】

※R4.3月全国国保主管課長会議資料より

厚生労働省 令和3年人口動態調査【No. 3～5】

厚生労働省 医療費に関するデータの見える化についてー保険者別の後発医薬品の使用割合【No. 33】

(2) 健康課題の全体像の整理

死亡・要介護状態		
平均余命 平均自立期間	・ 男性の平均余命は81.1年で、国・県より短い。国と比較すると、-0.6年である。女性の平均余命は87.4年で、県と同程度で、国より短い。国と比較すると、-0.4年である。（図表2-1-2-1）	・ 男性の平均自立期間は80.1年で、国と同程度で、県より長い。国と比較すると、0.0年である。女性の平均自立期間は84.9年で、国・県より長い。国と比較すると、+0.5年である。（図表2-1-2-1）
死亡	・ 保健事業により予防可能な重篤な疾患について、令和3年の死因別の順位と割合をみると、「虚血性心疾患」は第5位（4.5%）、「脳血管疾患」は第2位（7.7%）、「腎不全」は第13位（1.9%）と、いずれも死因の上位に位置している。（図表3-1-1-1）	・ 平成25年から平成29年までの重篤な疾患の標準化死亡比は、急性心筋梗塞78.7（男性）88.6（女性）、脳血管疾患90.2（男性）80.0（女性）、腎不全102.3（男性）102.8（女性）。（図表3-1-2-1・図表3-1-2-2）
介護	・ 平均余命と平均自立期間の差は、男性は1.0年、女性は2.5年となっている。（図表2-1-2-1）	・ 介護認定者における有病割合をみると「心臓病」は58.9%、「脳血管疾患」は18.5%であり、これらの重篤な疾患に進行する可能性のある基礎疾患の有病割合は「糖尿病」（23.2%）、「高血圧症」（52.3%）、「脂質異常症」（31.3%）である。（図表3-2-3-1）

生活習慣病重症化		
医療費	・ 入院	・ 保健事業により予防可能な疾患について入院医療費の上位をみると、「虚血性心疾患」が3位（4.5%）となっている。これらの疾患の受診率をみると、「虚血性心疾患」が国の1.4倍となっている。（図表3-3-2・図表3-3-2-3）
	・ 外来（透析）	・ 重篤な疾患の患者は、基礎疾患（「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」）を有している人が多い。（図表3-3-5-1）
	・ 入院・外来	・ 「腎不全」の外来医療費は、外来医療費全体の8.0%を占めている。（図表3-3-3-1）
		・ 生活習慣病における重篤な疾患のうち「慢性腎臓病（透析あり）」の受診率は、国より高い。（図表3-3-4-1）
		・ 「慢性腎臓病（透析あり）」患者のうち、「糖尿病」を有している人は30.8%、「高血圧症」は84.6%、「脂質異常症」は46.2%となっている。（図表3-3-5-1）
		・ 重篤な生活習慣病の医療費に絞って疾病別構成割合をみると、「脳出血」「脳梗塞」「心筋梗塞」の後期の総医療費に占める割合は、同疾患の国保の総医療費に占める割合と比べて大きい。（図表3-5-3-2）



◀重症化予防

生活習慣病		
医療費	・ 外来	・ 「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」及び「慢性腎臓病（透析なし）」の外来受診率は、いずれも国より低い。（図表3-3-4-1）
		・ 令和4年度3月時点の被保険者における基礎疾患の有病者数及びその割合は、「糖尿病」が301人（10.3%）、「高血圧症」が571人（19.6%）、「脂質異常症」が494人（16.9%）である。（図表3-3-5-2）
特定健診	・ 受診勧奨対象者	・ 受診勧奨対象者数は384人で、特定健診受診者の58.2%となっており、1.3ポイント増加している。（図表3-4-6-1）
		・ 受診勧奨対象者のうち服薬が確認されていない人の割合は、血糖ではHbA1cが6.5%以上であった55人の30.9%、血圧ではⅠ度高血圧以上であった194人の48.5%、脂質ではLDL-Cが140mg/dL以上であった173人の79.8%、腎機能ではeGFRが45ml/分/1.73㎡未満であった11人の45.5%である。（図表3-4-6-4）



◀発症予防

生活習慣病予備群・メタボリックシンドローム		
特定健診	・ メタボ該当者 ・ メタボ予備群該当者 ・ 特定健診有所見者	・ 令和4年度のメタボ該当者は144人（21.8%）で増加しており、メタボ予備群該当者は89人（13.5%）で増加している。（図表3-4-3-2）
		・ 令和4年度の特定保健指導実施率は16.5%であり、令和1年度の実施率20.5%と比較すると4.0ポイント低下している。令和3年度までの実施率でみると国・県より低い。（図表3-4-4-1）
		・ 有所見該当者の割合について、国を100とした標準化比は、男性では「BMI」「腹囲」「HbA1c」「ALT」の標準化比がいずれの年代においても100を超えている。女性では「BMI」「腹囲」「HbA1c」「中性脂肪」「HDL-C」「ALT」の標準化比がいずれの年代においても100を超えている。（図表3-4-2-2・図表3-4-2-3）



◀一次予防

不健康な生活習慣		
健康に関する意識		・ 令和4年度の特定健診受診率は34.9%であり、令和1年度と比較して1.7ポイント低下している。令和3年度までの受診率でみると国・県より低い。（図表3-4-1-1）
		・ 令和4年度の特定健診未受診者のうち、生活習慣病のレセプトが出ていない人は441人で、特定健診対象者の23.3%となっている。（図表3-4-1-3）
特定健診	・ 生活習慣	・ 特定健診受診者の質問票の回答割合について、国を100とした標準化比は、男性では「咀嚼_ほとんどかめない」「3食以外間食_毎日」「睡眠不足」の標準化比がいずれの年代においても高く、女性では「1日1時間以上運動なし」「睡眠不足」の標準化比がいずれの年代においても高い。（図表3-4-7-2・図表3-4-7-3）

地域特性・背景	
宇多津町の特性	・高齢化率は21.7%で、国や県と比較すると、低い。（図表2-1-1-1） ・国保加入者数は2,915人で、65歳以上の被保険者の割合は41.3%となっている。（図表2-1-5-1）
健康維持増進のための社会環境・体制	・一人当たり医療費は増加している。（図表3-3-1-1） ・重複処方該当者数は23人であり、多剤処方該当者数は8人である。（図表3-6-1-1・図表3-6-2-1） ・後発医薬品の使用割合は78.3%であり、県と比較して0.9ポイント高い。（図表3-6-3-1）
その他（がん）	・悪性新生物（「大腸」「胃」「胆のう及びその他の胆道」）は死因の上位にある。（図表3-1-1-1） ・5がんの検診平均受診率は国・県より高い。（図表3-6-4-1）

(3) わがまちの生活習慣病に関する健康課題

考察	健康課題
◀重症化予防 保健事業により予防可能な重篤疾患をみると、宇多津町では心筋梗塞・脳血管疾患・腎不全いずれのSMRとも国と比べて同等もしくは低い。虚血性心疾患や脳血管疾患入院受診率、慢性腎臓病の外来受診率は国と比べて同等もしくは高いことから、同疾患は、国と比べて多く発生はしているものの、治療により死亡は抑制できている可能性が考えられる。 外来治療の状況と合わせて見ると、虚血性心疾患・脳血管疾患・腎不全の原因となる動脈硬化を促進する糖尿病・高血圧・脂質異常症は同等またはやや低い。さらに、特定健診受診者においては、血糖・血圧・脂質に関して受診勧奨判定値を上回っていて該当疾患に関する服薬が出ていないものが血糖（HbA1c6.5%以上）では約3割、血圧（Ⅰ度高血圧以上）では約5割、血中脂質（LDL-C140mg/dL以上）では約8割存在している。 これらの事実から、基礎疾患の有病者が外来治療に適切につながっていない結果、生活習慣病が重症化し、特に糖尿病および慢性腎臓病の発症、ひいては脳心血管疾患の発症につながっている可能性が考えられる。	#1 重篤な疾患の発症を防ぐことを目的に、健診を受診し受診勧奨判定値を超えたものに対して適切な医療機関の受診を促進することが必要。
◀発症予防 特定健診受診者のうちメタボリックシンドローム該当者割合は国と比べて高く、経年でみても横ばいである。有所見者についても、特に血糖や脂質において国と比べて高い割合となっている。 さらに、特定保健指導実施率は最新年度において国と比べて低く、経年でみると大きく低下していることから、特定保健指導の実施率が高まることで、メタボリックシンドローム該当者・予備群該当者を減少させられ、生活習慣病への移行を抑止できる可能性が考えられる。	#2 メタボリックシンドローム該当者・予備群該当者を減少させることを目的に、特定保健指導の実施率を向上することが必要。
◀一次予防 特定健診受診率が国と比べてやや低く、経年でみると横ばいとなっている。 特定健診未受診者の内、約2割が生活習慣病の治療を受けておらず、健康状態が不明の状況にあるから、本来医療機関受診勧奨や特定保健指導による介入が必要な人が特定健診で捉えられていない可能性が考えられる。	#3 今以上に適切に特定保健指導や重症化予防事業につなぐことを目的に、特定健診の受診率を向上することが必要。
◀健康づくり 特定健診受診者における質問票の回答割合を見ると、男女ともに睡眠不足の割合が国と比べて多いことから、このような生活習慣が継続した結果、高血糖や高血圧、脂質異常の状態に至り、動脈硬化が進行した結果、最終的に脳心血管疾患や慢性腎臓病の発症に至る者が多い可能性が考えられる。	#4 生活習慣病の進行、重篤疾患の発症を防ぐことを目的に、被保険者における食習慣、運動習慣の改善が必要。

(4) 一体的実施及び医療費適正化等に関する課題

考察	健康課題
◀一体的実施 介護認定者における有病割合を見ると、糖尿病、高血圧・脂質異常症といった基礎疾患、心臓病、脳血管疾患といった重篤な疾患は前期高齢者に比べ後期高齢者の方が多い。また、医療費の観点では、高血圧症、脳梗塞の医療費の総医療費に占める割合が国保被保険者よりも後期高齢者の方が多い。 これらの事実から、国保被保険者への生活習慣病の重症化予防が、後期高齢者における脳血管疾患等重篤疾患発症の予防につながる可能性が考えられる。	#5 将来の重篤な疾患の予防のために国保世代への重症化予防が必要。
◀服薬適正・医療費適正化 重複服薬者が23人、多剤服薬者が8人と、医療費適正化・健康増進の観点で服薬を適正化すべきと考える人が一定数存在する可能性がある。後発医薬品の使用割合は78.3%であり、県と比較して0.9ポイント高い。	#6 重複・多剤服薬者に対して服薬の適正化が必要。後発医薬品に関しても、引き続き後発医薬品使用割合の向上が必要。

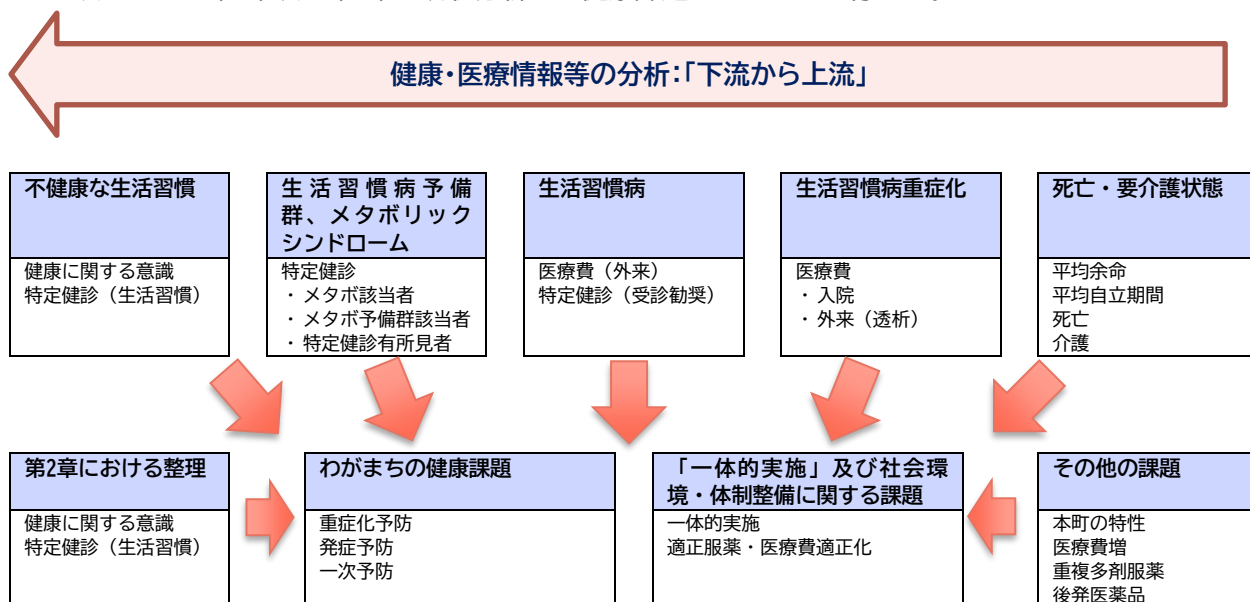
第4章 データヘルス計画の目的・目標

第3章では、「より多くの人々が川の上流で健やかに生活できるよう」、「死亡・介護・医療・健診の順に川の下流から上流に向かって関連データを分析」した上で、第2章での現状の整理も踏まえて、健康課題の整理を行った。

整理した健康課題の改善・解消を目指して、保健事業として取り組むに当たっては、発症予防・重症化予防の観点から重要なことから、「川の上流から下流に向かって」段階に応じて、また、全ての段階で取り組む必要がある課題も考慮して、本計画で取り組む分野に再整理した上で、計画全体の目的を設定する。

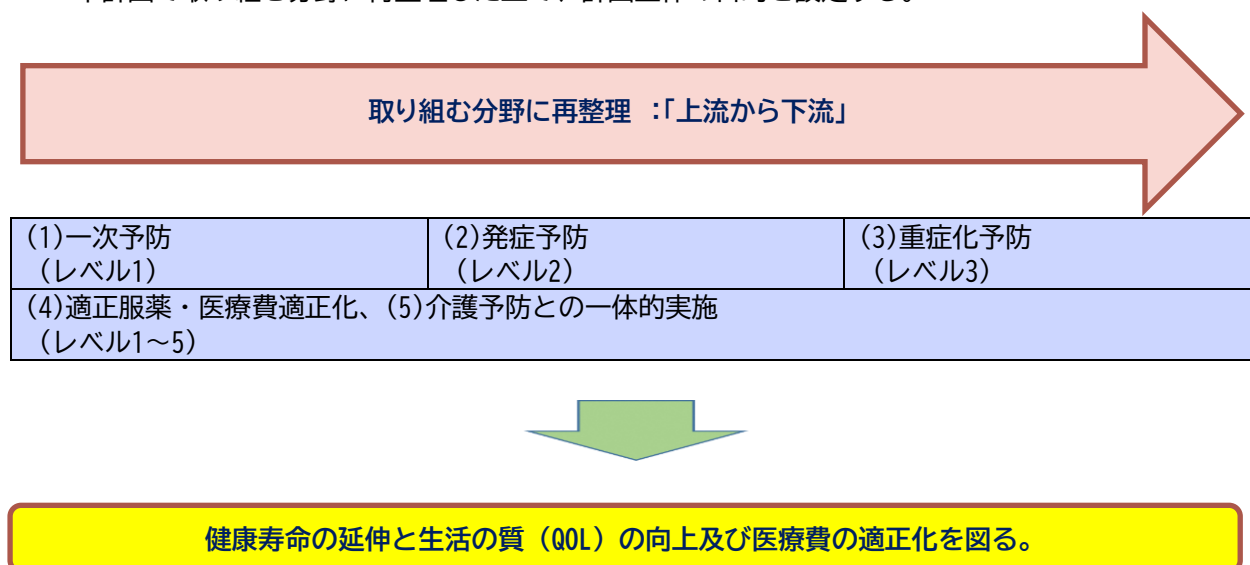
1 健康課題の整理まで

次のとおり第2章及び第3章で現状分析から健康課題の整理までを行った。



2 取り組む分野、計画全体の目的

本計画で取り組む分野に再整理した上で、計画全体の目的を設定する。



3 分野別の目標設定

取り組む分野ごとに目標を設定し、各目標を達成することで、本計画全体の目的の実現を目指す。
取り組む分野ごとの目標は、次のとおりである。

計画全体の目的（6年後に目指したい姿）	
健康寿命の延伸と生活の質（QOL）の向上及び医療費の適正化を図る	

目標を達成するために設定する分野(1) 一次予防	
目標	定期的な健診（検診）により、生活習慣病を早期発見する。
主な取組	・ 特定健診未受診者対策事業

目標を達成するために設定する分野(2) 発症予防	
目標	特定保健指導の実施により、メタボリックシンドローム該当者・予備群を減少させ、生活習慣病の発症を予防する。また、がん検診の実施により早期発見・早期治療につなげる。
主な取組	・ 特定保健指導受診率向上事業 ・ がん検診受診率向上事業 ・ がん検診精密検査未受診者対応事業

目標を達成するために設定する分野(3) 重症化予防	
目標	健診結果等で受診勧奨判定値を超えたものに対して適切な医療機関の受診を促進し、重篤な疾患の発症を防ぐ。
主な取組	・ 糖尿病重症化予防事業 ・ 慢性腎臓病重症化予防事業 ・ 歯周病重症化予防事業

目標を達成するために設定する分野(4) 適正服薬・医療費適正化	
目標	重複・多剤服薬者に対する服薬の適正化および後発医薬品の使用割合の向上により医療費適正化を図る。
主な取組	・ 重複・多剤服薬者に対する保健指導事業 ・ ジェネリック医薬品の普及啓発事業

目標を達成するために設定する分野(5) 一体的実施	
目標	将来の重篤な疾患の予防のために国保世代からの重症化予防が必要。また、健診・医療・介護の利用状況がない者の健康状態を把握し、必要なサービスに接続できる仕組みが必要。そのために個別支援や通いの場における健康教育の体制を整備し、国保・後期保健事業を一体的な実施を行う。
主な取組	・ 健康状態不明者対策事業 ・ 通いの場における健康教育事业

第5章 保健事業の内容

1 課題解決のための保健事業

第2期に実施した保健事業の振り返りを行った上で、第3期データヘルス計画における目的・目標を達成するための保健事業を整理した。

(1) 一次予防

第2期計画における取組と評価			
事業判定	事業 アウトカム	個別事業名	事業の概要
D	40～44歳 男女の特定健 診受診率	A 40歳からの特定健診受診率向上	セット健診、ドック事業での特定健診項目の実施・特定健診と各がん検診等を同時受診できる健診(セット健診)の休日実施。
C	特定健診受診 率	B 特定健診、特定保健指導の受診勧 奨	・特定健診：個別形式実施期間中に勧奨資材を送付、2月に補充健診。



第3期計画における一次予防に関連する健康課題	
#3 今以上に適切に特定保健指導や重症化予防事業につなぐことを目的に、特定健診の受診率を向上することが必要。	
第3期計画における一次予防に関連するデータヘルス計画の目標	
健（検）診の受診による生活習慣病の予防・早期発見、加入者の健康維持	



第3期計画における一次予防に関連する保健事業				
保健事業の方向性				
医師会や健診機関と連携して健診の受診率向上のために未受診者勧奨を実施し、生活習慣病の予防に努める。				
健康課題	継続/新規	優先事業	個別事業名	事業の概要
#3	継続	✓	特定健診未受診者対 策事業	特定健診未受診者について過去の受診歴や受診結果等のデータを活用し、勧奨すべき対象者を抽出し、その方の健康意識に沿った勧奨通知を送付する。

1 特定健診未受診者対策事業

実施計画							
事業概要	特定健診未受診者について過去の受診歴・受診結果等のデータを活用し、勧奨すべき対象者を抽出し、その方の健康意識に沿った勧奨通知を送付する。						
対象者	当年度４０～７４歳になる町国保被保険者						
ストラクチャー	実施体制：保健センター（保健事業担当）：予算の確保、計画の立案、対象者抽出、事業実施、効果検証・評価 関係機関：香川県国保連合会、委託業者						
プロセス	実施方法：６月契約、個別形式の受診期間内で、８月と１０月に受診勧奨通知を送付する。						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	受診勧奨体制の整備率（予算、人員、関係機関との連携等）：１００％						
プロセス	実施方法検討・対象者把握率：１００％						
事業アウトプット	【未受診者の受診勧奨実施率】						
	開始時	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
	１００％	１００％	１００％	１００％	１００％	１００％	１００％
事業アウトカム	【特定健診受診率】						
	開始時	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
	３４．９％	６０％	６０％	６０％	６０％	６０％	６０％
評価時期	年度末、翌年度１０月法定報告時						

(2) 発症予防

第2期計画における取組と評価			
事業判定	事業 アウトカム	個別事業名	事業の概要
D	メタボ予備軍・該当者比率の減少率	B 特定健診、特定保健指導の受診勧奨	・特定保健指導：医療機関に委託し個別形式、集団形式実施。他の保健事業の際に再勧奨。
D	特定保健指導受診率		
D	35～39歳の各種がん検診受診率	D 若年層のがん検診受診率の向上	対象者に対し、毎年検診の希望調査を行い、それに基づき検診の予約や実施、結果通知を行う。 がん予防啓発の講演会、中学生に対するがん教育、がん予防推進員を育成する。
C	各がん検診精密検査受診率	F 胃がん、大腸がん検診等の精密検査未受診者対応	がん検診の希望調査送付時、リーフレット添付。 集団がん検診受診結果が要精密検査であるが未受診者（がんの後発年齢等を考慮し40～74歳、子宮がん検診のみ20～74歳）にはハガキや電話で勧奨し、効果的かどうか検証する。 勧奨後も未受診の方には個別訪問を行う。



第3期計画における発症予防に関連する健康課題	
#2	メタボリックシンドローム該当者・予備軍該当者を減少させることを目的に、特定保健指導の実施率を向上することが必要。
第3期計画における発症予防に関連するデータヘルス計画の目標	
生活習慣病やがんの早期発見・早期治療、受診行動のための正しい知識の啓発と普及	



第3期計画における発症予防に関連する保健事業				
保健事業の方向性				
メタボ該当者・予備軍該当者に対し特定保健指導を行う。またがん検診の受診勧奨を行い生活習慣病やがんの発症予防に努める。				
健康課題	継続/新規	優先事業	個別事業名	事業の概要
#2	継続	✓	特定保健指導受診率向上事業	特定健診の結果、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍を抽出し、個別及び集団形式での特定保健指導を実施する。
#2	継続		がん検診受診率向上事業	対象者に対し、毎年検診の希望調査を行い、それに基づき検診の予約や実施、結果通知を行う。 がん予防啓発の講演会、中学生に対するがん教育、がん予防推進員を育成する。
#2	継続		がん検診精密検査未受診者対応事業	がん検診の結果が要精密検査になった方のうち精検未受診の人数を集計し、未受診者に通知や電話で勧奨を行う。勧奨後も未受診の方に対しては、個別訪問を行う。

1 特定保健指導受診率向上事業

実施計画							
事業概要	特定健診の結果、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍者を抽出し、個別及び集団形式での特定保健指導を実施する。						
対象者	特定健診の結果により特定保健指導（動機付け支援、積極的支援）に該当した者						
ストラクチャー	実施体制：保健センター（保健事業担当）：予算の確保、計画の立案、対象者抽出、事業実施、事業の効果検証・評価 関係機関：香川県国保連合会、委託業者						
プロセス	実施方法：対象者に対し、人間ドック（成人医学研究所）受診者は個別形式、特定健診受診者は集団形式で特定保健指導を実施する。						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	実施体制（予算、人員、関係機関との連携等）整備率：100%						
プロセス	対象者把握率：100%						
事業アウトプット	【特定保健指導実施率】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	16.5%	60%	60%	60%	60%	60%	60%
事業アウトカム	【メタボ該当者】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	21.8%	前年度減	前年度減	前年度減	前年度減	前年度減	前年度減
	【メタボ予備軍該当者】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	13.5%	前年度減	前年度減	前年度減	前年度減	前年度減	前年度減
評価時期	年度末、翌年度10月法定報告時						

2 がん検診受診率向上事業

実施計画							
事業概要	対象者に対し、毎年検診の希望調査を行い、それに基づき検診の予約や実施、結果通知を行う。 がん予防啓発の講演会、中学生に対するがん教育、がん予防推進員を育成する。						
対象者	・ 胃（バリウム検査）、肺、大腸がん検診は35歳以上の男女（喀痰検査は50歳以上で喀痰指数600以上） ・ 子宮頸がん検診は20歳以上の女性（HPV検査は30歳以上の希望者） ・ 乳がん（マンモ）は40歳以上の昨年度未受診の女性						
ストラクチャー	実施体制：保健センター（保健事業担当）：予算の確保、計画の立案、対象者抽出、事業実施、効果検証・評価 関係機関：坂出市医師会、委託業者						
プロセス	実施方法：検診車による集団健診と医療機関による個別検診						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	実施体制（予算、人員、関係機関との連携等）整備率：100%						
プロセス	実施内容や実施方法の検討：1回以上						
事業アウトプット	【対象者への通知率】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
事業アウトカム	【肺がん検診受診率】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	7.2%	15%	15%	15%	15%	15%	15%
	【胃がん検診受診率】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	6.5%	15%	15%	15%	15%	15%	15%

	【大腸がん検診受診率】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	10.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
	【子宮頸がん検診受診率】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	21.5%	40%	40%	40%	40%	40%	40%
	【乳がん検診受診率】						
評価時期	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	—	40%	40%	40%	40%	40%	40%
年度末、翌年度確定時							

3 がん検診精密検査未受診者対応事業

実施計画							
事業概要	がん検診の結果が要精密検査になった方のうち精検未受診の人数を集計し、未受診者に通知や電話で勧奨を行う。勧奨後も未受診の方に対しては、個別訪問を行う。						
対象者	・検診結果が要精密検査で精検未受診者のうち40～74歳（子宮頸がん検診のみ20～74歳）						
ストラクチャー	実施体制：保健センター（保健事業担当）：予算の確保、計画の立案、対象者抽出、事業実施、効果検証・評価 関係機関：坂出市医師会、委託業者						
プロセス	実施方法：ハガキや電話で勧奨し、勧奨後も未受診の方に対しては、個別訪問を行う。						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	勧奨体制（予算、人員、関係機関との連携等）整備率：100%						
プロセス	実施内容や実施方法の検討：1回以上						
事業アウトプット	【精密検査勧奨通知率】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
事業アウトカム	【精検受診率（胃）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	88.2%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	【精検受診率（肺）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	81.8%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	【精検受診率（大腸）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	77.0%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	【精検受診率（子宮）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	88.2%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	【精検受診率（乳）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	88.6%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	評価時期	年度末、翌年度確定時					

(3) 重症化予防

第2期計画における取組と評価			
事業判定	事業 アウトカム	個別事業名	事業の概要
B	医療全体のレセプト件数に対する生活習慣病のレセプト件数の比率改善率	E 糖尿病・腎臓病の重症化予防	特定健診受診者に対し、KKDA機能を活用して医療機関への受診勧奨や保健指導を実施する。HbA1cの値が高い方に対し糖尿病セミナーを実施する。CKD保健指導対象者に対し、保健指導教室を実施する。
D	HbA1c改善率（HbA1c 5.6以上で区分、11月時点の前年度と現年度との差比較）		
C	eGFR改善率（eGFR60未満で区分、11月時点の前年度と現年度との差比較）		
B	歯科受診勧奨・保健指導受診（利用）率	C 歯科保健指導促進	特定健診受診者に対し、KKDA機能を活用して医療機関への受診勧奨や保健指導を実施する。集団形式の歯科保健指導教室を実施する。



第3期計画における重症化予防に関連する健康課題	
#1 重篤な疾患の発症を防ぐことを目的に、健診を受診し受診勧奨判定地を超えたものに対して適切な医療機関の受診を促進することが必要。	
第3期計画における重症化予防に関連するデータヘルス計画の目標	
糖尿病や腎臓病、歯周病を疑わせる所見のある方に対する受診や保健指導による重症化予防	



第3期計画における重症化予防に関連する保健事業				
保健事業の方向性				
健診結果により数値が高い者や治療中断者に対して受診勧奨や保健指導を行うことで、生活習慣病重症化予防に努める。				
健康課題	継続/新規	優先事業	個別事業名	事業の概要
#1	継続	✓	糖尿病重症化予防事業	香川県糖尿病性腎症重症化予防プログラムにて糖尿病の基準で抽出した者に対して、受診勧奨および保健指導を実施する。
#1	継続	✓	慢性腎臓病重症化予防事業	香川県糖尿病性腎症重症化予防プログラムにて慢性腎臓病、循環器疾患の基準で抽出した者に対して、受診勧奨および保健指導を実施する。
#1	継続	✓	歯周病重症化予防事業	香川県糖尿病性腎症重症化予防プログラムにて歯周病の基準で抽出した者に対して、受診勧奨および保健指導を実施する。

1 糖尿病重症化予防事業

実施計画							
事業概要	香川県糖尿病性腎症重症化予防プログラムにて糖尿病の基準で抽出された者に対して、受診勧奨および保健指導を実施する。						
対象者	香川県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの基準により抽出された者、HbA1cの値が高い者等。						
ストラクチャー	実施体制：保健センター（保健事業担当）：予算の確保、計画の立案、対象者抽出、事業実施、効果検証・評価 関係機関：香川県、香川県国保連合会、委託業者						
プロセス	実施方法：KKDAツールにより対象者を抽出し受診勧奨、糖尿病セミナー（集団形式）の実施。						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	受診勧奨、保健指導体制（予算、人員、関係機関との連携等）整備率：100%						
プロセス	実施内容や実施方法の検討：１回以上						
事業アウトプット	【受診勧奨者の受診率（糖尿病）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	11.5%	前年度増	前年度増	前年度増	前年度増	前年度増	前年度増
事業アウトカム	【糖尿病介入者の改善状況（HbA1c）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	3.8%	前年度増	前年度増	前年度増	前年度増	前年度増	前年度増
評価時期	年度末、次年度末						

2 慢性腎臓病重症化予防事業

実施計画							
事業概要	香川県糖尿病性腎症重症化予防プログラムにて慢性腎臓病、循環器疾患の基準で抽出された者に対して、受診勧奨および保健指導を実施する。						
対象者	香川県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの基準により抽出された者、要指導と判断した者。						
ストラクチャー	実施体制：保健センター（保健事業担当）：予算の確保、計画の立案、対象者抽出、事業実施、効果検証・評価 関係機関：香川県、香川県国保連合会、委託業者						
プロセス	実施方法：KKDAツールにより対象者を抽出し受診勧奨、CKD保健指導（集団形式）の実施。						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	受診勧奨、保健指導体制（予算、人員、関係機関との連携等）整備率：100%						
プロセス	実施内容や実施方法の検討：１回以上						
事業アウトプット	【受診勧奨者の受診率（CKD）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	3.9%	前年度増	前年度増	前年度増	前年度増	前年度増	前年度増
事業アウトカム	【CKD介入者の改善状況（CKDステージ）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2.3%	前年度増	前年度増	前年度増	前年度増	前年度増	前年度増
評価時期	年度末、次年度末						

3 歯周病重症化予防事業

実施計画							
事業概要	香川県糖尿病性腎症重症化予防プログラムにて歯周病の基準で抽出された者に対して、受診勧奨および保健指導を実施する。						
対象者	香川県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの基準により抽出された者、要指導と判断した者						
ストラクチャー	実施体制：保健センター（保健事業担当）：予算の確保、計画の立案、対象者抽出、事業実施、効果検証・評価 関係機関：香川県、香川県国保連合会、委託業者						
プロセス	実施方法：KKDAツールにより対象者を抽出し受診勧奨・保健指導、歯科保健指導教室（集団形式）の実施						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	受診勧奨、保健指導体制（予算、人員、関係機関との連携等）整備率：100%						
プロセス	実施内容や実施方法の検討：１回以上						
事業アウトプット	【対象者への受診勧奨率】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
事業アウトカム	【受診勧奨者の受診率（歯科）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	6.3%	前年度増	前年度増	前年度増	前年度増	前年度増	前年度増
評価時期	年度末						

(4) 適正服薬・医療費適正化

第2期計画における取組と評価			
事業判定	事業 アウトカム	個別事業名	事業の概要
E	実施前後の対象者の服薬状況の平均改善率	G 重複・多剤投与者に対する取組み	KDBにて長期間にわたって重複処方が発生している方を対象者として抽出し、レセプト情報を基に介入が必要だと判断した方へ電話や訪問により理由を聞き取り・指導を実施する。
C	ジェネリック使用率	H 医療費通知とジェネリック医薬品（後発医薬品）差額通知	医療費を一定額以上削減が出来る者に対して差額通知を送付し、後発医薬品の使用促進、調剤医療費の適正化を目指す。



第3期計画における適正服薬・医療費適正化に関連する健康課題	
#6 重複・多剤服薬者に対して服薬の適正化が必要。後発医薬品に関しても、引き続き後発医薬品使用割合の向上が必要。	
第3期計画における適正服薬・医療費適正化に関連するデータヘルス計画の目標	
訪問指導等により適切な受診指導を行うことによる有害事象の防止、調剤医療費の適正化、後発医薬品の使用促進	



第3期計画における適正服薬・医療費適正化に関連する保健事業				
保健事業の方向性				
重複・多剤服薬者に対して保健指導を行い適切な服薬につなげる。後発医薬品の差額通知を行い医療費適正化を図る。				
健康課題	継続/新規	優先順位	個別事業名	事業の概要
#6	継続	✓	重複・多剤服薬者に対する保健指導事業	重複・多剤服薬者に対し、介入が必要だと判断した方へ訪問等による保健指導を行い、服薬状況や副作用の改善状況を確認する。
#6	継続	✓	ジェネリック医薬品の普及啓発事業	ジェネリック医薬品を使用することにより、一定額以上削減が見込まれる対象者に差額通知を送付する。 利用促進の文言入り保険証ケースの配布、広報等による周知を行う。

1 重複・多剤服薬者に対する保健指導事業

実施計画							
事業概要	重複・多剤服薬者に対し、介入が必要だと判断した方へ訪問等による保健指導を行い、服薬状況や副作用の改善状況を確認する。						
対象者	多剤：１．基準月に医薬品を６種類以上処方されている方。 ２．同一医療機関から同じ成分の医薬品が複数種類処方されている場合は１種類として算定する。 ３．同一医療機関から同じ医薬品が複数処方されている場合は、日数を合計し算定する。 重複：多剤の条件を満たし、基準月に「内服薬」で同じ成分（薬価基準収載医薬品コード上７桁で判定）の医薬品を２医療機関以上から14日以上処方されている方						
ストラクチャー	実施体制：保健センター：予算の確保、計画の立案、対象者抽出、事業実施、効果検証・評価 関係機関：香川県、香川県国保連合会、委託業者、香川県薬剤師会						
プロセス	実施方法：レセプト情報を基に介入が必要だと判断した方へ、電話や訪問により重複・多剤の理由を聞き取り・指導を実施する。フォローが必要だと判断した場合は主治医等医療機関と情報連携を行う。						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	体制（予算、人員、関係機関との連携等）整備率：100%						
プロセス	実施内容や実施方法の検討：１回以上						
事業アウトプット	【指導件数】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	0	前年度増	前年度増	前年度増	前年度増	前年度増	前年度増
事業アウトカム	【重複投与者数（対１万人）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	106.7人	前年度減	前年度減	前年度減	前年度減	前年度減	前年度減
	【多剤投与者数（対１万人）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	24.7人	前年度減	前年度減	前年度減	前年度減	前年度減	前年度減
評価時期	年度末						

2 ジェネリック医薬品の普及啓発事業

実施計画							
事業概要	ジェネリック医薬品を使用することにより、一定額以上削減が見込まれる対象者に差額通知を送付する。利用促進の文言入り保険証ケースの配布、広報等による周知を行う。						
対象者	20歳以上の被保険者でジェネリック医薬品使用により1薬剤100円以上の財政効果（自己負担額）が見込まれる者						
ストラクチャー	実施体制：健康増進課（国保担当）：予算の確保、計画の立案、対象者抽出、事業実施、効果検証・評価 関係機関：香川県国保連合会						
プロセス	実施方法：年2回差額通知書を発送、利用促進の文言入り保険証ケースの配布、広報等による周知を行う。						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	体制（予算、人員、関係機関との連携等）の整備率：100%						
プロセス	対象者把握率：100%						
事業アウトプット	【対象者への通知率】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
事業アウトカム	【後発医薬品の使用割合（金額シェア全体）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	77.3%	80%	80%	80%	80%	80%	80%
評価時期	年度末						

(5) 一体的実施

第3期計画における一体的実施に関連する健康課題
#5 将来の重篤な疾患の予防のために国保世代への重症化予防が必要。
第3期計画における一体的実施に関連するデータヘルス計画の目標
一体的実施の切れ目ない保健事業による介護予防・健康寿命の延伸



第3期計画における一体的実施に関連する保健事業				
保健事業の方向性				
健康状態不明者への訪問・指導や通いの場でのフレイル予防を実施し、国保から後期まで一体的な保健事業の実施に努める。				
健康課題	継続/新規	優先順位	個別事業名	事業の概要
#5	新規	✓	健康状態不明者対策事業	健診や医療機関が未受診で介護情報もない健康状態不明者に対し訪問・指導を行い、状況に応じて必要なサービスにつなげる。
#5	新規	✓	通いの場における健康教育事業	通いの場にて健康教育や健康相談を実施しフレイル予防を図る。

1 健康状態不明者対策事業

実施計画							
事業概要	健診や医療機関が未受診で介護情報もない健康状態不明者に対し訪問・指導を行い、状況に応じて必要なサービスにつなげる。						
対象者	抽出年度及び前年度に健診や医療機関が未受診で介護情報もない健康状態不明者						
ストラクチャー	実施体制：包括支援センター、保健センター：予算の確保、計画の立案、対象者抽出、事業実施、効果検証・評価 関係機関：香川県後期高齢者医療広域連合、国保連合会、坂出市医師会						
プロセス	実施方法：健康状態不明者に対して医療専門職が訪問等による保健指導を実施し、必要に応じて健診受診勧奨、医療受診勧奨、介護予防事業等につなげる。						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	体制（予算、人員、関係機関との連携等）の整備率：100%						
プロセス	業務内容や実施方法の検討会の開催：1回以上						
事業アウトプット	【個別支援（相談・指導）実施率】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
事業アウトカム	【要介護1号認定率】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	16.7%	減	減	減	減	減	減
評価時期	年度末						

2 通いの場における健康教育事业

実施計画							
事業概要	通いの場にて健康教育や健康相談、体力測定を実施する。						
対象者	通いの場参加者						
ストラクチャー	実施体制：包括支援センター、保健センター：予算の確保、計画の立案、対象者抽出、事業実施、効果検証・評価 関係機関：香川県後期高齢者医療広域連合、国保連合会、坂出市医師会						
プロセス	実施方法：保健師等の医療専門職が通いの場に参加している人に対し健康教育・健康相談、体力テスト等を行う。						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	体制（予算、人員、関係機関との連携等）の整備率：100%						
プロセス	業務内容や実施方法の検討会の開催：1回以上						
事業アウトプット	【通いの場における健康教育の実施数】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	10か所	前年度増か 維持	前年度増か 維持	前年度増か 維持	前年度増か 維持	前年度増か 維持	前年度増か 維持
事業アウトカム	【通いの場における健康教育の参加者数】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	96人	前年度増か 維持	前年度増か 維持	前年度増か 維持	前年度増か 維持	前年度増か 維持	前年度増か 維持
評価時期	年度末						

2 個別保健事業計画・評価指標のまとめ

事業名・担当部署	事業概要	アウトプット 指標	アウトカム 指標
【特定健診未受診者対策事業】 担当部署：保健センター	特定健診未受診者について過去の受診歴・受診結果等のデータを活用し、勧奨すべき対象者を抽出し、その方の健康意識に沿った勧奨通知を送付する。	【項目名】 未受診者の受診勧奨実施率 【目標値】 100%	【項目名】 特定健診受診率 【目標値】 60%
【特定保健指導受診率向上事業】 担当部署：保健センター	特定健診の結果、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍を抽出し、個別及び集団形式での特定保健指導を実施する。	【項目名】 保健指導実施率 【目標値】 60%	【項目名】 ①メタボ該当者 ②メタボ予備軍該当者 【目標値】 ①20% ②10%
【がん検診受診率向上事業】 担当部署：保健センター	対象者に対し、毎年検診の希望調査を行い、それに基づき検診の予約や実施、結果通知を行う。 がん予防啓発の講演会、中学生に対するがん教育、がん予防推進員を育成する。	【項目名】 対象者への通知率 【目標値】 100%	【項目名】 各がん検診の受診率 【目標値】 肺がん：15% 胃がん：15% 大腸がん：20% 子宮頸がん：40% 乳がん：40%
【がん検診精密検査未受診者対応事業】 担当部署：保健センター	がん検診の結果が要精密検査になった方のうち精検未受診の人数を集計し、未受診者に通知や電話で勧奨を行う。 勧奨後も未受診の方に対しては、個別訪問を行う。	【項目名】 精密検査勧奨通知率 【目標値】 100%	【項目名】 各がん検診の精密検査受診率 【目標値】 肺がん：100% 胃がん：100% 大腸がん：100% 子宮頸がん：100% 乳がん：100%
【糖尿病重症化予防事業】 担当部署：保健センター	香川県糖尿病性腎症重症化予防プログラムにて糖尿病の基準で抽出したもののに対して、受診勧奨および保健指導を実施する。	【項目名】 受診勧奨者の受診率（HbA1c） 【目標値】 前年度増	【項目名】 糖尿病介入者の改善状況（HbA1c） 【目標値】 前年度増
【慢性腎臓病重症化予防事業】 担当部署：保健センター	香川県糖尿病性腎症重症化予防プログラムにて慢性腎臓病、循環器疾患の基準で抽出したもののに対して、受診勧奨および保健指導を実施する。	【項目名】 受診勧奨者の受診率（CKD） 【目標値】 前年度増	【項目名】 CKD介入者の改善状況（CKDステージ） 【目標値】 前年度増
【歯周病重症化予防事業】 担当部署：保健センター	香川県糖尿病性腎症重症化予防プログラムにて歯周病の基準で抽出したもののに対して、受診勧奨および保健指導を実施する。	【項目名】 対象者への受診勧奨率 【目標値】 100%	【項目名】 受診勧奨者の受診率（歯科） 【目標値】 前年度増
【重複・多剤服薬者に対する保健指導事業】 担当部署：保健センター	重複・多剤服薬者に対し、介入が必要だと判断した方へ訪問等による保健指導を行い、服薬状況や副作用の改善状況を確認する。	【項目名】 指導件数 【目標値】 前年度増	【項目名】 ①重複投与者数（対1万人） ②多剤投与者数（対1万人） 【目標値】 ①前年度減 ②前年度減

【ジェネリック医薬品の普及啓発事業】 担当部署：健康増進課	ジェネリック医薬品を使用することにより、一定額以上削減が見込まれる対象者に差額通知を送付する。利用促進の文言入り保険証ケースの配布、広報等による周知を行う。	【項目名】 対象者への通知率 【目標値】 100%	【項目名】 後発医薬品の使用割合（金額シェア全体） 【目標値】 80%
【健康状態不明者対策事業】 担当：保健センター、地域包括支援センター	健診が医療機関が未受診で介護情報もない健康状態不明者に対し訪問・指導を行い、状況に応じて必要なサービスにつなげる。	【項目名】 個別支援（相談・指導）実施率 【目標値】 100%	【項目名】 要介護1号認定率 【目標値】 維持
【通いの場における健康教育事業】 担当：保健センター、地域包括支援センター	通いの場にて健康教育や健康相談を実施しフレイル予防を図る。	【項目名】 通いの場における健康教育の実施数 【目標値】 前年度増か維持	【項目名】 通いの場における健康教育の参加者数 【目標値】 前年度増か維持

3 香川県の標準指標

項番	指標	開始時	目標値
(1)	特定健診受診率		
	特定健診受診率(%)	34.9%	60%
	県内順位・全国順位(特定健診受診率)	16	-
	40～64歳受診率(%)	25.0%	-
	65～74歳受診率(%)	41.7%	-
(2)	特定保健指導実施率		
	特定保健指導実施率(%)	16.5%	60%
	県内順位・全国順位(特定保健指導実施率)	15	-
	40～64歳実施率(%)	23.7%	-
	65～74歳実施率(%)	11.9%	-
	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率 総計(%)	19.4%	-
	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率 男性(%)	20.2%	-
	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率 女性(%)	17.5%	-
	メタボ該当者(%)	21.8%	-
	県内順位・全国順位(メタボ該当者割合)	12	-
	メタボ該当者予備群(%)	13.5%	-
	県内順位・全国順位(メタボ該当者予備群割合)	1	-
(3)	生活習慣病等重症化予防対策		
	①受診勧奨による受診率		
	受診勧奨者の受診率(糖尿病)(%)	11.5%	増
	受診勧奨者の受診率(歯科)(%)	6.3%	増
	受診勧奨者の受診率(CKD)(%)	3.9%	増
	受診勧奨者の受診率(循環器病)(%)	6.8%	増
	②介入者の改善率		
	糖尿病介入者の改善状況(HbA1c)(%)	3.8%	増
	CKD介入者の改善状況(CKDステージ)(%)	2.3%	増
	③糖尿病性腎症重症化予防対象者の概数		
	糖尿病性腎症＋受診なし(人)(腎症4期＋腎症3期)	0人	-
	糖尿病性腎症＋受診あり(人)(腎症4期＋腎症3期＋腎2期以下)	129人	-
	糖尿病基準該当＋受診なし(人)(腎症2期以下＋腎症病期不明)	0人	-
	糖尿病治療中健診未受診者(人)(当年度に糖尿病(2型糖尿病)に該当するレセプトまたは糖尿病性腎症が発生)	352人	-
	糖尿病治療中断中 健診未受診者(人)	29人	-
	④HbA1c8.0%以上者の割合		
	HbA1c8.0%以上者の割合(40～74歳)(%)	0.3%	-
	HbA1c8.0%以上者の割合(40～64歳)(%)	0.3%	-
	HbA1c8.0%以上者の割合(65～74歳)(%)	0.3%	-
	⑤人工透析者の状況		
	人工透析者数(総数 合計)(人)	13人	-
	被保険者数あたり人工透析発生割合(総数 合計)(%)	0.4%	-
	人工透析(糖尿病レセプト有)者数(総数 合計)(人)	4人	-
	被保険者数あたり人工透析(糖尿病レセプト有)発生割合(総数 合計)(%)	0.1%	-
(4)	重複・多剤投与者に対する取組み		
	重複投与者数(年間平均)(人)	32.0人	減

項番	指標	開始時	目標値
	重複投与者数(対1万人)(人)	106.7人	減
	多剤投与者数(年間平均)(人)	7.4人	減
	多剤投与者数(対1万人)(人)	24.7人	減
(5)	後発医薬品の使用促進の取組み		
	後発医薬品の使用割合(金額シェア全体)(%)	77.3%	80%
	後発医薬品の切替割合(計)(%)	13.8%	-
(6)	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に寄与する取組み		
	①骨折(入院)医療費		
	1人当たり骨折(入院・外来)医療費(前期高齢者・後期高齢者)	32,660円	減
	②要介護認定の状況と平均自立期間		
	要介護1号認定率(%)	16.7%	減
	平均自立期間(要介護2以上)(男)(年)	80.1年	-
	平均自立期間(要介護2以上)(女)(年)	84.5年	-
	平均寿命と平均自立期間(要介護2以上)の差(不健康期間)(男)(年)	1.0年	-
	平均寿命と平均自立期間(要介護2以上)の差(不健康期間)(女)(年)	2.2年	-

第6章 計画の評価・見直し

1 個別事業計画の評価・見直し

個別の保健事業の評価は年度ごとに行うことを基本として、計画策定時に設定した保健事業ごとの評価指標に基づき、事業の効果や目標の達成状況を確認する。県の標準指標についても同様とする。

目標の達成状況が想定に達していない場合は、ストラクチャーやプロセスが適切であったか等を確認の上、目標を達成できなかった原因や事業の必要性等を検討して、次年度の保健事業の実施やデータヘルス計画の見直しに反映させる。

2 個別保健事業の評価に基づくデータヘルス計画全体の評価・見直し

(1) 評価の時期

設定した評価指標に基づき、計画の最終年度のみならず、中間時点等計画期間の途中で進捗確認および中間評価を実施する。また、計画の最終年度においては、その次の期の計画の策定を円滑に行うため、当該最終年度の上半期に仮評価を行う。

(2) 評価方法・体制

本計画は、中長期的な計画運営を行うものであることを踏まえ、短期では評価が難しいアウトカム（成果）指標を中心とした評価指標による評価を行う。

評価方法は、次の5段階評価とする。

区分	A：目標値に達した。
	B：目標値に達していないが改善した。（50%以上）
	C：目標値に達していないが少し改善した。（50%未満）
	D：良くなっていない。
	E：評価困難

評価に際しては、県や支援・評価委員会の支援を受ける。また、宇多津町国民健康保険運営協議会において本計画に関する事項も報告し、意見聴取を行い事業に反映するよう努める。

第7章 計画の公表・周知

本計画は、広報やホームページ等で公表するとともに、本実施計画をあらゆる機会を通じて周知・啓発を図る。また、目標の達成状況等の公表に努め、本計画の円滑な実施等について広く意見を求めるものとする。

第8章 個人情報の取扱い

計画の推進に当たり、住民の個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）および「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（令和4年1月（令和4年9月一部改正）個人情報保護委員会）に基づき、庁内等での利用および外部委託事業者への業務委託等の各場面で、その保有する個人情報の適切な取扱いが確保されるよう措置を講じる。

第9章 地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項

1 地域包括ケアの構築に向けた取組み

地域包括ケアシステムの構築に向け、保健医療と福祉サービスに関する施策とその他の関連施策との連携がより一層進むよう、介護・保健・福祉・住まい等部局横断的な議論の場へ参画することに加え、施策の実施に際しても積極的に関わる。

2 KDB・レセプトデータを活用した健康事業・介護予防・生活支援の対象となる被保険者の抽出

国民健康保険データベース（KDB）システムおよびレセプトデータ等の健診・医療に係る情報基盤を活用し、健康事業・介護予防・生活支援の対象者の抽出、受診勧奨等を行う。

第10章 第4期 特定健康診査等実施計画

1 計画の背景・趣旨

(1) 計画策定の背景・趣旨

生活習慣病の発症や重症化予防により、国民の健康保持及び医療費適正化を達成することを目的に、保険者においては平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に基づき、特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定保健指導の実施が義務付けられてきた。

宇多津町においても、同法律に基づき作成された特定健康診査等基本方針に基づき、実施計画を策定し、特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率の向上に取り組んできたところである。

近年、全世代型社会保障の構築に向け、生活習慣病の発症や重症化予防の重要性は一層高まっており、より効率的かつ効果的な特定健診及び特定保健指導の実施が求められている。令和5年3月に発表された「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）」「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」では、成果を重視した特定保健指導の評価体系の見直し、特定保健指導の成果等の見える化の推進などの新たな方向性が示され、成果（アウトカム）に着目したより効率的かつ効果的な事業運営が求められることとなった。

本計画は、第3期計画期間（平成30年度から令和5年度）が終了することから、国での方針の見直しの内容を踏まえ、宇多津町の現状を考慮した事業の運営を図ることを目的に策定するものである。

(2) 特定健診・特定保健指導を巡る国の動向

① エビデンスに基づく効率的かつ効果的な特定健診・特定保健指導の推進

わが国においては、厳しい財政状況の中、より効率的かつ効果的な財政運営が必要とされており、国を挙げてエビデンスに基づく政策運営が進められている。

特定健診及び特定保健指導に関しても、第3期中に、大規模実証事業や特定保健指導のモデル実施の効果検証を通じたエビデンスの構築、並びにエビデンスに基づく効果的な特定健診及び特定保健指導が推進されてきたところである。

「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）」「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」においても、特定健診及び特定保健指導の第一の目的は生活習慣病に移行させないことであることに立ち返り、対象者の行動変容につながり成果が出たことを評価するという方針で、成果の見える化と事業の効果分析に基づいた効果的な特定健診及び特定保健指導が求められることとなった。

② 第4期特定健診・特定保健指導の見直しの方向性

令和5年3月に発表された「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」での主な変更点は図表10-1-2-1のとおりである。

宇多津町においても、これらの変更点を踏まえて第4期特定健診及び特定保健指導を実施していく。

図表10-1-2-1：第4期特定健診・特定保健指導の主な変更点

区分	変更点の概要	
特定健診	基本的な健診の項目	・ 血中脂質検査の中性脂肪は、やむを得ない場合は随時中性脂肪での測定を可とする。
	標準的な質問票	・ 喫煙や飲酒の項目は、より正確にリスクを把握するために詳細な選択肢へ修正。 ・ 特定保健指導の項目は、利用意向から利用歴を確認する内容へ修正。
特定保健指導	評価体系	・ 実績評価にアウトカム評価を導入。主要達成目標を腹囲2cm・体重2kg減、その他目標を生活習慣病予防につながる行動変容（食習慣・運動習慣・喫煙習慣・休養習慣・その他生活習慣の改善）や腹囲1cm・体重1kg減と設定。 ・ プロセス評価は、個別支援、グループ支援、電話及び電子メール等とする。時間に比例したポイント設定ではなく介入1回ごとの評価とし、支援Aと支援Bの区別は廃止。ICTを活用した場合も同水準の評価。特定健診実施後の特定保健指導の早期実施を新たに評価。 ・ モデル実施は廃止。
	その他	①初回面接の分割実施の条件緩和 ・ 初回面接は、特定健診実施日から1週間以内であれば初回面接の分割実施と取り扱う。 ②生活習慣病に係る服薬を開始した場合の実施率の考え方 ・ 特定健診または特定保健指導開始後に服薬開始の場合、特定保健指導の対象者として分母に含めないことを可能とする。 ③生活習慣病に係る服薬中の者への服薬状況の確認、及び特定保健指導対象者からの除外 ・ 服薬中の者の特定保健指導対象者からの除外に当たり、確認する医薬品の種類、確認手順等を保険者があらかじめ定めている場合は、専門職以外でも事実関係の再確認と同意取得を行うことを可能とする。 ④運用の改善 ・ 看護師が特定保健指導を行える暫定期間を第4期期間においても延長する。

【出典】特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版） 改変

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年）から令和11年度（2029年）までの6年間である。

2 第3期計画における目標達成状況

(1) 全国の状況

特定健診及び特定保健指導の目標としては、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上、並びにメタボリックシンドローム該当者及びメタボリックシンドローム予備群該当者（以下、それぞれメタボ該当者、及びメタボ予備群該当者という。）の減少が掲げられている。

第3期計画においては、全保険者で特定健診受診率を令和5年度までに70.0%まで、特定保健指導実施率を45.0%まで引き上げることが目標とされていたが、令和3年度時点で全保険者の特定健診平均受診率は56.5%、特定保健指導平均実施率は24.6%となっており、目標値から大きく乖離していて目標達成が困難な状況にある（図表10-2-1-1）。市町村国保の特定健診受診率及び特定保健指導実施率も、全保険者と同様の傾向となっている。

図表10-2-1-1：第3期計画における全保険者及び市町村国保の特定健診受診率・特定保健指導実施率の目標値及び実績

	全保険者		市町村国保				
	令和5年度 目標値	令和3年度 実績	令和5年度 目標値	令和3年度 実績			
				全体	特定健診対象者数		
					10万人以上	5千人以上 10万人未満	5千人未満
特定健診平均受診率	70.0%	56.5%	60.0%	36.4%	28.2%	37.6%	42.5%
特定保健指導平均実施率	45.0%	24.6%	60.0%	27.9%	13.9%	27.7%	44.9%

【出典】厚生労働省 特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）
厚生労働省 2021年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の減少率は、令和5年度までに平成20年度比25.0%以上減が目標として設定されていたが、令和3年度時点では13.8%減となっており、目標達成が厳しい状況にある（図表10-2-1-2）。

なお、メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の減少率は、保険者ごとに目標設定されているものではなく、特定保健指導の効果を検証するための指標として保険者が活用することを推奨されているものである。

図表10-2-1-2：第3期計画におけるメタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率の目標値及び実績

	令和5年度 目標値 全保険者	令和3年度 実績 全保険者
メタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率（平成20年度比）	25.0%	13.8%

【出典】厚生労働省 特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）
厚生労働省 2021年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

※平成20年度と令和3年度の推定数の差分を平成20年度の推定数で除して算出

※推定数は、特定健診の実施率及び年齢構成比の変化による影響を排除するため、性・年齢階層別に各年度の特定健診受診者に占める出現割合に各年度の住民基本台帳の人口を乗じて算出

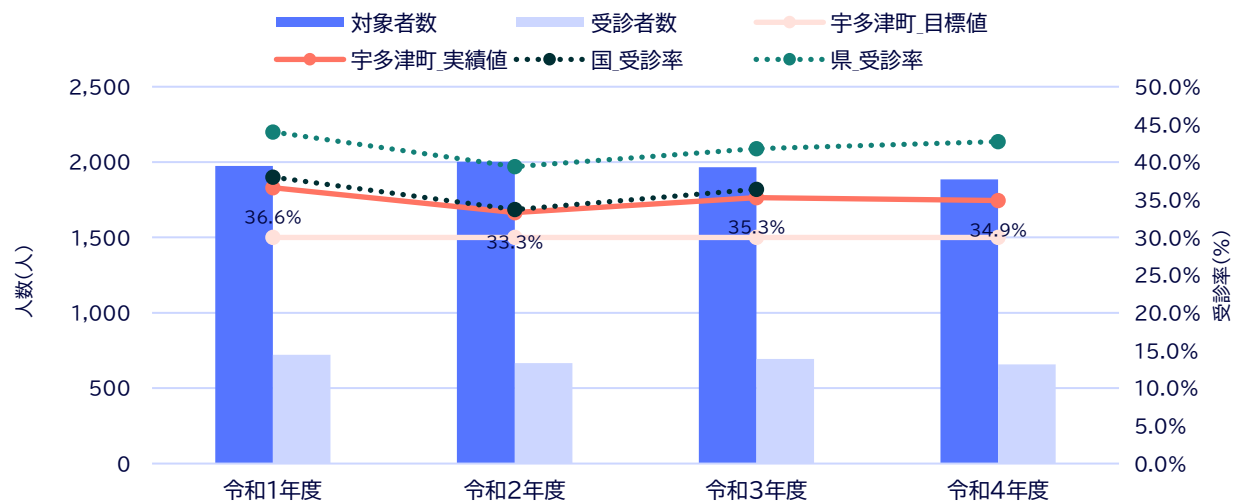
(2) 宇多津町の状況

① 特定健診受診率

第3期計画における特定健診の受診状況をみると（図表10-2-2-1）、特定健診受診率は、前期計画終了年度にあたる令和5年度の目標値を30.0%としていたが、令和4年度の速報値で34.9%となっており、令和1年度の特定健診受診率36.6%と比較すると1.7ポイント低下している。令和3年度までで国や県の推移をみると、令和1年度と比較して令和3年度の特定健診受診率は低下している。

男女別及び年代別における令和1年度と令和4年度の特定健診受診率をみると（図表10-2-2-2・図表10-2-2-3）、男性では60-64歳で最も伸びており、65-69歳で最も低下している。女性では70-74歳で最も伸びており、50-54歳で最も低下している。

図表10-2-2-1：第3期計画における特定健診の受診状況（法定報告値）



		令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定健診受診率	宇多津町_目標値	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%
	宇多津町_実績値	36.6%	33.3%	35.3%	34.9%
	国	38.0%	33.7%	36.4%	-
	県	44.0%	39.4%	41.8%	42.7%
特定健診対象者数（人）		1,974	2,002	1,965	1,885
特定健診受診者数（人）		722	666	693	658

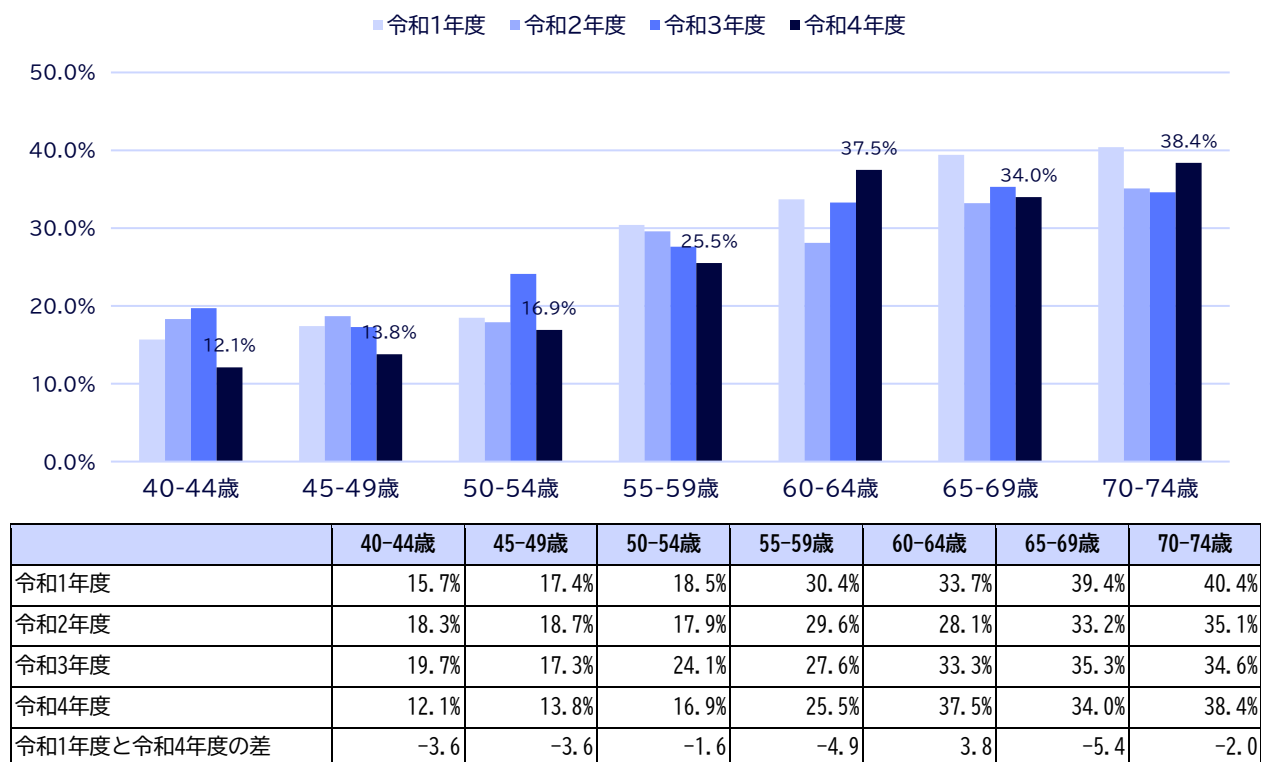
【出典】目標値：前期計画

実績値：厚生労働省 2019年度から2021年度 特定健診・特定保健指導の実施状況（保険者別）

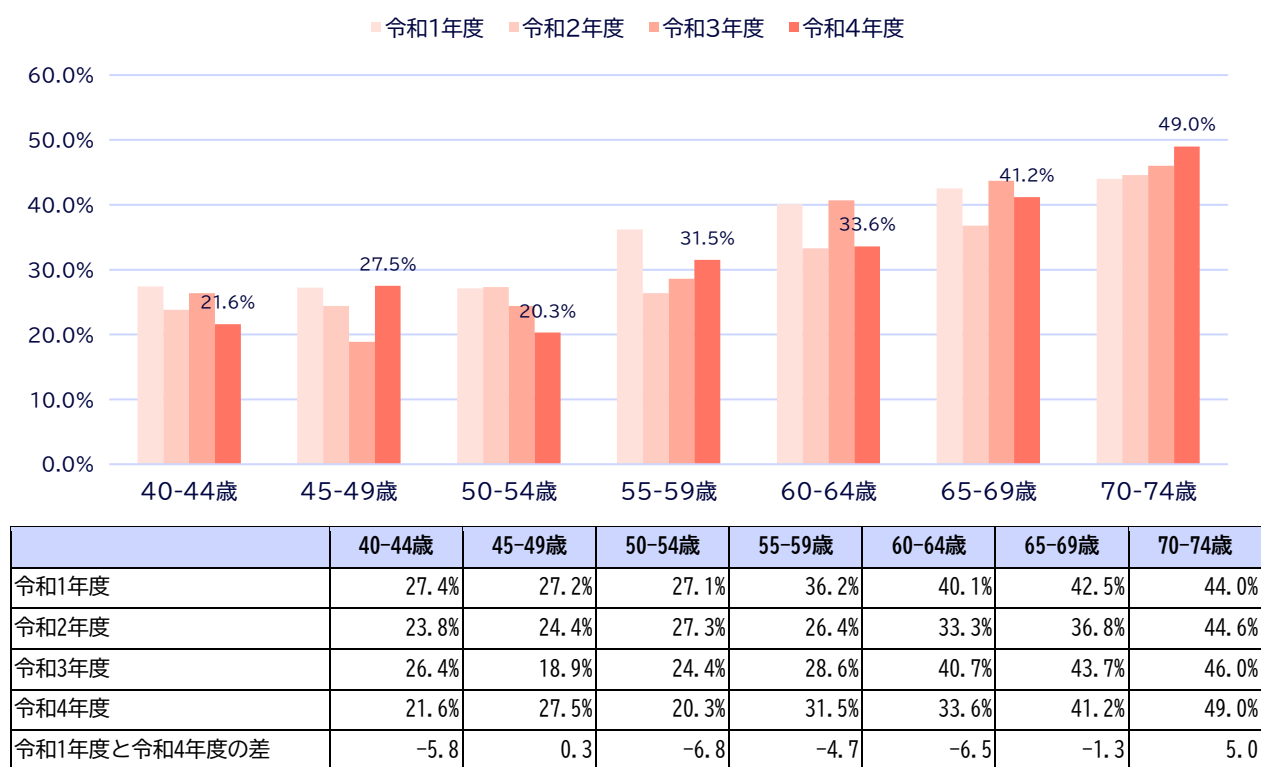
公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 令和元年度から令和3年度

※表内の「国」とは、市町村国保全体を指す（以下同様）

図表10-2-2-2：年齢階層別_特定健診受診率_男性



図表10-2-2-3：年齢階層別_特定健診受診率_女性



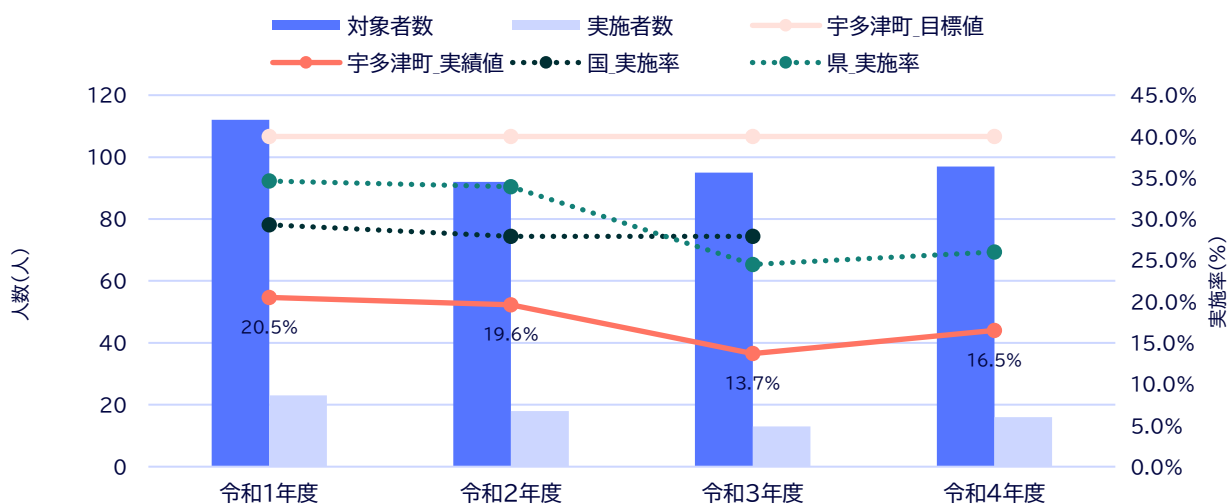
【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 令和1年度から令和4年度 累計

② 特定保健指導実施率

第3期計画における特定保健指導の実施状況をみると（図表10-2-2-4）、特定保健指導実施率は、前期計画終了年度にあたる令和5年度の目標値を40.0%としていたが、令和4年度の速報値では16.5%となっており、令和1年度の実施率20.5%と比較すると4.0ポイント低下している。令和3年度までの実施率でみると国・県より低い。

支援区分別での特定保健指導実施率の推移をみると（図表10-2-2-5）、積極的支援では令和4年度は16.7%で、令和1年度の実施率33.3%と比較して16.6ポイント低下している。動機付け支援では令和4年度は16.5%で、令和1年度の実施率16.5%と比較して同程度である。

図表10-2-2-4：第3期計画における特定保健指導の実施状況（法定報告値）



		令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定保健指導実施率	宇多津町_目標値	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%
	宇多津町_実績値	20.5%	19.6%	13.7%	16.5%
	国	29.3%	27.9%	27.9%	-
	県	34.6%	33.9%	24.5%	26.0%
特定保健指導対象者数 (人)		112	92	95	97
特定保健指導実施者数 (人)		23	18	13	16

【出典】目標値：前期計画

実績値：厚生労働省 2019年度から2021年度 特定健診・特定保健指導の実施状況（保険者別）

公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 令和元年度から令和3年度

図表10-2-2-5：支援区分別特定保健指導の実施率・対象者数・実施者数

		令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
積極的支援	実施率	33.3%	40.0%	15.8%	16.7%
	対象者数 (人)	21	15	19	18
	実施者数 (人)	7	6	3	3
動機付け支援	実施率	16.5%	13.0%	13.2%	16.5%
	対象者数 (人)	91	77	76	79
	実施者数 (人)	15	10	10	13

【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 令和1年度から令和4年度 累計

※図表10-2-2-4と図表10-2-2-5における対象者数・実施者数のずれは法定報告値とKDB帳票の差によるもの

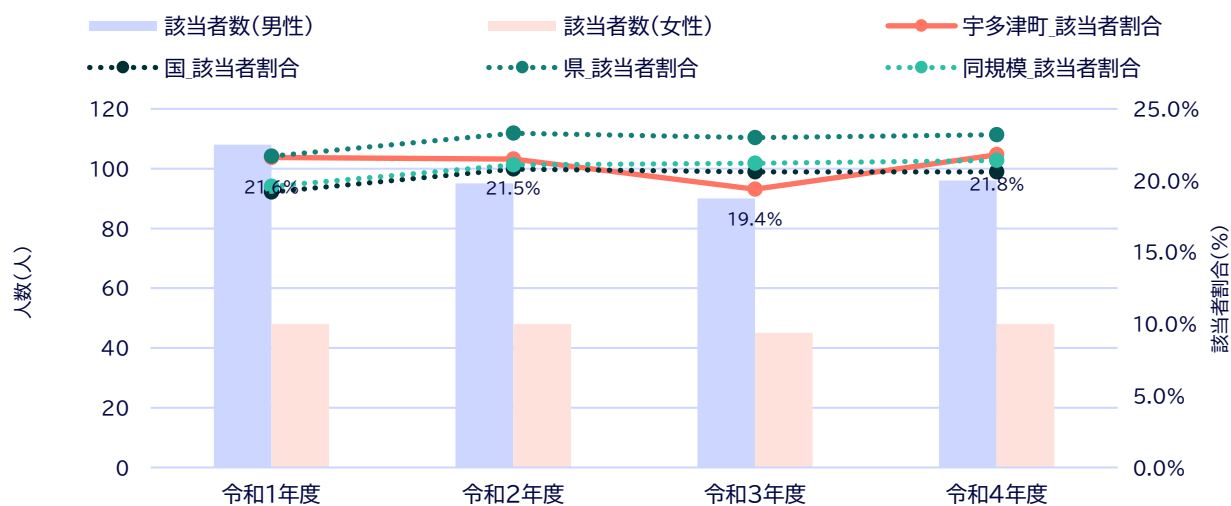
③ メタボリックシンドロームの該当者数・予備群該当者数

特定健診受診者におけるメタボ該当者数の数を見ると（図表10-2-2-6）、令和4年度におけるメタボ該当者数は144人で、特定健診受診者の21.8%であり、県より低い、国より高い。

前期計画中の推移をみると、メタボ該当者数は減少しており、特定健診受診者に占める該当割合は上昇している。

男女別にみると、メタボ該当者数はいずれの年度においても男性の方が多く、特定健診受診者に占める該当割合はいずれの年度においても男性の方が高い。

図表10-2-2-6：特定健診受診者におけるメタボ該当者数・割合



メタボ該当者	令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	該当者数（人）	割合	該当者数（人）	割合	該当者数（人）	割合	該当者数（人）	割合
宇多津町	156	21.6%	143	21.5%	135	19.4%	144	21.8%
男性	108	35.5%	95	34.8%	90	33.1%	96	36.6%
女性	48	11.5%	48	12.2%	45	10.6%	48	12.1%
国	-	19.2%	-	20.8%	-	20.6%	-	20.6%
県	-	21.7%	-	23.3%	-	23.0%	-	23.2%
同規模	-	19.6%	-	21.1%	-	21.2%	-	21.4%

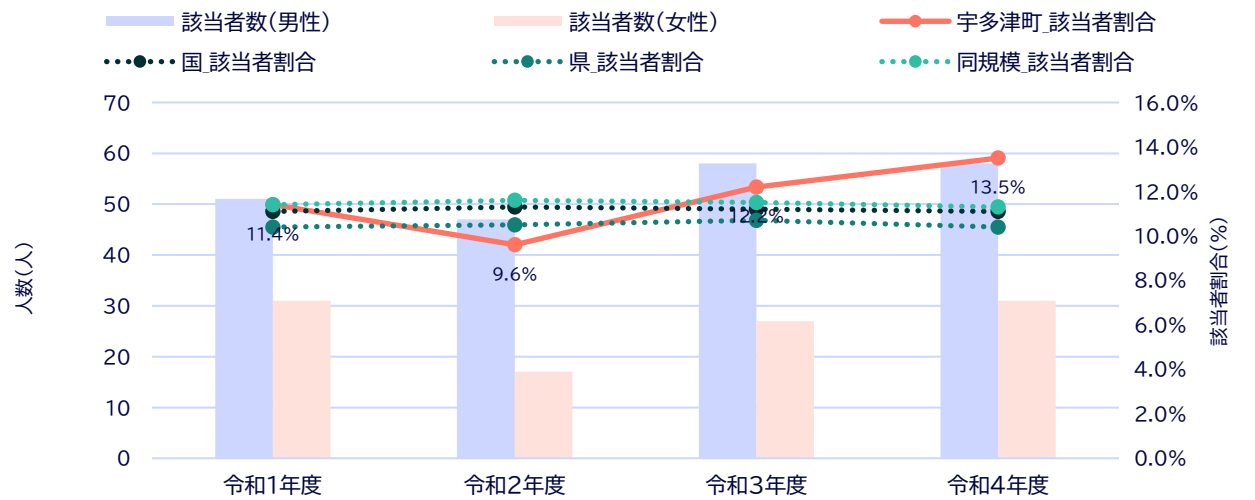
【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和1年度から令和4年度 累計

特定健診受診者におけるメタボ予備群該当者数をみると（図表10-2-2-7）、令和4年度におけるメタボ予備群該当者数は89人で、特定健診受診者における該当割合は13.5%で、国・県より高い。

前期計画中の推移をみると、メタボ予備群該当者数は増加しており、特定健診受診者における該当割合は上昇している。

男女別にみると、メタボ予備群該当者数はいずれの年度においても男性の方が多く、特定健診受診者における該当割合はいずれの年度においても男性の方が高い。

図表10-2-2-7：特定健診受診者におけるメタボ予備群該当者数・割合



メタボ予備群 該当者	令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	該当者数（人）	割合	該当者数（人）	割合	該当者数（人）	割合	該当者数（人）	割合
宇多津町	82	11.4%	64	9.6%	85	12.2%	89	13.5%
男性	51	16.8%	47	17.2%	58	21.3%	58	22.1%
女性	31	7.4%	17	4.3%	27	6.4%	31	7.8%
国	-	11.1%	-	11.3%	-	11.2%	-	11.1%
県	-	10.4%	-	10.5%	-	10.7%	-	10.4%
同規模	-	11.4%	-	11.6%	-	11.5%	-	11.3%

【出典】 KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和1年度から令和4年度 累計

参考：メタボリックシンドローム判定値の定義

メタボ該当者	腹囲	以下の追加リスクのうち2つ以上該当
メタボ予備群該当者	85cm（男性）	以下の追加リスクのうち1つ該当
	90cm（女性）以上	
追加リスク	血糖	空腹時血糖110mg/dL以上（空腹時血糖の結果値が存在しない場合、HbA1c 6.0%以上）
	血圧	収縮期血圧130mmHg以上、または拡張期血圧85mmHg以上
	脂質	中性脂肪150mg/dL以上、またはHDLコレステロール40mg/dL未満

【出典】 厚生労働省 メタボリックシンドロームの診断基準

(3) 国の示す目標

第4期計画においては図表10-2-3-1のとおりであり、令和11年度までに特定健診の全国平均受診率70%以上、特定保健指導の全国平均実施率45%以上を達成することが設定されている。目標値は、第3期計画目標の目標値から変更されていない。市町村国保における目標値も第3期からの変更はなく、特定健診受診率及び特定保健指導実施率のいずれも60%以上と設定されている。

また、メタボ該当者及びメタボ予備群の減少率についても、第3期に引き続き、平成20年度比25%以上減と設定されている。

図表10-2-3-1：第4期計画における国が設定した目標値

	全国（令和11年度）	市町村国保（令和11年度）
特定健診受診率	70%以上	60%以上
特定保健指導の実施率	45%以上	60%以上
メタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率（平成20年度比）	25%以上減	

【出典】厚生労働省 第4期特定健康診査等実施計画期間における保険者種別の目標値について

(4) 宇多津町の目標

特定健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値は図表10-2-4-1のとおりであり、令和11年度までに特定健診受診率を60.0%、特定保健指導実施率を60.0%まで引き上げるように設定する。

特定健診対象者及び特定保健指導実施者の見込み数については、図表10-2-4-2のとおりである。

図表10-2-4-1：特定健診受診率・特定保健指導実施率の目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健診受診率	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%
特定保健指導実施率	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%

図表10-2-4-2：特定健診対象者・特定保健指導実施者の見込み数

			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健診	対象者数（人）		2,172	2,178	2,184	2,190	2,195	2,201
	受診者数（人）		1,303	1,307	1,310	1,314	1,317	1,321
特定保健指導	対象者数（人）	合計	192	192	193	193	194	194
		積極的支援	36	36	36	36	36	36
		動機付け支援	156	156	157	157	158	158
	実施者数（人）	合計	116	116	116	116	117	117
		積極的支援	22	22	22	22	22	22
		動機付け支援	94	94	94	94	95	95

※各見込み数の算出方法

特定健診対象者数：40-64歳、65-74歳の推計人口に令和4年度の各層の国保加入率を乗じて算出

特定健診受診者数：特定健診対象者数に特定健診受診率の目標値を乗じて算出

特定保健指導対象者数：合計値は、特定健診受診者数に令和4年度の特定保健指導該当者割合を乗じて算出

支援区分別対象者数は、合計値に令和4年度の対象者割合を乗じて算出

特定保健指導実施者数：特定保健指導対象者数に特定保健指導実施率の目標値を乗じて算出

3 特定健診・特定保健指導の実施方法

(1) 特定健診

① 実施目的・対象者

「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」（以下、基本指針）にあるとおり、特定健診は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行う。

対象者は、宇多津町国民健康保険加入者で、当該年度に40歳から74歳となる人に実施する。

② 実施期間・実施場所

集団健診は、9月から11月にかけて実施する。実施場所は、特定健診を受ける人の利便性を考慮し、選定する。

個別健診は、6月から10月にかけて実施する。

集団健診、個別健診ともに具体的な会場については、特定健診実施時期にあわせて周知する。

③ 実施項目

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」で定められた項目に従い、特定健診受診者全員に図表10-3-1-1の「基本的な健診項目」を実施する。また、一定の基準のもと医師が必要と判断した場合には、「詳細な健診項目」を実施する。

図表10-3-1-1：特定健診の健診項目

	項目
基本的な健診項目	・診察（既往歴（服薬歴、喫煙歴を含む）、自覚症状） ・身体計測（身長、体重、腹囲、BMI） ・血圧 ・血中脂質検査（空腹時中性脂肪（やむを得ない場合には随時中性脂肪）、HDLコレステロール、LDLコレステロール（Non-HDLコレステロール）） ・肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP）） ・血糖検査（HbA1c、空腹時血糖、やむを得ない場合には随時血糖） ・尿検査（尿糖、尿蛋白）
詳細な健診項目	・心電図検査 ・眼底検査 ・貧血検査 ・血清クレアチニン検査

【出典】厚生労働省 標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）

④ 実施体制

健診の委託に際しては、利用者の利便性を考慮するとともに、健診の質の担保のために適切な精度管理維持が求められるため、国の委託基準（「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」）を満たす健診機関を選定する。詳細は契約書及び仕様書で定める。

⑤ 健診結果の通知方法

集団の特定健診受診者については、健診結果説明会を開催し、対象者に結果通知表を手渡しする。健診結果説明会に出席が困難な対象者については、結果通知表を郵送する。

個別の特定健診受診者については、実施医療機関が対象者に結果通知表を郵送する。

⑥ 事業者健診等の健診データ収集方法

宇多津町国民健康保険被保険者が「労働安全衛生法」に基づく健康診断や人間ドックを受診した場合は、本人から健診結果データを提供してもらい、特定健診受診率に反映する。

また、定期的に医療機関で検査をしている者などが、特定健診と同等の検査項目を検査済の場合、本人同意のもと、医療機関からデータ提供を受け、特定健診受診率に反映する。

(2) 特定保健指導

① 実施目的・対象者階層化の基準

基本指針にあるとおり、特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活の維持ができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものである。

特定保健指導は、特定健診結果を腹囲、リスクの高さ、喫煙歴、年齢により階層化し、積極的支援対象者及び動機付け支援対象者に実施する。なお、特定健診の質問票において服薬中であることが判別できた者については、既に主治医の指導を受けていることから特定保健指導対象外とする。また、2年連続して積極的支援対象者に該当した対象者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している場合、2年目は、動機付け支援相当の支援を実施した場合であっても、特定保健指導を実施したこととなる。

図表10-3-2-1：特定保健指導階層化の基準

腹囲	追加リスク (血糖・血圧・脂質)	喫煙歴	対象年齢	
			40-64歳	65歳-
男性≧85cm 女性≧90cm	2つ以上該当	なし/あり	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり		
		なし	動機付け支援	
上記以外で BMI≧25kg/m ²	3つ該当	なし/あり	積極的支援	
	2つ該当	あり		
		なし	動機付け支援	
	1つ該当	なし/あり		

参考：追加リスクの判定基準

追加リスク	血糖	空腹時血糖100mg/dL以上、またはHbA1c5.6%以上
	血圧	収縮期血圧130mmHg以上、または拡張期血圧85mmHg以上
	脂質	空腹時中性脂肪150mg/dL以上（やむを得ない場合には随時中性脂肪175mg/dL以上）、またはHDLコレステロール40mg/dL未満

【出典】厚生労働省 標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）

② 重点対象

対象者全員に特定保健指導を実施するが、効率的、効果的な特定保健指導を実施するため、特に支援が必要な層及び効果が期待できる層に重点的に特定保健指導の利用勧奨を行う。具体的には、人間ドック受診者を重点対象とする。

③ 実施期間・内容

特定保健指導は通年実施する。

積極的支援及び動機付け支援ともに初回面接では、医師、保健師または管理栄養士の指導のもと、生活習慣改善のための行動計画を設定する。

積極的支援は、原則年1回の初回面接後、3か月以上、定期的に電話や訪問で継続支援を実施する。初回面接から1か月後に中間評価を実施し、3か月後に体重、腹囲の変化や生活習慣の改善状況について最終評価を行う。中間評価時に、体重2kg及び腹囲2cm減少を達成した対象者については、その時点で支援を終了する。

動機付け支援は、原則年1回の初回面接後、3か月後に体重、腹囲の変化や生活習慣の改善状況について実績評価を行う。

④ 実施体制

特定保健指導の委託に際しては、特定健診と同様に国の委託基準を満たす機関を選定する。詳細は契約書及び仕様書で定める。利用者の利便性を考慮するとともに、保健指導の質を確保するなど適正な事業実施に努める。

また、特定保健指導実施機関が少ない地域や一部の対象者については、直営で指導を実施する。

4 特定健診受診率・特定保健指導実施率向上に向けた主な取組

(1) 特定健診

- ① 受診勧奨
- ② 利便性の向上
- ③ 関係機関との連携
- ④ 健診データ収集
- ⑤ 啓発
- ⑥ インセンティブの付与

取組項目	取組内容	取組概要
新たなツールを活用した受診勧奨	架電/SMS/LINEによる受診勧奨	
利便性の向上	休日健診の実施/予約サイト・専用ダイヤルの開設/自己負担額の軽減/がん検診・歯科検診との同時受診	
関係機関との連携	薬局/職域/かかりつけ医と連携した受診勧奨	
健診データ収集	連合会の未受診者医療情報収集事業を活用/特定健診以外の検査データの活用	
早期啓発	39歳向け受診勧奨/40歳未満向け健診の実施	
インセンティブの付与	健康マイレージなどの付与	健康アプリ「マイチャレかがわ！」にて特定健診を受診したら健康ポイントを付与

※「取組項目」「取組内容」：他自治体様における取組事例を記載しています。

※「取組概要」：市町村様で実施される類似した取組がございましたらご記載ください。

(2) 特定保健指導

- ① 利用勧奨
- ② 利便性の向上
- ③ 内容・質の向上
- ④ 早期介入
- ⑤ 関係機関との連携
- ⑥ 新たな保健指導方法の検討

(アウトカム評価導入への対応/成果の「見える化」への対応/ICT活用推進への対応)

取組項目	取組内容	取組概要
新たなツールを活用した利用勧奨	架電による利用勧奨	
利便性の向上	休日の保健指導の実施/遠隔面接の実施	
内容・質の向上	研修会の実施/効果的な期間の設定	
業務の効率化	実施機関の負荷軽減	
早期介入	健診結果説明会と初回面接の同時開催/健診会場での初回面接の実施	
関係機関との連携	スポーツクラブと連携した運動機会の提供/薬局と連携した利用勧奨/医療機関と連携した利用勧奨/地域の専門職のマンパワー活用	
インセンティブの付与	ポイント付与/運動施設の無料利用	
新たな保健指導方法の検討	先行研究結果が出ているICTツールの導入/経年データを活用した保健指導	

※「取組項目」「取組内容」：他自治体様における取組事例を記載しています。

※「取組概要」：市町村様で実施される類似した取組がございましたらご記載ください。

5 その他

(1) 計画の公表・周知

本計画については、高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項に基づき、作成及び変更時は、宇多津町のホームページ等により公表し、広く内容等の周知を行う。

また、特定健診及び特定保健指導については、宇多津町のホームページ等への掲載、啓発用ポスターの掲示などにより、普及啓発に努める。

(2) 個人情報の保護

特定健診及び特定保健指導の記録の保存に当たっては、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」を参考に、個人の健康情報を漏えいしないよう、厳格に管理した上で適切に活用する。

個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法に基づくガイドライン等（「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等）を遵守し、情報の保存及び管理体制を確保する。外部への委託に際しては、委託先との契約書に個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を定めるとともに、委託先の契約遵守状況を適切に管理する。

(3) 実施計画の評価・見直し

特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率、並びにメタボ該当者及びメタボ予備群の減少率については、本計画の最終年度（令和11年度）に評価を行う。

実施中は、設定した目標値の達成状況を1年ごとに点検し、評価の結果を活用して、必要に応じて実施計画の記載内容の見直しを行う。

参考資料 用語集

行	No.	用語	解説
あ行	1	eGFR	血清クレアチニン値と年齢・性別からGFRを推算したもの。GFRは腎臓の中にある毛細血管の集合体である「糸球体」が1分間にどれくらいの血液を濾過して尿を作れるかを示す値であり、GFRが1分間に60ml未満の状態または尿たんぱくが3か月以上続くとCKD（慢性腎臓病：腎機能が慢性的に低下し、尿たんぱくが継続して出る状態）と診断される。
	2	医療費の3要素	医療費の比較には、医療費総額を被保険者数で割った1人当たり医療費を用いる。一人当たり医療費は以下の3つの要素に分解でき、これを医療費の3要素という。 受診率：被保険者千人当たりのレセプト件数 1件当たり日数：受診した日数/レセプト件数 一日当たり医療費：総医療費/受診した日数
	3	HDL-C	余分なコレステロールを回収して動脈硬化を抑える、善玉コレステロール。
	4	ALT	アミノ酸をつくり出す酵素で大部分が肝細胞に含まれている。肝臓の細胞が障害を受けるとALTが血液中に流れ出し血中濃度が上がるため、ALTの数値が高い場合は、肝臓の病気が疑われる。
	5	LDL-C	肝臓で作られたコレステロールを全身へ運ぶ役割を担っており、増えすぎると動脈硬化を起こして心筋梗塞や脳梗塞を発症させる、悪玉コレステロール。
か行	6	拡張期血圧	血圧は一般的には動脈内部の圧力のことを指し、心臓の収縮に伴って大きく変動する。最小となる血圧は心臓が拡張したときの血圧で拡張期血圧と呼ばれる。
	7	虚血性心疾患	虚血性心疾患には、狭心症や心筋梗塞がある。狭心症は動脈硬化などによって心臓の血管（冠動脈）が狭くなり、血液の流れが悪くなった状態。一方、心筋梗塞は、動脈硬化によって心臓の血管に血栓（血液の固まり）ができて血管が詰まり、血液が流れなくなって心筋の細胞が壊れてしまう病気。
	8	空腹時血糖	血糖値は、血液に含まれるブドウ糖（グルコース）の濃度のことで、食前食後で変動する。空腹時血糖は食後10時間以上経過した時点での血糖値。
	9	KDBシステム	国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。
	10	血清クレアチニン	たんぱく質が分解・代謝されてできた老廃物。通常は尿とともに排泄されるが、腎機能が低下すると排泄できず血液中に増えていく。
	11	健康寿命	世界保健機関（WHO）が提唱した新しい指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。
	12	後期高齢者医療制度	公的医療保険制度の1つで、75歳以上の人、そして65歳から74歳までで一定の障害の状態にあると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた人が加入する医療保険。
	13	高血圧症	高血圧は、血圧が高いという病態。高血圧症とは、繰り返し測っても血圧が正常より高い場合をいう。
	14	後発医薬品（ジェネリック医薬品）	先発医薬品の特許期間終了後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が承認を行っているもの。
	15	高齢化率	全人口に占める65歳以上人口の割合。
さ行	16	脂質異常症	中性脂肪やコレステロールなどの脂質代謝に異常をきたした状態。
	17	疾病分類	世界保健機関（WHO）により公表されている「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（略称、国際疾病分類：ICD）に準じて定めたものであり、社会保険の分野で疾病統計を作成する際の統一基準として、広く用いられているもの。
	18	収縮期血圧	血圧は一般的には動脈内部の圧力のことを指し、心臓の収縮に伴って大きく変動する。最大となる血圧は心臓が収縮したときの血圧で収縮期血圧と呼ばれる。
	19	受診勧奨対象者	特定健診受診者のうち、医療機関の受診を促す基準として設定されている受診勧奨判定値を超える者。
	20	人工透析	機能が著しく低下した腎臓に代わり、機械で老廃物を取り除くこと。一般的に行われている「血液透析」は、患者の腕の血管から血液を取り出し、老廃物を除去する。

行	No.	用語	解説
	21	腎不全	腎臓の中にある毛細血管の集合体で、血液を濾過する「糸球体」の網の目が詰まり、腎臓の機能がおち、老廃物を十分排泄できなくなる状態。
	22	診療報酬明細書 (レセプト)	病院などが患者に対して治療を行った際、費用（医療費）を保険者に請求するときに使用する書類のこと。病院などは受診した患者ごとに毎月1枚作成する。
	23	生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が原因で起こる疾患の総称。重篤な疾患の要因となる。日本人の3大死因であるがん・脳血管疾患・心疾患、更に脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などはいずれも生活習慣病であるとされている。
	24	積極的支援	腹囲とBMIから、内臓脂肪蓄積のリスクありと判定された者のうち、血圧高値・脂質異常・血糖高値・喫煙ありの追加リスクに2又は3以上該当した者に対して実施する特定保健指導。65歳以上75歳未満の者については「積極的支援」の対象となった場合でも「動機付け支援」とする。
た行	25	中性脂肪	肉や魚・食用油など食品中の脂質や、体脂肪の大部分を占める物質。単に脂肪とも呼ばれる。
	26	動機付け支援	腹囲とBMIから、内臓脂肪蓄積のリスクありと判定された者のうち、血圧高値・脂質異常・血糖高値・喫煙ありの追加リスクに1又は2つ該当した者に対して実施する特定保健指導。
	27	糖尿病	インスリンの作用不足により高血糖が慢性的に続く病気。網膜症・腎症・神経障害の3大合併症をしばしば伴う。
	28	糖尿病性腎症	糖尿病の合併症の一つ。高血糖状態が継続したことで腎臓の濾過装置である糸球体が障害され、腎機能の著しい低下を認める。一度低下した腎機能の回復は難しく、進行すると人工透析が必要となる場合も多い。
	29	特定健康診査	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳～74歳の方を対象として、保険者が実施することになっている健診。メタボリックシンドロームの対策が目的の一つとなっているために、俗に「メタボ健診」と言われることもある。
	30	特定健康診査等実施計画	保険者が特定健診・特定保健指導の実施に当たって、その規模、加入者の年齢構成、保健事業の体制・人材等のリソース、地域的条件等を考慮し、あらかじめ実施率目標や実施方法等を定めることで、事業を効率的・効果的に実施し、その実施状況の評価ができるよう、作成する計画。
	31	特定保健指導	特定健康診査の結果に基づき、主にメタボリックシンドロームの予防や解消を目的に行われる健康支援のこと。メタボリックシンドロームの人には「積極的支援」、その予備群には「動機付け支援」、それ以外の受診者には「情報提供」が行われる。
な行	32	日本再興戦略	平成25年6月に閣議決定された、規制緩和等によって、民間企業や個人が真の実力を発揮するための方策をまとめたものであり、日本経済を持続的成長に導く道筋を示す戦略。
	33	尿酸	細胞内の核に含まれるプリン体が分解される際に生じる老廃物。
	34	脳血管疾患	脳の動脈硬化が進み、脳の血管が詰まったり破れたりする病気の総称。
は行	35	BMI	体格指数の一つで、肥満度を表す指標として国際的に用いられている。肥満や低体重（やせ）の判定に用いられ、体重（kg）/身長（m ² ）で算出される。
	36	PDCAサイクル	「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。

行	No.	用語	解説
	37	標準化死亡比（SMR）	基準死亡率（人口10万対の死者数）を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死者数と実際に観察された死者数を比較するもの。国の平均を100としており、標準化死亡比が100以上の場合は国の平均より死亡率が高いと判断され、100以下の場合は死亡率が低いと判断される。
	38	腹囲	ハその高さで計る腰回りの大きさ。内臓脂肪の蓄積の目安とされ、メタボリックシンドロームを診断する指標の一つ。
	39	平均自立期間	要介護2以上を「不健康」と定義して、平均余命からこの不健康期間を除いたもので、0歳の人が必要介護2の状態になるまでの期間。
	40	平均余命	ある年齢の人々が、その後何年生きられるかの期待値であり、本計画書では0歳での平均余命を示している。
	41	HbA1c	赤血球の中にあるヘモグロビンA（HbA）にグルコース（血糖）が非酵素的に結合したもの。糖尿病の過去1～3か月のコントロール状態の評価を行う上での重要な指標。
ま行	42	未治療者	健診受診者のうち、受診勧奨対象者かつ健診実施から6か月以内に医療機関を受診していない者。
	43	メタボリックシンドローム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態のこと。単に腹囲が大きいただけでは、メタボリックシンドロームには当てはまらない。
や行	44	有所見者	特定健診受診者のうち、異常の所見のあった者。

疾病中分類別単位の「その他の〇〇」に含まれる細小分類別疾患

疾病分類(中分類)	疾病分類(細小(82)分類)
その他の感染症及び寄生虫症	非定型(非結核性)抗酸菌症 ヘリコバクターピロリ感染症
その他の悪性新生物<腫瘍>	喉頭がん 食道がん 膵臓がん 骨がん 卵巣腫瘍(悪性) 前立腺がん 腎臓がん 膀胱がん 脳腫瘍 甲状腺がん
その他の内分泌、栄養及び代謝障害	痛風・高尿酸血症
その他の精神及び行動の障害	認知症
その他の神経系の疾患	一過性脳虚血発作 睡眠時無呼吸症候群
その他の眼及び付属器の疾患	糖尿病網膜症 緑内障
その他の耳疾患	難聴
その他の心疾患	心臓弁膜症 不整脈 心房・心室中隔欠損症
その他の循環器系の疾患	大動脈瘤 食道静脈瘤
その他の呼吸器系の疾患	インフルエンザ 間質性肺炎 気胸
その他の消化器系の疾患	逆流性食道炎 腸閉塞 虫垂炎 クローン病 潰瘍性腸炎 腸閉塞 大腸ポリープ
その他の肝疾患	肝硬変 脂肪肝
その他の皮膚及び皮下組織の疾患	尋常性乾せん<癬> アレルギー性じんま<蕁麻疹>
その他の腎尿路系の疾患	急性膀胱炎 腎性尿崩症
その他の特殊目的用コード	コロナウイルス感染症2019 ペニシリンへの耐性
その他の理由による保健サービスの利用者	腸管感染症の感染源との接触及び病原体への曝露 腸チフスのキャリア<病原体保有者>

香川県標準指標出典元

(1) 特定健診受診率

目標値 特定健診受診率 60%

項番	データ
ア	特定健診受診率(%)
イ	県内順位・全国順位
ウ	40～64歳受診率(%)
エ	65～74歳受診率(%)

(出典) ア～イ(KDB健康スコアリング(特定健診・特定保健指導の実施状況))

ウ～エ(特定健診・保健指導総括表 総計No. 3)

(2) 特定保健指導実施率

目標値 特定保健指導実施率 60%

項番	データ
ア	特定保健指導実施率(%)
イ	県内順位・全国順位
ウ	40～64歳実施率(%)
エ	65～74歳実施率(%)
オ	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率 総計(%)
カ	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率 男性(%)
キ	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率 女性(%)
ク	メタボ該当者(%)
ケ	県内順位・全国順位
コ	メタボ該当者予備群(%)
サ	県内順位・全国順位

(出典) ア～イ(KDB健康スコアリング(特定健診・特定保健指導の実施状況))

ウ～エ(特定健診・保健指導総括表 総計No. 50)

オ～キ(特定健診・特定保健指導実施結果報告No. 29)

ク～サ(KDB 健診・医療・介護データからみる地域の健康課題③)

(3) 生活習慣病等重症化予防対策

目標値 受診勧奨による受診率の増

介入者の改善率の増

① 受診勧奨による受診率

項番	データ
ア	受診勧奨者の受診率(糖尿病)(%)※1
イ	受診勧奨者の受診率(歯科)(%) ※1
ウ	受診勧奨者の受診率(CKD)(%) ※1
エ	受診勧奨者の受診率(循環器病)(%)※2

(出典) ア～エ(KKDA集計)

※1 受診者/受診勧奨者(受診者及び受診勧奨者ともに、N-1年度特定健診結果に基づきN-1年度又はN年度に受診勧奨及び受診した者の数)

※2 ウ(CKD)受診勧奨のうち優先勧奨者(循環器病)の受診率(再掲)

② 介入者の改善率

項番	データ
オ	糖尿病介入者の改善状況(HbA1c)(※1)(%)
カ	CKD介入者の改善状況(CKDステージ)(※2)(%)

(出典) オ～カ(KKDA集計)

※1 N-1年度特定健診受診者かつ受診勧奨発送者で 「N-1年度のHbA1c値」-「N年度のHbA1c値」=差>0の者の割合

※2 N-1年度特定健診受診者かつ受診勧奨発送者で 「N-1年度のCKDステージ」-「N年度のCKDステージ」=差≥0の者の割合

③糖尿病性腎症重症化予防対象者の概数

項番	データ
キ	A 糖尿病性腎症＋受診なし(人) (腎症4期＋腎症3期)
ク	B 糖尿病性腎症＋受診あり(人) (腎症4期＋腎症3期＋腎症2期以下)
ケ	C 糖尿病基準該当＋受診なし(人) (腎症2期以下＋腎症病期不明)
コ	D 糖尿病治療中 健診未受診者(人) (当年度に糖尿病(2型糖尿病)に該当するレセプトまたは糖尿病性腎症が発生)
サ	E 糖尿病治療中断中 健診未受診者(人)

(出典)キ～サ(KDB介入支援機能csvによる集計)

※糖尿病有の定義：空腹時血糖126mg/dlまたはHbA1c6.5%以上または当年度に糖尿病(2型糖尿病)に該当するレセプトが発生している

※糖尿病治療ありの定義：問診で本人が糖尿病治療薬ありと回答または当年度に糖尿病(2型糖尿病)に該当するレセプトが発生している

※糖尿病治療中断の判定条件：前年度に糖尿病(2型糖尿病)と判定されたレセプトが存在するか当年度に糖尿病(2型糖尿病)と判定されたレセプトが存在しない

④HbA1c8.0%以上者の割合

項番	データ
シ	HbA1c8.0%以上者の割合(40～74歳)(%)
ス	HbA1c8.0%以上者の割合(40～64歳 再掲)(%)
セ	HbA1c8.0%以上者の割合(65～74歳 再掲)(%)

(出典)シ～セ(KDB介入支援機能csvによる集計)

⑤人工透析者の状況

項番	データ
ソ	人工透析者数(総数 合計)(人)
タ	被保険者数あたり人工透析発生割合(総数 合計)(%)
チ	人工透析(糖尿病レセプト有)者数(総数 合計)(人)
ツ	被保険者数あたり人工透析(糖尿病レセプト有)発生割合(総数 合計)(%)

(出典)ソ～ツ(KDB厚生労働省様式3-7人工透析のレセプト分析)(N+1年度5月作成分)

(4)重複・多剤投与者に対する取組み

目標値 該当者数の減

①該当者数

項番	データ
ア	重複投与者数(年間平均)(人) ※1
イ	重複投与者数(対1万人)(人) ※1
ウ	多剤投与者数(年間平均)(人) ※2
エ	多剤投与者数(対1万人)(人) ※2

(出典)ア～エ(KDB介入支援機能csvによる集計)

保険者努力支援制度における「重複・多剤投与者」の条件

※1 ア・イ 重複処方該当者数

①【絞込み条件】を「薬効分類単位で集計」とし、【資格情報】は、「選択した診療年月に資格を有する者を抽出」としたうえで、

次の②・③に該当する人数を加算した数を「重複処方該当者数」とする。

②「重複処方を受けた者(人)の【3医療機関以上】・複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数【1以上】

③「重複処方を受けた者(人)の【2医療機関以上】・複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数【2以上】

※2 ウ・エ 多剤処方該当者数

①【絞込み条件】を「薬効分類単位で集計」とし、【資格情報】を「選択した診療年月に資格を有する者を抽出」としたうえで、

同一薬剤に関する処方日数、「処方を受けた者(人)の【1日以上】」、処方薬剤数(同一月内)【15剤以上】に該当する人数を「多剤処方該当者数」とする。

(5)後発医薬品の使用促進の取組み

目標値 後発医薬品の使用割合 金額シェア（国が定める目標値）

項番	データ
ア	後発医薬品の使用割合（金額シェア全体）（％）
イ	後発医薬品の切替割合（計）（％）

（出典）ア（国統計資料）

イ（差額通知書通算集計表 表3-3 審査年月別切替割合（N+1年度5月作成分）

(6)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に寄与する取組み

目標値 1人当たり骨折(入院・外来)医療費の減

要介護認定率の減

フレイル対策 ポピュレーションアプローチ(健康増進計画との整合)

①骨折1人当たり医療費（65歳以上）

項番	データ
ア	1人当たり骨折(入院・外来)医療費（前期高齢者・後期高齢者）

（出典）ア（KDB 疾病別医療費分析 中分類 116骨折 CSVによる集計（N年度累計））

骨折医療費÷被保険者数=1人当たり医療費、骨折医療費(円)=1保険者当たり総点数×10

②要介護認定の状況と平均自立期間

項番	データ
イ	要介護1号認定率(%)
ウ	平均自立期間(要介護2以上)(男) (N年度)(年)
エ	平均自立期間(要介護2以上)(女) (N年度)(年)
オ	平均寿命と平均自立期間(要介護2以上)の差（不健康期間)(男)(N年度)(年)
カ	平均寿命と平均自立期間(要介護2以上)の差（不健康期間)(女)(N年度)(年)

（出典）イ～カ（KDB 地域の全体像の把握 介護, 平均寿命, 平均自立期間）